

中華人民共和国  
市場経済の健全な発展と民生の保障のための  
法制度整備プロジェクト  
終了時評価調査報告書

令和2年7月  
(2020年)

独立行政法人国際協力機構

ガ平
J R
20-024



中華人民共和国  
市場経済の健全な発展と民生の保障のための  
法制度整備プロジェクト  
終了時評価調査報告書

令和2年7月  
(2020年)

独立行政法人国際協力機構



# 目 次

## 評価調査結果要約表

第1章 調査の概要	1
1-1 調査の背景	1
1-2 調査の目的	1
1-3 調査団の構成	2
1-4 調査日程	2
1-5 主要面談者	2
1-6 評価の方法	3
第2章 プロジェクトの実績	6
2-1 投入の実績	6
2-2 アウトプットの達成度	6
2-3 プロジェクト目標の達成状況	10
2-4 上位目標の達成見込み	16
2-5 実施プロセスにおける特記事項	16
第3章 5項目評価による評価結果	18
3-1 妥当性	18
3-2 有効性	18
3-3 効率性	20
3-4 インパクト	21
3-5 持続性	23
3-6 結論	23
第4章 教訓及び提言	24
4-1 教訓	24
4-2 提言	24
附属資料	
Annex1 : Project Design Matrix(PDM)	27
Annex2 : 署名済協議議事録 (和・中)	28
Annex3 : カウンターパート配置実績	52
Annex4 : 調査団派遣実績	53
Annex5 : 本邦研修派遣実績	54
Annex6 : 質問票	73



## 終了時評価調査 結果要約表

1. 案件の概要	
国名：中華人民共和国	案件名：市場経済の健全な発展と民生の保障のための法制度整備プロジェクト
分野：法・司法	援助形態：技術協力プロジェクト
所轄部署：JICA 産業開発・公共政策部 法・司法チーム	協力金額： 355,839 千円（2019 年度第 4 期までの見込み額を含む）
協力期間 2014 年 6 月 ～ 2020 年 6 月（6 年間）	先方関係機関： 全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会
	日本側協力機関： 法務省、特許庁等の省庁、日弁連、その他大学機関等
	他の関連協力：なし
<p><b>1-1 協力の背景と概要</b></p> <p>中国においては、経済・社会の急激な発展に伴い、新しい課題が増加し、社会・経済の実情や現代の国際基準を反映した法改正が急務となっており、2020 年までに法に基づき国を統治する（「依法治国」）基本政策の実施を目標に、全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会（以下、「法工委」という。）において、各種法案の起草作業が進められている。法工委では、法案の起草及び改正案の作成にあたり、諸外国の立法の調査研究を行っている。特に日本は、成熟した法制度と運用の経験を有し、研究する意義が大きいと考えられており、中国はわが国に対し、日本関連法制度の研究にかかる技術協力プロジェクトの実施を要請した。本プロジェクトは、中国において、日本の関連法制度と運用に関する研究成果の取りまとめ及び日本の立法過程及び立法後評価（政策評価）の経験に関する研究成果の取りまとめを行うことにより、日本の立法経験を参考にした、質の高い、有効に実施可能な中国の経済、社会分野の法律制定・改正作業の促進を図り、もって、中国の経済体制改革の深化、民生の保障・改善、資源節約型・環境友好型社会の構築を支える法制度の構築に寄与することを目的としている。本プロジェクトでは、合同調整委員会（JCC）で、対象とする法令を選定し、本邦研修や現地セミナーを通じて、日本の知見を提供している。これまで対象としてきた法令は、立法法、サイバーセキュリティ法、民法総則、証券法（これら 4 法令については既に可決又は施行済）、犯罪被害者権利保障立法、業界協会・商会法、労災保険法、民法、専利法である。本プロジェクトは、これらの法律の起草を行っている法工委をカウンターパート（C/P）機関として、2014 年 6 月から 2020 年 6 月までの 6 年間の予定で実施されており、現在 1 名の長期専門家（弁護士）を派遣中である。</p>	
<p><b>1-2 協力内容</b></p> <p>(1) 上位目標： 中国の経済体制改革の深化、民生の保障・改善、資源節約型・環境友好型社会の構築を支える法制度が構築される</p> <p>(2) プロジェクト目標： 日本の立法経験を参考にした、質の高い、有効に実施可能な中国の経済、社会分野の法律制定・改正作業が促進される</p>	

(3) 成果：

- 成果1：プロジェクトで対象とした法令に関し、中国における当該法分野の立法に役立てるため、日本の関連法制度と運用に関する研究成果が取りまとめられる
- 成果2：日本における立法過程及び法の執行の質の向上に役立てるため、日本の立法過程及び立法後評価（政策評価）の経験に関する研究成果が取りまとめられる

(4) 投入（終了時評価調査時点）

日本側：

- 専門家派遣：専門家 38 名（長期専門家 1 名、調査団としての専門家派遣 37 名）
- 訪日研修：計 12 回 391 名（複数回参加を含む、延べ人数）
- 在外事業強化費：約 9,670 万円

中国側：

- カウンターパート配置：30 名（法工委）
- 事業費：訪日研修参加者のうち半数にかかる航空券代を負担

2. 評価調査団の概要

	氏名	分野	所属
調査者 日本側	1 澤田 寛之	総括	JICA 産業開発・公共政策部 次長兼ガバナンスグループ長
	2 石崎 貴子	評価計画	JICA 産業開発・公共政策部 法・司法チーム 専門嘱託
	3 十津川 淳	評価分析	佐野総合企画株式会社 海外事業部部長
調査期間	2020 年 1 月 5 日～2020 年 1 月 10 日		評価種類：終了時評価

3. 評価結果の概要

3-1 実績の確認

\* 達成状況の検証は、既に可決または施行された立法法、サイバーセキュリティ法、民法総則、証券法を主たる対象としている。

3-1-1 成果1の達成状況

成果1は達成した。

本プロジェクトの訪日研修及び現地セミナーにおいて提供された日本法関連の知見について、その要点が報告書として取りまとめられ、立法資料として活用されてきた。

- ・立法法：地方の立法権限拡大に関する規定や租税法律主義の徹底等が反映された。
- ・サイバーセキュリティ法：国家のサイバーセキュリティ戦略やサイバーセキュリティの宣伝教育をはじめ、多くの条文において日本法との比較検討がなされた。
- ・民法総則：50 条以上の条文において、日本法との比較検討がなされた。
- ・証券法：証券会社の投資家適合性管理義務、損失補填の禁止、不正情報開示、相場操縦、インサイダー取引に関する法的責任などが比較情報として有効活用された。



### 3-1-2 成果2の達成状況

成果2は達成した。

訪日研修や現地セミナーを通して、日本の立法過程や法律の改正方式、その他法制執務ルールなどが提供された。これらは、日本の立法過程及び立法後評価の経験に関する研究成果として取りまとめられ、特に立法法の改正作業において有効に活用された。

### 3-1-3 プロジェクト目標の達成状況

プロジェクト目標は終了時評価時点で「達成した」と評価できる。

本プロジェクトでは訪日研修や現地セミナーを通じて、日本の法令、立法過程及び立法後の評価の最新の状況について、立法府、法務省民事局、検察庁、裁判所、弁護士会及び研究者等が様々な視点から日本の知見を提供してきた。この際、日本の立法経験や司法実務の長所・メリットだけでなく、問題点や新たな課題についても併せて開示したものであった。この結果、中国側関係者はそれら多様な情報を参照し、「質の高い、有効に実施可能な中国の経済、社会分野の法律制定・改正作業」を進めてきた。

指標についても、「取りまとめた知見の法案作成への参照（指標1）」、「社会・経済の実情の反映（指標2）」、「日本の実務体制の参照（指標3）」、「国際基準の参照（指標4）」のそれぞれの観点において充足されていることが確認できる。

## 3-2 評価結果の要約

\* 評価結果は「高い」、「概ね高い」、「中程度」、「やや低い」、「低い」の5段階とした。

### (1) 妥当性「高い」

本プロジェクトが対象とした法令は、2013年3月に採択された5カ年立法計画の重点分野及び2018年9月の「十三届全国人大常委会立法规划」で示された主要な重点立法領域に即している。本プロジェクトはそれら重点立法領域のなかから日中双方が協議の上で対象法令を定めている。つまり、本プロジェクトは中国政府の政策及びニーズに即した取り組みといえる。以上から、妥当性は「高い」。

### (2) 有効性「高い」

プロジェクトは訪日研修や現地セミナーを通して、日本側が培ってきた立法経験を紹介してきた。これらは終了時評価時点において、立法法、サイバーセキュリティ法、民法総則、証券法の起草、改正の作業における有効な知見として活用されてきた。また、現在進行中である専利法等においても、各種の知見や情報が既に有効活用されており、今後成立する見込みが高い。プロジェクト終了までに、その達成度は更に高まることが期待できる。以上から、有効性は「高い」。

### (3) 効率性「高い」

日本側は1名の長期専門家と多様な組織から調査団形式による短期滞在型の専門家の派遣を行なった。各専門家はそれぞれの立場から知見を提供し、プロジェクト目標の達成に貢献した。また、中国側も法工委のみならず、地方人大法工委関係者、最高人民法院、最高人民検察院など、多様な人的投入を行い、プロジェクトの効果発現を促進した。プロジェクト期間が当初の3年間から6年間に延長されたが、これは民法典編纂にかかる協力につき、当初は総則を中心としていたものの、プロジェクトの効果をより高めるためには、民法典編纂全

編にわたって協力することが重要であると判断したことによる。したがって、プロジェクト期間の延長及びそれに伴う事業費の増加は、プロジェクトの成果向上に寄与している。

この他、民間の交流団体である日中法律家交流協会によるシンポジウムとの補完効果も見られた。以上から、効率性は「高い」。

#### (4) インパクト「高い」

上位目標である「中国の経済体制改革の深化、民生の保障・改善、資源節約型・環境友好型社会の構築を支える法制度が構築される」は、十分に達成可能と考えられる。中国政府は国の5カ年計画をはじめとする国の重要政策に照らして立法計画を策定しており、本プロジェクトは、立法計画に挙げられている法律を扱っていることから、中国5カ年計画等の中国の経済体制改革、民生保障、資源節約・環境保全等の政策に合致した法令の起草に貢献している。また、プロジェクトを通して、対象法令以外の起草作業に日本法の知見が参照されたり、訪日研修の実施を通して中国側に人的ネットワークが構築されたりといった波及効果が見られた。更に日本側にも正の波及効果が確認できる。特に、日系企業と法工委が直接意見交換したことをひとつの契機として、外商投資法において日系企業が求めていた「外商投資企業の権利救済制度」（第26条第1項）が採用された。また日本の法曹界にも中国法にかかる知見が学会等を通じて発信されている。以上から、インパクトは「高い」。

#### (5) 持続性：「高い」

中国では今後も全人代常務委員会のもと、法工委を重要なプレーヤーとしながら立法作業を継続的に行なうことが計画されている。この観点において、本プロジェクト終了後の中国側の政策的側面における持続性は非常に高い。また、組織面、技術面についても中国側の法工委には法令整備に関して経験・知見の豊富な人材が擁されており、また人事異動といった持続性にかかる懸念も無い。財務面に関しても、大きな予算を必要とする活動はなく、予算措置にかかる心配も見られない。以上から、持続性は「高い」。

### 3-3 効果発現に貢献した要因

#### (1) 実施プロセスに関すること

##### 1) 多様な組織からの専門家投入

本プロジェクトでは法曹界及び関連分野の専門家が大学や省庁、国際機関、弁護士事務所等から派遣され、第一線の知見が提供された。極めて幅広い、多彩な専門家が投入されたことによってプロジェクト活動が充実し、成果に結びついた。

##### 2) 入念な準備に基づく訪日研修および現地セミナーの実施

訪日研修にかかる準備についてはJCC会議で年度計画を定め、研修の3カ月前には質問検討事項とその背景事情等を法工委がプロジェクトに提出することを徹底するなど入念な準備を行った。また、翻訳や訳語統一等の校閲作業を再度実施する等の努力も払われた。

##### 3) 中国側の多様なステークホルダーのプロジェクト参加

法工委関係者のみならず、地方人大法工委関係者、最高人民法院、最高人民検察院、中国社会科学院、中国法学会、国务院関連部門の関係者も参加した。日本法の知見提供が狭義の「法律」だけでなく、中国法実務の重要部分を占める「司法解釈」や「行政法規」にも影響を及ぼすに至った。

### 3-4 問題点及び問題を惹起した要因

なし

### 3-5 結論

中国の5カ年立法計画の重点分野をはじめとする中国政府の政策の実現に寄与する分野の法律の起草・改正にあたり、日本の経験・知見を適切に共有し、実際に中国側は起草・改正作業において活用していることから、プロジェクトは所期の目標を達成したと総括できる。プロジェクトは入念な準備及び多彩な各方面からの専門家投入を以て、訪日研修及び現地セミナーを実施し、中国側のニーズに即した対象法令の可決、施行へと導いた。また、プロジェクトは日系企業に対する裨益効果をはじめ、多様な正のインパクトを発現していることも特記できる。

### 3-6 提言

#### ・着実な立法の推進：

これまでのプロジェクトの成果を今後も活用し、新規立法及び既存法令の改正が着実に終われることを希望する。

#### ・啓発・普及活動：

公開セミナー等の機会を設け、これまでのプロジェクトの成果の普及及び展開に繋げることが期待される。

### 3-7 教訓

#### ・日本側の協力態勢：

本プロジェクトにおいては、相手国の立法上の優先順位を踏まえた知見の共有を行った。この結果として、環境法、社会法等従来 JICA の法整備支援では対象としてこなかった分野での協力も求められることとなった。今後、こうした幅の広い協力を進めていく場合には、日本側の協力機関とのネットワークや人的リソースの構築、体制整備等の改善が望まれる。

#### ・対象法令の選定：

対象法令の選定にあたっては、当該法令の日本側へのインパクト、日本が支援を行うことの比較優位性を考慮しつつも、相手国の経済・社会上の課題を踏まえた優先度、重要性を踏まえて判断することが重要である。

#### ・事前準備：

訪日研修、現地セミナーに先立ち、相手国側が主体的に関心事項を整理し、その背景情報を含めて、あらかじめ日本と共有し、日本側でこれを検討、準備し、双方での情報共有及び意見交換を行う仕組みは、プロジェクトの成果の最大化にとって重要である。

### 3-8 フォローアップ

特になし

以上



# 第1章 調査の概要

## 1-1 調査の背景

中国においては、経済・社会の急激な発展に伴い、新しい課題が増加し、社会・経済の実情や現代の国際基準を反映した立法及び法改正が急務となっており、2020年までに法に基づき国を統治する（「依法治国」）基本政策の実施を目標に、全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会（以下、「法工委」という。）において、各種法案の起草作業が進められている。

法工委では、法案の起草及び改正案の作成にあたり、諸外国の立法の調査研究を行っている。特に日本は、成熟した法制度の確立と運用の経験を有し、研究する意義が大きいと考えられており、中国はわが国に対し、日本の法制度の研究にかかる技術協力プロジェクトの実施を要請した。

本プロジェクトは、中国において、日本の関連制度と法の運用に関する研究成果の取りまとめ及び、日本の立法過程及び立法後評価（政策評価）の経験に関する研究成果の取りまとめを行うことにより、日本の立法経験を参考にした、質の高い、有効に実施可能な中国の経済、社会分野の法律制定・改正作業の促進を図り、もって中国の経済体制改革の深化、民生の保障・改善、資源節約型・環境友好型社会の構築を支える法制度の構築に寄与することを目的としている。本プロジェクトでは、毎年、合同調整委員会で対象とする法令を選定し、本邦研修や現地セミナーを通じて日本の知見を提供してきた。これまで対象としてきた法令は、立法法、サイバーセキュリティ法、民法総則、証券法（これら4法令については既に可決又は施行済）、犯罪被害者救助法、業界協会・商会法、労災保険法、民法、専利法である。本プロジェクトは、これらの対象法の起草を行っている法工委をカウンターパート（C/P）機関として、2014年6月から2020年6月までの6年間の予定で実施されており、現在1名の長期専門家（弁護士）を派遣中である。

今回実施する終了時評価調査は、2020年6月のプロジェクト終了を控え、プロジェクト活動の実績、成果を評価、確認するとともに、残る協力期間のプロジェクト活動に対する提言及び今後の類似事業の実施に当たっての教訓を導くことを目的とする。

## 1-2 調査の目的

現行プロジェクトの終了まで約6カ月に迫ったことを踏まえ、プロジェクト開始時の協議議事録に基づき、これまでのプロジェクト活動の進捗状況、実績、プロセス、目標の達成見込みを整理・確認するとともに、DAC評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点から評価を行い、協力期間終了までに対応すべき事項について、C/Pと確認の上、具体的対策、プロジェクト終了までの活動スケジュールについて、C/Pと協議し、合意する。

終了時評価結果については、ミニッツに取りまとめ、全人代と署名する。また併せて、本プロジェクト期間の終了後の対応についてもC/Pと意見交換を行う。

### 1-3 調査団の構成

表 1-2 日本側調査団

氏名	担当分野	所属等
澤田 寛之	総括	JICA 産業開発・公共政策部 次長兼ガバナンスグループ長
石崎 貴子	協力企画	JICA 産業開発・公共政策部 法・司法チーム 専門嘱託
十津川 淳	評価分析	佐野総合企画株式会社 海外事業部

表 1-3 中国側調査団

氏名	所属等
孫鎮平	中国側リーダー 全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会弁公室主任

### 1-4 調査日程

Day	日時	実施事項
1	2020/1/5 日	石崎団員、十津川団員 北京着
2	2020/1/6 月	9:30～11:30 プロジェクト専門家からのヒアリング及び打合せ 午後 資料整理
3	2020/1/7 火	8:30～10:20: 全人代国家法室・最高人民検察院からのヒアリング 10:20～12:00: 全人代経済法室からのヒアリング (全人代) 13:30～15:20: 全人代民法室、経済法室、社会科学法学院からのヒアリング (全人代) 16:00～17:00: JETRO及び中国日本商会からのヒアリング (JETRO) (夜: 総括 北京着)
4	2020/1/8 水	午前: 団内打合せ 午後: 資料作成
5	2020/1/9 木	午前: 資料作成 15:00～15:30: 在中日本国大使館訪問
6	2020/1/10 金	8:30～10:00 弁公室との評価に係る協議 10:30～12:30 JCC (北京発、東京着)

### 1-5 主要面談者

氏名	所属
Mr. Li Hoaxin	最高人民検察院
Mr. Wang Zhengbin	国家法室
Ms. Liang Fei	国家法室
Mr. Chen Yangyue	経済法室
Mr. Yang Hongju	国家知的財産権局

Mr. Yang Minglun	経済法室
Ms. Duan Jinglian	民法室
Mr. Xie Hongfei	社会科学法学院
Mr. Sun Zhenping	弁公室 主任
Liu Zewei	弁公室
Wang Xingwen	弁公室
Liu Wei	弁公室
林 和孝	在中国日本国大使館 参事官
田中 麻美子	在中国日本国大使館 一等書記官
浅江 貴光	在中国日本国大使館 二等書記官
山本 栄一	(独) 日本貿易振興機構 (JETRO) 知的財産権部 部長
渡辺 泰一	中国日本商会 事務局長

## 1-6 評価の方法

### 1-6-1 評価の枠組みと評価基準

本終了時評価調査では、「JICA 事業評価ガイドライン」を指針として、プロジェクトの実績と実施プロセスを把握し、プロジェクトの妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性を総合的に検証した。

#### (1) 妥当性

妥当性は、プロジェクトの上位目標やプロジェクトの目標が、中国の政策やターゲットグループのニーズに合致しているか否か、プロジェクトアプローチとしての適切さ等を評価する。

#### (2) 有効性

有効性は、プロジェクトによって産出された成果により、どの程度プロジェクト目標が達成されたのか、あるいは達成が見込まれるのか等を評価する。

#### (3) 効率性

効率性は、実施過程の中でさまざまな投入がいかに効率的に成果に結びつけられたか、人的投入、物的投入、研修等の各側面から評価する。

#### (4) インパクト

インパクトはプロジェクト実施の結果、起こる影響や変化を評価する視点である。インパクトは上位目標に対する影響のほか、直接的・間接的な影響・変化、望ましい、あるいは望ましくない影響・変化などさまざまな側面が含まれる。

#### (5) 持続性

持続性は、外部からの支援がなくなった段階でもプロジェクトの便益が持続するかどうかという視点において評価する。

なお、達成状況の検証は、既に可決または施行された立法法、サイバーセキュリティ法、民法総則、証券法を主たる対象としている。



### 1-6-2 評価のプロセス

本評価調査にあたっては、評価対処方針において設定した調査項目/サブ項目への調査・検討を中心にとらえながら、日本・中国からの合同評価団によって調査を実施した。現地調査では、プロジェクトの記録や各種資料の精査に加え、日本側専門家、カウンターパートである法工委職員に対する質問票や聞き取り調査等を通して、本評価調査に必要な情報収集を行った。

主たる調査及び実施行程は以下のとおりである。

- ① 日本側専門家に対する質問票及び聞き取り調査
- ② カウンターパート（法工委）に対する質問票及び/もしくは聞き取り調査  
聞き取り調査は国家法室、経済法室、民法室に所属するカウンターパートに対して実施した。
- ③ 日系企業関連に対する聞き取り調査  
聞き取り調査はJETRO及び中国日本商会に対して実施した。

### 1-6-3 評価設問と必要なデータ・評価指標

本調査における主要な調査項目は、評価5項目に即した下表の内容である。また、必要な情報・データについては上述のとおり、多様な関係者への質問票回答依頼、聞き取り調査、並びにプロジェクトが作成した資料に拠った。

表1-1 終了時評価の主要な調査項目

5項目	サブ項目
妥当性	中国政策との整合性
	日本援助方針との整合性
	ターゲットグループ・ニーズ
	パイロットプロジェクト対象地選定の適切性
	プロジェクト・デザインの適切性
	日本の技術の優位性・経験蓄積の有無
有効性	プロジェクト目標及び成果達成の見込み
	達成にかかる貢献要因
	達成にかかる阻害要因
	外部条件の充足
効率性	人的投入（日本・中国側）
	物的投入（日本・中国側）
	本邦研修の効果
	調達機材の効果・妥当性
	その他の効率性促進要因
	重複活動の有無



インパクト	上位目標達成見通し
	波及効果（政策、組織、制度、財政、社会、経済、環境）
持続性	政策面
	技術面
	組織面
	財政面
	社会経済面

## 第2章 プロジェクトの実績

### 2-1 投入の実績

日本・中国双方の投入の概要は、下表のとおりである。

表2-1 日本側及び中国側による投入実績一覧（終了時評価時点：2020年1月）

項目		概要
中国側	人材	* プロジェクトダイレクター ：法工委弁公室主任 * プロジェクトマネージャー ：法工委弁公室副主任 * カウンターパート ：30人（法工委職員）
	事業費	* カウンターパート訪日研修旅費（参加者のうち半数の旅費負担）
日本側	人材	* 専門家派遣 ：長期専門家 1人 ：調査団派遣 37人（現地セミナー講師として派遣）
	本邦研修	* 計12回、391人参加（複数回の参加者を含む延べ人数）
	事業費	* 約355,839千円（2019年度第4期までの見込み額を含む）

カウンターパート配置実績、調査団派遣、本邦研修の参加者の詳細については、Annex3～5を参照されたい。

### 2-2 アウトプットの達成度

アウトプット（成果）の達成状況は以下のとおりである。

成果1：プロジェクトで対象とした法令に関し、中国における当該法分野の立法に役立てるため、日本の関連法制度と運用に関する研究成果が取りまとめられる	
指標	達成状況
1-1. 対象法令における日本法の内容、運用に関する現状と課題等が報告書に取りまとめられる	指標1-1は達成済みである。 本プロジェクトが対象とした法令のうち、本終了時評価時点において既に可決、施行まで進んだ法令は、以下の立法法改正（2015年3月可決）、サイバーセキュリティ法（2016年11月可決）、民法総則（2017年3月可決）及び証券法改正（2019年12月可決）である。 これらに関して、訪日研修や現地セミナー等のプロジェクト活動を通して、日本法の内容、運用に関する現状や課題等が中国側カウンターパートによって取りまとめられている。現状や課題として参照された主要ポイントは以下のとおりである。

	対象法令	報告書等に記載された、「日本法の内容、運用に関する現状と課題」のうち、特筆すべき主要ポイント
	立法法（改正）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中央と地方の立法権限</li> <li>・ 法律の改正方式</li> <li>・ 法的適合性の担保</li> <li>・ 租税法律主義（税収法定主義）</li> <li>・ 法律の改正方式等の改善とその他技術的事項（法制執務ルール）</li> </ul>
	サイバーセキュリティ法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本におけるインターネット発展の概況</li> <li>・ インターネット犯罪への対策</li> <li>・ 重要インフラの保護</li> <li>・ インターネットサービスプロバイダの義務責任</li> <li>・ 個人情報保護</li> </ul>
	民法総則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本における債権法改正の動向</li> <li>・ 消滅時効制度の改正</li> <li>・ 日本の後見制度</li> </ul>
	証券法（改正）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 証券会社の投資家適合性管理義務</li> <li>・ 損失補填の禁止</li> <li>・ 不正情報開示</li> <li>・ 相場操縦</li> <li>・ インサイダー取引に関する法的責任</li> </ul>
1-2. 報告書に日本の経験の分析・日中の制度の比較考察が反映されている	<p>指標 1-2 は達成済みである。</p> <p>指標 1-1 に該当する報告書では日本の経験にかかる分析及び日中の制度比較が為されており、その分析や比較考察の対象は上記の指標 1-1 と同様である。</p>	
<p>評価総括：</p> <p>成果 1 は達成した。</p> <p>本プロジェクトの訪日研修及び現地セミナーにおいて提供された日本法関連の知見について、その要点が報告書として取りまとめられ、立法資料として活用され、対象法令に反映されてきた。</p> <p>立法法に関して提供した日本法関連の知見は、①中央と地方の立法権限、②授権立法、③審議機関の職責、④法律改正、⑤立法計画、⑥法的適合性の担保、⑦立法への国民の関わり、パブリックコメント等に関わるものである。これらを受けて、改正法では地方の立法権限拡大に関する規定や租税法律主義の徹底等の点が反映された。</p> <p>サイバーセキュリティ法に関連して提供した日本法関連の知見は、①日本におけるインターネット発展の概況、サイバーセキュリティ問題概況、②インターネット犯罪への対策、③重要インフラの保護、④インターネットサービスプロバイダの義務責任、⑤個人情報保護、⑥情報化社会の促進等に関わるものである。これらを受けて、新法では国家のサイバーセキュリティ戦略（4条）やサイバーセキュリティの宣伝教育（19条）をはじめ、多くの条文の制定研究過程において日本法との比較検討がなされた（詳細は表 2－3 参照）。</p>		

民法総則に関連して提供した日本法関連の知見は、①基本原則関連（民法の基本原則、民法の法源）、②訴訟時効、③法人制度関連（法人の住所、寄付法人）、④民事権利関連（パブリック財産、信用権）、⑤民法総則草案への助言・提言等である。これらを受けて、新法では極めて多岐にわたる条文の制定研究過程において、日本法との比較検討がなされた（詳細は表 2-4 参照）。

証券法については、証券会社の投資家適合性管理義務、損失補填の禁止、不正情報開示、相場操縦、インサイダー取引に関する法的責任などが、特に有効な比較情報として有効活用された。

表 2-2 訪日研修および現地セミナー実績

日程	区分	訪日研修・現地セミナー名称
2014年9月28、29日	現	法工委経済法室等と中日サイバーセキュリティ法律制度研 検討会 現地セミナー
2014年10月20日～30日	J	法工委国家法室等“立法法修改”訪日研修
2014年12月1、2日	現	法工委国家法室と“中日立法制度研討会”現地セミナー
2015年1月14日～22日	J	法工委経済法室等“セイバーセキュリティ法”訪日研修
2015年10月12日～22日	J	法工委刑法室等“犯罪被害者権利保護法律制度”訪日研修
2015年11月11日～21日	J	法工委国家法室等と“犯罪被害者権利保護法律制度及び関 連司法制度”訪日研修
2015年12月2、3日	現	法工委社会法室等と“中日法律制度検討会 - 業界協会・商 会、労災保険制度”現地セミナー
2015年12月11、12日	現	法工委刑法室等と“中日犯罪被害者権利保護法律制度研討 会”現地セミナー
2015年12月14日	現	法工委社会法室と“反家庭暴力法律制度研討会”セミナー を JICA 中国事務所直営で実施
2016年1月11日～22日	J	法工委社会法室等と“業界協会・商会、労災保険制度”訪 日研修
2016年1月27、28日	現	法工委国家法室等と“中日犯罪被害者権利保護法律制度及 び関連司法制度研討会”現地セミナー
2016年9月4日～15日	J	法工委经济法室等と《専利法》改正 訪日研修
2016年9月19日～30日	J	法工委民法室等と民法典編纂（民法総則）訪日研修
2016年10月19、20日	現	法工委行政法室と“中日行政手続法律制度研討会”現地セ ミナー
2016年11月3、4日	現	法工委経済法室と“中日専利法律制度研討会”現地セミナー
2016年12月21、22日	現	“中日民法総則研討会”現地セミナー
2017年1月9日～20日	J	法工委行政法室等と“行政手続法”訪日研修
2017年4月13日	現	法工委経済法室、日本知的財産権協会（JIPA）訪中団等と“専 利法改正意見交換会

2017年11月9、10日	現	法工委民法室と“中日民法分則編纂研討会”現地セミナー
2018年3月23日	現	法工委経済法室、日本知的財産権協会(JIPA)訪中団等と“専利法改正意見交換会
2018年4月9日～20日	J	法工委民法室等と“民法典分則編纂”訪日研修
2018年9月5日～15日	J	法工委経済法室等と“専利法改正”(証券法改正含む)訪日研修
2019年1月10、11日	現	法工委民法室等と“中日民法分則編纂研討会”現地セミナー
2019年4月11、12日	現	法工委民法室等と“中日専利法律制度研討会”現地セミナー
2019年5月13日～24日	J	法工委民法室等と“民法典分則編纂”訪日研修
2019年9月9、10日	現	法工委民法室等と“中日民法分則編纂研討会”現地セミナー
2019年11月4日～15日	J	法工委経済法室及び立法規画室等“専利法改正”訪日研修

注) J: 訪日研修、現: 現地セミナー

成果2: 中国における立法過程及び法の執行の質の向上に役立てるため、日本の立法過程及び立法後評価(政策評価)の経験に関する研究成果が取りまとめられる							
指標	達成状況						
2-1. 日本における立法過程及び立法後評価(政策評価)の内容、現状と課題などが報告書に取りまとめられる	<p>指標 2-1 は達成済みである。 対象法令の作成過程において日本における立法過程及び立法後評価(政策評価)の内容、現状と課題にかかる考察がなされている。主要なポイントは以下のとおりである。</p> <table border="1"> <tr> <td>対象法令</td> <td>報告書に記載された「日本における立法過程及び立法後評価(政策評価)の内容、現状と課題」のうち特筆すべき主要ポイント</td> </tr> <tr> <td>立法法(改正)</td> <td>日本の立法過程、法律の改正方式、その他技術的事項(法制執務ルール)。</td> </tr> <tr> <td>民法総則</td> <td>日本の債権法改正の立法過程、新法の普及啓発に向けた活動</td> </tr> </table>	対象法令	報告書に記載された「日本における立法過程及び立法後評価(政策評価)の内容、現状と課題」のうち特筆すべき主要ポイント	立法法(改正)	日本の立法過程、法律の改正方式、その他技術的事項(法制執務ルール)。	民法総則	日本の債権法改正の立法過程、新法の普及啓発に向けた活動
対象法令	報告書に記載された「日本における立法過程及び立法後評価(政策評価)の内容、現状と課題」のうち特筆すべき主要ポイント						
立法法(改正)	日本の立法過程、法律の改正方式、その他技術的事項(法制執務ルール)。						
民法総則	日本の債権法改正の立法過程、新法の普及啓発に向けた活動						
2-2. 報告書に日本の経験の分析・日中の制度の比較考察が反映されている	<p>指標 2-2 は達成済みである。 指標 2-1 に該当する報告書では対象法令の作成過程において、日本の経験の分析・日中の制度の比較考察がなされている。その分析や比較考察の対象は上記の指標 2-1 と同様である。</p>						

評価総括：

成果 2 は達成した。

訪日研修や現地セミナーを通して、日本の立法過程や法律の改正方式、その他法制執務ルールなどが提供された。これらは、日本の立法過程及び立法後評価の経験に関する研究成果として取りまとめられ、特に立法法の改正作業において有効に活用された。また、個別の法律の視点からは、民法総則起草支援において日本の債権法改正の立法過程、新法の普及啓発に向けた活動が研究成果として取りまとめられ、有効に活用された。

### 2-3 プロジェクト目標の達成状況

プロジェクト目標にかかる達成状況は以下のとおりである。

プロジェクト目標： 日本の立法経験を参考にした、質の高い、有効に実施可能な中国の経済、社会分野の法律制定・改正作業が促進される									
指標	達成状況								
1. 対象法令の法案作成に際して、研究成果で取りまとめられた知見が参照される	指標 1 は達成済みである。								
	<table border="1"> <tr> <td>対象法令</td> <td>取りまとめられた知見が参照された点</td> </tr> <tr> <td>立法法(改正)</td> <td>地方立法権限の拡大。租税法律主義（税法法定主義）。法律の改正方式等と技術的事項（法制執務ルール）。</td> </tr> <tr> <td>サイバーセキュリティ法</td> <td>多くの条文において、日本の立法経験が参照されている（表 2-3 参照）。</td> </tr> <tr> <td>民法総則</td> <td>多くの条文において、日本の立法経験が参照されている（表 2-4 参照）。</td> </tr> </table>	対象法令	取りまとめられた知見が参照された点	立法法(改正)	地方立法権限の拡大。租税法律主義（税法法定主義）。法律の改正方式等と技術的事項（法制執務ルール）。	サイバーセキュリティ法	多くの条文において、日本の立法経験が参照されている（表 2-3 参照）。	民法総則	多くの条文において、日本の立法経験が参照されている（表 2-4 参照）。
	対象法令	取りまとめられた知見が参照された点							
	立法法(改正)	地方立法権限の拡大。租税法律主義（税法法定主義）。法律の改正方式等と技術的事項（法制執務ルール）。							
	サイバーセキュリティ法	多くの条文において、日本の立法経験が参照されている（表 2-3 参照）。							
民法総則	多くの条文において、日本の立法経験が参照されている（表 2-4 参照）。								
証券法改正については 2019 年 12 月 28 日に可決されたものであり、条文解説書がまだ発表されていない。そのため上述の通り、証券会社の投資家適合性管理義務、損失補填の禁止、不正情報開示、相場操縦、インサイダー取引に関する法的責任などの情報、知見が有効活用されたとの聞き取り情報はあるものの、条文解説書ではまだ確認できていない（以下、指標 3 と 4 も同様）。									
2. 対象法令の法案作成に際して、中国の社会・経済の実情やニーズが参照される	指標 2 は達成済みである。								
	立法法の改正により、社会のニーズや意見を反映するパブリックコメント等の体制がより充実するようになった。立法法改正以後において、対象法令を含む全国人大及び常務委員会による法律案については原則として 2 回のパブコメが実施されるようになり、立法過程への中国社会・経済の実情やニーズや意見反映の機会が拡大しているといえる。								

<p>3. 対象法令の法案作成に際して、(日本の) 執行・運用機関の実務体制に関する情報が参照される</p>	<p>指標 3 は達成済みである。</p> <table border="1" data-bbox="528 300 1406 1429"> <tr> <td data-bbox="528 300 724 387">対象法令</td> <td data-bbox="724 300 1406 387">執行・運用機関の実務体制に関する情報が参照された点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 387 724 685">立法法(改正)</td> <td data-bbox="724 387 1406 685">訪日研修を通じて、衆議院法制局、内閣法制局、法務省民事局、京都市、三重県庁等の実務体制が紹介され、草案起草の際の中国の体制の検討にあたり参照された。また現地セミナーにおいても、中国側は法制工作委員会法規備案審査室、北京市人民代表大会法制室、地方人大常務委員会備案審査部門、及び中国社会科学院法学研究所が参加し、セミナーでの情報が草案起草において有効活用された。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 685 724 1093">サイバーセキュリティ法</td> <td data-bbox="724 685 1406 1093">訪日研修を通じて、総務省、横浜市政策局、東京地検刑事部サイバー係、インターネットホットラインセンター、一般社団法人テレコムサービス協会、KDDI ウェブコミュニケーション等の法執行・運用機関をはじめサイバーセキュリティに関係する諸機関・団体の実務体制が紹介され、草案起草の際に参照された。また現地セミナーにおいても、中国側は国務院法制弁公室、工業情報化部、公安部インターネット安全保衛局、国家インターネット情報弁公室等の関係者が現地セミナー等に参加している。これら訪日研修及びセミナーを通じて、草案起草の際に有効に活用された。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 1093 724 1429">民法総則</td> <td data-bbox="724 1093 1406 1429">訪日研修を通じて、法務省民事局、東京家庭裁判所、日本弁護士連合会、大阪弁護士会及び学識経験者との交流を通じて、日本の実務体制が紹介され、草案起草の際に参照された。 中国側は最高人民法院、最高人民検察院、国務院法制弁公室、中国法学会、地方法院の裁判官等が訪日研修及び現地セミナーに参加した。これら訪日研修及びセミナーを通じて得られた情報が草案起草の際に有効に活用された。</td> </tr> </table>	対象法令	執行・運用機関の実務体制に関する情報が参照された点	立法法(改正)	訪日研修を通じて、衆議院法制局、内閣法制局、法務省民事局、京都市、三重県庁等の実務体制が紹介され、草案起草の際の中国の体制の検討にあたり参照された。また現地セミナーにおいても、中国側は法制工作委員会法規備案審査室、北京市人民代表大会法制室、地方人大常務委員会備案審査部門、及び中国社会科学院法学研究所が参加し、セミナーでの情報が草案起草において有効活用された。	サイバーセキュリティ法	訪日研修を通じて、総務省、横浜市政策局、東京地検刑事部サイバー係、インターネットホットラインセンター、一般社団法人テレコムサービス協会、KDDI ウェブコミュニケーション等の法執行・運用機関をはじめサイバーセキュリティに関係する諸機関・団体の実務体制が紹介され、草案起草の際に参照された。また現地セミナーにおいても、中国側は国務院法制弁公室、工業情報化部、公安部インターネット安全保衛局、国家インターネット情報弁公室等の関係者が現地セミナー等に参加している。これら訪日研修及びセミナーを通じて、草案起草の際に有効に活用された。	民法総則	訪日研修を通じて、法務省民事局、東京家庭裁判所、日本弁護士連合会、大阪弁護士会及び学識経験者との交流を通じて、日本の実務体制が紹介され、草案起草の際に参照された。 中国側は最高人民法院、最高人民検察院、国務院法制弁公室、中国法学会、地方法院の裁判官等が訪日研修及び現地セミナーに参加した。これら訪日研修及びセミナーを通じて得られた情報が草案起草の際に有効に活用された。
対象法令	執行・運用機関の実務体制に関する情報が参照された点								
立法法(改正)	訪日研修を通じて、衆議院法制局、内閣法制局、法務省民事局、京都市、三重県庁等の実務体制が紹介され、草案起草の際の中国の体制の検討にあたり参照された。また現地セミナーにおいても、中国側は法制工作委員会法規備案審査室、北京市人民代表大会法制室、地方人大常務委員会備案審査部門、及び中国社会科学院法学研究所が参加し、セミナーでの情報が草案起草において有効活用された。								
サイバーセキュリティ法	訪日研修を通じて、総務省、横浜市政策局、東京地検刑事部サイバー係、インターネットホットラインセンター、一般社団法人テレコムサービス協会、KDDI ウェブコミュニケーション等の法執行・運用機関をはじめサイバーセキュリティに関係する諸機関・団体の実務体制が紹介され、草案起草の際に参照された。また現地セミナーにおいても、中国側は国務院法制弁公室、工業情報化部、公安部インターネット安全保衛局、国家インターネット情報弁公室等の関係者が現地セミナー等に参加している。これら訪日研修及びセミナーを通じて、草案起草の際に有効に活用された。								
民法総則	訪日研修を通じて、法務省民事局、東京家庭裁判所、日本弁護士連合会、大阪弁護士会及び学識経験者との交流を通じて、日本の実務体制が紹介され、草案起草の際に参照された。 中国側は最高人民法院、最高人民検察院、国務院法制弁公室、中国法学会、地方法院の裁判官等が訪日研修及び現地セミナーに参加した。これら訪日研修及びセミナーを通じて得られた情報が草案起草の際に有効に活用された。								
<p>4. 対象法令の法案作成に際して国際基準が参照される</p>	<p>指標 4 は達成済みである。</p> <table border="1" data-bbox="528 1563 1406 1935"> <tr> <td data-bbox="528 1563 724 1615">対象法令</td> <td data-bbox="724 1563 1406 1615">国際基準が参照されたことを示す点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 1615 724 1733">立法法(改正)</td> <td data-bbox="724 1615 1406 1733">法案に対する意見を聴取する座談会、論証会、聴聞会等の各種制度について、欧米の諸制度が比較対照されている。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 1733 724 1816">サイバーセキュリティ法</td> <td data-bbox="724 1733 1406 1816">日本の法令以外に、主にアメリカ、EU の関連制度が多数比較対照されている。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 1816 724 1935">民法総則</td> <td data-bbox="724 1816 1406 1935">日本の法令以外に、主にドイツ民法、フランス民法、中国台湾地区民法、児童の権利条約等の関連制度が比較対照されている。</td> </tr> </table>	対象法令	国際基準が参照されたことを示す点	立法法(改正)	法案に対する意見を聴取する座談会、論証会、聴聞会等の各種制度について、欧米の諸制度が比較対照されている。	サイバーセキュリティ法	日本の法令以外に、主にアメリカ、EU の関連制度が多数比較対照されている。	民法総則	日本の法令以外に、主にドイツ民法、フランス民法、中国台湾地区民法、児童の権利条約等の関連制度が比較対照されている。
対象法令	国際基準が参照されたことを示す点								
立法法(改正)	法案に対する意見を聴取する座談会、論証会、聴聞会等の各種制度について、欧米の諸制度が比較対照されている。								
サイバーセキュリティ法	日本の法令以外に、主にアメリカ、EU の関連制度が多数比較対照されている。								
民法総則	日本の法令以外に、主にドイツ民法、フランス民法、中国台湾地区民法、児童の権利条約等の関連制度が比較対照されている。								



評価総括：

プロジェクトは目標を達成している。

本プロジェクトでは訪日研修や現地セミナーを通じて、日本法における最新の状況について、立法府、法務省民事局、検察庁、裁判所、弁護士会及び研究者等がさまざまな視点から日本法の知見を提供してきた。これは日本の立法経験や司法実務の長所・メリットだけでなく、問題点や新たな課題についても合わせて開示したものであった。この結果、中国側関係者はそれら多様な情報を参照し、「質の高い、有効に実施可能な中国の経済、社会分野の法律制定・改正作業」を進めてきたといえる。

制定・改正作業が促進されてきたことを示す顕著な実例として、2011年3月10日の全国人民代表大会において「中国の特色社会主義法律体系が基本的に形成された」旨が宣言された時点で、中国国内の有効な法律は237本であったが、2019年11月現在では275本に増加している。また、新法のみならず、並行して多くの既存法が改正を重ねていることも特記できる。

本プロジェクトが関与した法律自体は、これらの一部であるものの、プロジェクト活動を通じて日本側が提供した情報及び経験が、中国の法律制定・改正作業に活かされ（例えば、表2-3、表2-4参照）、これを促進するといった役割を果たしたことが伺われるものであり、本プロジェクトの所期の目標は達成されたと評価できる。

表2-3：サイバーセキュリティ法において日本の立法経験が参照された点

中国サイバーセキュリティ法の条文	『サイバーセキュリティ法釈義』の該当頁	『サイバーセキュリティ法解説』の該当頁	コメントされている日本法等
4条【国家のサイバーセキュリティ戦略】	45～46頁		2013年6月制定の「日本サイバーセキュリティ戦略」
19条【サイバーセキュリティの宣伝教育】	68頁		「日本のサイバーセキュリティ戦略」の関連内容
20条【サイバーセキュリティ人材の育成】	69頁		「日本のサイバーセキュリティ戦略」の関連内容
24条【ネットワークユーザーアイデンティティ管理制度】	78頁	57頁	日本「携帯電話不正利用防止法」の関連内容
28条【ネットワーク運営者の技術的支援・協力義務】	85頁	67頁	日本「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律」
31条【重要情報インフラ保護制度の構築】	89頁	72頁	「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る基本政策」
39条【重要情報インフラ保護の統括・協力】	98頁	85頁	内閣府に設置されたサイバーセキュリティ戦略本部の職責
40条【ユーザー情報保護制度の構築】	100頁	88頁	2003年の「個人情報保護法」制定



42条【ネットワーク運営者の個人情報保護義務】	105～106頁	94～95頁	2015年改正「個人情報保護法」による匿名加工情報を使用する企業の義務
75条【重要用語の意味】	152頁	160頁	日本「サイバーセキュリティ基本法」におけるサイバーセキュリティの定義

表2-4：民法総則において日本の立法経験が参照された点

中国民法総則の条文	『民法総則解説』の該当頁	『民法総則釈義』	『民法総則条文説明、立法理由と関連規定』	『民法総則解釈と適用』	コメントされている日本法
3条【合法的民事権益の法律保護原則】	9頁	13頁		12頁	憲法29条
4条【平等原則】	11頁	15頁			民法2条
7条【誠実信用原則】	21頁	25頁			民法1条2項
8条【法律・公序良俗の遵守原則】	25頁	28頁			民法90条
16条【胎児の利益保護】	47頁、50頁	48頁、51頁	35頁、37頁	38頁、41頁	民法965条、886条、721条
17条【成年と未成年】	54頁	52頁	37頁	42頁	日本は二分法
18条【完全民事行為能力者】	54頁	55頁	41頁	44頁	日本は二分法
19条【制限民事行為能力の未成年】	59頁	60頁	44頁	49頁	民法5条3項
26条【父母と子の間の法的義務】	80頁	78頁			民法838条
29条【遺言による後見人指定】	88頁	85頁			民法839条
33条【事前協議による後見人確定】	101頁	98頁			任意後見契約に関する法律2条、4条
35条【後見人職責履行における遵守原則】	109頁	105頁	79頁	85頁	日本における後見制度の改革
48条【死亡宣告を受けた者の死亡日確定】	141頁	133頁	103頁	109頁	日本民法による死亡推定の基準時

57条【法人の定義】	174 頁	161 頁	122 頁	134 頁	民法 34 条
58条【法人成立の法定原則、成立の条件】	175 頁	162 頁	125 頁	135 頁	民法 33 条
62条【法定代表者職務執行上の侵權行為の責任負担】	188 頁	176 頁		147 頁	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）78 条、111 条
69条【法人の解散】	213 頁	201 条			一般法人法 148 条、202 条
77条【営利法人の成立】	248 頁	234 頁			民法 45 条
87条【非営利法人の定義と類型】	274 頁	258 頁			一般法人法による公益社団法人、公益財団法人
88条【事業単位法人】	279 頁	262 頁			一般法人法 22 条
91条【社会団体法人の定款と組織機構】	291 頁	274 頁	207 頁	225 頁	一般法人法 35 条、60 条、61 条
92条【寄付法人】	293 頁	276 頁	215 頁	227 頁	一般法人法 163 条
93条【寄付法人の定款と組織機構】	306 頁	289 頁			一般法人法 170 条、171 条、172 条
94条【寄付法人の権利】	308 頁	291 頁		238 頁	一般法人法 172 条
95条【非営利法人終了時の残余財産の分配】	314 頁	296 ～ 297 頁	224 頁	243 頁	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 5 条、29 条、30 条
109条【人身の自由、人格の尊厳】	357 頁	338 頁	256 ～ 257 頁	281 頁	民法 2 条
111条【個人情報保護】	364 頁	344 頁	263 頁	287 頁	個人情報保護法 2 条、3 条
118条【民事主体の債権享有】	391 頁	370 頁			一方当事者の承諾につき日本は要約説
126条【民事主体が享有する民事権益の包括的規定】	414 頁	392 頁	300 頁		日本は多くの環境保護法律を制定し、かつ環境権利侵害により民事責任を負担すべきことを規定している。

146条【虚偽表示・無効と隠匿行為の処理】	487頁、488頁	455～456頁			民法94条
147条【重大な誤解による行為】	491頁	460頁			民法95条
148条【詐欺による行為】	494頁	462～463頁			民法96条
149条【第三者の詐欺】	498頁	466頁			民法96条2項
150条【強迫による行為】	501頁	470頁			民法96条1項
152条【取消権の消滅】	511頁	477～478頁			民法126条
155条【無効,取消の効果】	519頁	486頁			民法121条
158条【条件付民事法律行為】	528条	495頁			民法127条
159条【条件成就・不成就の擬制】	532頁	497頁			民法130条
160条【期限付民事法律行為】	534頁	499頁			民法135条
162条【代理の効力】	540頁	506頁	384頁	407～408頁	民法99条、100条
168条【自己代理・双方代理の禁止】	557頁	520頁			民法108条
169条【復代理】	561頁	524頁		422頁	民法104条
171条【無権代理】	569頁	531頁			民法113条、114条、116条、117条
181条【正当防衛】	603頁	564頁	426頁	454頁	日本民法における正当防衛
188条【一般訴訟時効期間及び起算ルール、権利の最長保護期間】	631～632頁	591頁	446頁	478頁	外国の立法例を見ると、大多数の国・地区の一般訴訟時効期間は往々にして長期であり、日本では5年である（新法を前提）
190条【民事行為無能力者等の法定代理人に対する請求権の訴訟時効起算ルール】	640頁	599頁	454頁	485頁	民法158条

192 条【訴訟時効期間満了の法律効果】	645 頁	604 頁	457 頁	489 頁	民法 167 条
193 条【訴訟時効の援引】	650 頁	609 頁	461 頁	493 ～ 494 頁	民法 145 条
194 条【訴訟時効の中止】	655 頁、 656 頁、 657 頁	614 ～ 616 頁	463 頁	498 ～ 499 頁	民法 161 条、158 条、 160 条
197 条【訴訟時効の法定性、時効利益の事前放棄禁止】	670 頁	628 ～ 629 頁		510 頁	民法 146 条
201 条【期間の起算】	679 頁	635 ～ 636 頁		516 ～ 517 頁	民法 139 条
202 条【期間のおわり】	682 頁	639 頁	483 頁	519 頁	民法 141 条
204 条【期間の法定・約定】	685 頁	641 頁	486 頁	521 頁	民法 138 条

## 2-4 上位目標の達成見込み

上位目標にかかる達成見込みは以下のとおりである。

上位目標：中国の経済体制改革の深化、民生の保障・改善、資源節約型・環境友好型社会の構築を支える法制度が構築される
指標 1. 新規制定・改正された法令及びその運用が、中国五カ年計画等中国の経済体制改革、民生保障、資源節約・環境保全等の政策に合致している
達成見込み： プロジェクト終了の3-5年後に上位目標の達成は十分に可能である。 中国では五カ年計画等で示す国家方針に即して重点立法領域を定め、そのうえで法令の新規制定や改正を進めるプロセスが確立している。そのプロセスは今後も堅持される可能性が高く、上位目標の指標が示す「新規制定・改正された法令及びその運用が政策に合致する」点は、維持される可能性が高いと考えられる。

## 2-5 実施プロセスにおける特記事項

### 2-5-1 コミュニケーション

本プロジェクトでは日本の専門家とカウンターパートが共同作業するプロジェクトオフィスが設けられなかったため、日常的に対面して情報交換できる機会は物理的に限定されていた。ただし、日中双方の関係者の人的信頼関係に基づき、かつメールや電話等による頻繁な対話を通じて、必要な情報は随時共有されてきた。総じて、コミュニケーション上で特記すべき問題も生じず、適正なコミュニケーションがとられていた。

## 2-5-2 モニタリング

プロジェクトではJCCを核として、プロジェクトの進捗確認及び翌年度計画にかかる情報・意識共有を行ってきた。JCCの場を利用し、その年の訪日研修にかかる事前準備作業を徹底化したり（質問検討事項の提出スケジュールの確認等）、現地セミナーのテーマ確認や開催方法等について議論したりするなど、プロジェクト活動の準備作業及びモニタリングがJCCを中心に適正に為されてきたといえる。

また、プロジェクト自体からはやや離れるものの、例えばサイバーセキュリティ法の執行状況にかかる調査が中国側で実施され、その内容を日本側と共有するといった、プロジェクト本体が間接的に関与するモニタリングも効果的に実施されてきた。

## 第3章 5項目評価による評価結果<sup>1</sup>

### 3-1 妥当性：「高い」

本プロジェクトは、中国の政策並びにニーズを慎重に吟味したうえで全体を計画しており、一連の活動や目指す方向性は、関係機関のニーズに整合している。この観点から、本プロジェクトの妥当性は「高い」。

#### 3-1-1 中国政府の政策との整合性

本プロジェクトが対象としてきた法令は、2013年3月の第12次全人代常務委員会において採択された5カ年立法計画の重点分野（市場経済の健全な発展のための整備、民生の保障、環境保全と生態系の保護・環境友好型社会の構築のための環境保護）と整合している。

また、2018年9月公布の「十三届全国人大常委会立法规划」で示された主要な5つの重点立法領域：1) 民生の保障・改善と社会的ガバナンスの強化・刷新（民法典各分編審議と民法典編纂の完成）、2) 経済体系の現代化を推進・金融体制改革の深化と金融リスクの予防対応（証券法）、3) 国家機関組織の改善・社会主義民主政治の強化建設（行政復議法、行政手続法）・司法体制改革の深化（人民法院組織法、人民検察院組織法、法官法、検察官法、及び民事強制執行法）、4) 社会主義文化の推進繁栄・インターネット総合ガバナンス体系の構築（個人情報保護法、著作権法）、5) 生態文明体制改革の加速化、美しい中国の建設にも適合している。

つまり、本プロジェクトの対象法令のうち可決、施行まで進んだ立法法（改正）、サイバーセキュリティ法、民法総則、証券法（改正）のみならず、現在も進行中の専利法や業界協会・商会法、労災保険法等々の他法令についても、中国政府の政策・計画に整合していることが確認できる。

以上から、本プロジェクトは中国政府の政策及び立法にかかるニーズに整合した取り組みと判断できる。

#### 3-1-2 ニーズとの整合性

法工委では法案の起草にあたり、科学的合理性のある立法を実現するため国内の事情だけでなく、関連分野について海外の立法例、実務の状況について比較法検討を行っている。この観点において、日本の法令は既に欧米の法令を日本の事情に合わせ消化していることや経済・社会モデルも先行しており、今後中国で発生し得る各種の法的問題について関連制度を有していることが特徴として考えられている。そのため、中国側は日本の立法経験から学ぶ利点が非常に大きいと考えている。

本プロジェクトは訪日研修やセミナーを通して、日本の法制度にかかる知見、情報を提供しながら、中国の法律制定、改正の促進を目指したものであり、中国政府のニーズに極めて整合した取り組みといえる。

### 3-2 有効性：「高い」

プロジェクト目標である「日本の立法経験を参考にした、中国の経済、社会分野の法律制定・

<sup>1</sup> 評価は「高い」、「概ね高い」、「中程度」、「やや低い」、「低い」の5段階とした。

改正作業の促進」は、終了時評価時点において既に達成されており、有効性は「高い」と評価できる。

### 3-2-1 プロジェクト目標の達成度

プロジェクト目標である「日本の立法経験を参考にした、質の高い、有効に実施可能な中国の経済、社会分野の法律制定・改正作業が促進される」は、終了時評価時点において達成されていると判断できる。

プロジェクトは訪日研修や現地セミナーを通して、日本側が培ってきた立法経験を紹介してきた。これらは終了時評価時点において、立法法、サイバーセキュリティ法、民法総則、証券法の起草、改正の作業における有効な知見として活用されてきた。この有効性については、条文解説書等の記載からも明らかである。また、現在進行中である他の法令、例えば専利法等においても、プロジェクトを通して、各種の知見、情報が既に有効活用されており、今後成立する見込みが極めて高い。

### 3-2-2 プロジェクト目標・成果達成にかかる貢献要因

本プロジェクトの成果およびプロジェクト目標の進捗に対して、下記の点が主たる貢献要因として挙げられる。

#### 1) 多様な組織からの専門家投入

本プロジェクトでは長期専門家及び調査団形式による短期専門家の投入を以て、プロジェクトを実施した。訪日研修及び現地セミナーでは、法曹界及び関連分野の専門家が大学や省庁、国際機関、弁護士事務所等から派遣され、第一線の知見が提供された。このような極めて幅広い、多彩な専門家が投入されたことによって、プロジェクト活動が充実し、成果に結びついたものと考えられる。

#### 2) 入念な準備に基づく訪日研修および現地セミナーの実施

本プロジェクトを支える最も重要な活動が、訪日研修と現地セミナーの両活動であり、この場を最大限に活用し、日本の有する立法経験を示してきた。そのため、訪日研修にかかる準備についてはJCC会議で年度計画を定め、研修の3ヶ月前には質問検討事項とその背景事情等を法工委側がプロジェクトに提出することを徹底するなど入念な準備を行なった。

また、日本側専門家によって翻訳内容や訳語統一等の校閲作業を再度実施する等の努力も払われた。このような入念な準備が訪日研修及び現地セミナーの多大な効果発現に貢献したものと考えられる。

#### 3) 中国側の多様なステークホルダーのプロジェクト参加

現地セミナー・訪日研修にはカウンターパート機関たる法工委関係者のみならず、地方人大法工委関係者、最高人民法院、最高人民検察院、中国社会科学院、中国法学会、國務院関連部門の関係者も参加した。こうした多様なステークホルダーが活動に参加したことによって、日本法の知見が狭義の「法律」だけでなく、中国法実務の重要部分を占める「司



法解釈」や「行政法規」にも影響を及ぼすに至った。

この点はプロジェクトによるインパクトとしての側面を有するとともに、プロジェクト目標の達成にも貢献した。

### 3-2-3 プロジェクト目標・成果達成にかかる阻害要因

本プロジェクトの成果及びプロジェクト目標の進捗に対して、特記すべき阻害要因は無い。

コミュニケーションの項に挙げたように、本プロジェクトは専門家とカウンターパートが共同作業するプロジェクトオフィスが無いといった厳しい環境下にあったが、相互のコミュニケーションの努力によって、この環境は阻害要因とはならなかった。

## 3-3 効率性：「高い」

プロジェクトでは日中双方から有効な人的投入が行なわれ、活動は円滑に実施され、プロジェクトの成果発現及び目標達成に貢献した。効率性は「高い」。

### 3-3-1 人的投入

#### 1) 日本側投入

本プロジェクトでは長期専門家1名と調査団形式による短期滞在の複数専門家派遣の両方の形式による人的投入が行われた。長期専門家は北京に常駐することにより、中国側カウンターパートと密な連絡を取り合いながら、プロジェクトを丹念にモニタリングかつ専門的知見の提供及び諸々の活動調整を行った。他方、調査団形式による複数の専門家は、中国における現地セミナー講師として派遣され、その時々セミナーで専門家としての知見を提供した。この両者の組み合わせによる人的投入は、その多彩な専門分野の知見提供を可能にしたという側面のみならず、機動性や人的コストといった側面からも効率的な投入であったものと評価できる。

#### 2) 中国側投入

中国側はプロジェクトが対象とした各法令を担当する法室の職員をカウンターパートとして配置した。カウンターパートは一律に業務経験が豊富であるとともに、プロジェクトが提供する情報を適正に活用した。結果、新法や改正法の成立といった各種の成果に結びついたことは上述のとおりである。中国側の人的投入も適正であったと評価できる。

### 3-3-2 その他の投入（予算・機材・施設等）

予算額や予算支出の遅れがプロジェクト活動の進捗に影響を与えたことは無かった。また、本プロジェクトでは機材、施設の投入は無い。プロジェクト期間が当初の3年間から6年間に延長されたが、これは民法典編纂にかかる協力につき、当初は総則を中心としていたものの、プロジェクトの効果をより高めるためには、民法典編纂全編にわたって協力することが重要であると判断したことによる。したがって、プロジェクト期間の延長及びそれに伴う事業費の増加は、プロジェクトの成果向上に寄与している。



### 3-3-3 訪日研修

訪日研修は本プロジェクトのなかで現地セミナーと共に重要な活動・投入であった。貢献要因の記載のとおり、訪日研修は入念な準備のもと多大な効果を発現し、プロジェクト目標の達成に大きく貢献した。

また、訪日研修と現地セミナーの両機会を併せ設けることにより、例えば訪日研修後に生じた疑問等を、再度現地セミナーで質問、討議できるといった反復プロセスを提供することも可能となった。これら両機会は、プロジェクト活動の効果をより高めることにつながった。

### 3-3-4 補完効果および重複活動の有無

民間の交流団体である日中法律家交流協会が、本プロジェクトとは別にシンポジウムを毎年北京で実施している。同協会はシンポジウムにおける討議テーマについて、本プロジェクトの対象法令と有機的な連携が可能となるテーマを極力選定するよう努めてきた。この連携によって、本プロジェクトがカバーしきれなかった議題や討議内容を補完する効果が生まれた。

他方、現時点において GIZ も法整備支援を行っているが、本プロジェクトがより体系的かつ専門家投入数といった観点からも、規模が大きく、かつ法工委へのインプットも多い。活動内容の観点からも、非効率な重複は見られない。

## 3-4 インパクト：「高い」

上位目標である「中国の経済体制改革の深化、民生の保障・改善、資源節約型・環境友好型社会の構築を支える法制度が構築される」は、十分に達成可能と考えられる。中国政府は国の5カ年計画をはじめとする国の重要政策に照らして立法計画を策定しており、本プロジェクトは、立法計画に挙げられている法律を扱っていることから、中国5カ年計画等の中国の経済体制改革、民生保障、資源節約・環境保全等の政策に合致した法令の起草に貢献している。また、プロジェクトを通して、他法令への展開などの波及効果の発現が確認できた。以上から、インパクトは高いと評価できる。

### 3-4-1 波及効果

#### ・他法令への展開・影響

本プロジェクトによって提供された情報・知見が、法工委の他の担当室の起草作業にも有効活用されている。一例として、2015年度の社会法室に対する業界協会・商会法にかかる知見提供の際に紹介した、日本の法人制度等が、「慈善法」の起草作業において活用されたことが挙げられる。具体的には、基金会、社会团体、社会サービス機関等の非営利法人の形態をとる慈善組織に関するルールに関し、その慈善活動（日本の公益事業に相当）の認定やその範囲、募金方式等について参考とされている。

また、立法法が改正されたことにより、立法作業全般のプロセスが迅速化した<sup>2</sup>。このことにより、本プロジェクトが対象とした民法をはじめ、法工委が担う、各種の法律が以前に比し

<sup>2</sup> これまでの立法法は常務委員会での審議は3回と定められていたが、改正法では審議回数を減らすことができたこととした例外規定が盛り込まれたことなど（立法法30条）。

て、より迅速に可決まで至るようになってきている<sup>3</sup>。

- ・ 訪日研修による人的ネットワークの構築

訪日研修の参加を通して、多様な組織に属する人々の人的ネットワークが構築された。訪日研修は研究者と実務者、立法担当者、行政官及び裁判官、並びに首都北京と地方で業務に従事する者といった、さまざまな立場を有する人々が参加した。この多様な構成によって、それぞれの立場における業務の実態や考え方、課題等々について相互に理解を深めることができた<sup>4</sup>。このことは、おのずと個々職場における業務内容の充実、深化に結び付いている。また、交流が深まったことにより、必要に応じた情報交換が可能となるなどの効果も生まれている。

- ・ 日系企業における裨益効果

本プロジェクトでは中国日本商会と JICA 中国事務所の共催によって、法整備支援の状況や新法の解説に関するセミナーを開催した。同セミナーを通じて最新の法整備の傾向や内容に関して、参加者に有益な知見が与えられてきた。

また、プロジェクトを通して、日系企業と法工委が直接意見交換できる場も生まれた。これまでのインターネットによる情報収集や書面の意見交換だけではなく、直接面会できる場が生まれたことにより、日系企業が抱える法務におけるニーズを直に伝えることができるようになった<sup>5</sup>。これらの意見交換の成果の一例として、外商投資法において「外商投資企業の権利救済制度」（第 26 条第 1 項）が採用されたことが挙げられる。

表 3-1 中国日本商会と JICA 中国事務所の共催によるセミナー実績

	日時	セミナー名	参加者数
1	2015/2/5	JICA 中国事務所・中国日本商会共催セミナー「中国特色ある『依法治国』決定を読み解く～法整備支援の視点から」	約 60 名
2	2015/9/25	JICA 中国事務所・中国日本商会共催セミナー「中国広告法のポイント解説」	約 65 名

- ・ 日本の法曹界への知見提供

本プロジェクトを通じて、日本の法曹界も新たな知見を獲得し、その知見が学会等を通じて発信されている。一例としては、中国側が施行している懲罰的賠償制度や公益訴訟制度について、日本の比較法学会（2017 年）や日本消費者法学会（2018 年）において、その制度内容が

<sup>3</sup> 例えば、経済法室では 2006 年当時、新規の法案作成は 1 本、研究対象が 3 本程度であったが、現在では法案作成 3 本、研究対象 7 本から 10 本と増加している（終了時評価調査団聞き取りによる）。

<sup>4</sup> 例えば、サイバーセキュリティ法関連では、法工委に加え、國務院法制弁公室、工業情報化部、公安部インターネット安全保衛局、国家インターネット情報弁公室が参加したことにより、各界のステークホルダーを巻き込んだ人的な繋がりが構築された。この他、民法関連でも同様にネットワークの構築があったことに加え、特に法工委の立法担当者からは法執行の現場における課題（江蘇省参加者からの事例）について、新たな知見を得たことが報告されている（終了時評価調査団聞き取りによる）。

<sup>5</sup> 特に経済法室との間で専利法にかかる意見交換の場が設けられた。主たる直接面会・討議の実績としては、日本知的財産協会を中心として経済法室と面会、討議を行った事例が挙げられる（北京にて 2017 年、2018 年）。また訪日研修の機会を利用して、本邦民間企業が経済法室と直接面会した実績も見られる。

報告されており、日本においても適用の可能性が議論されている。このように本プロジェクトの裨益効果は、日中双方向に働き始めている。

他方、負のインパクトは見られない。

### 3-5 持続性：「高い」

中国では法に基づく国家統治の全面的な推進に向けて、「憲法を核心とした中国的特色のある社会主義法治体系の構築」を重要な政策目標として示している（2014年10月中国共産党第18期四中全会）。この目標を実現するために、今後も重点立法領域における立法作業を継続的に行うことが計画され、法工委がその重要な役割を継続的に発揮するとされており、この観点において、本プロジェクト終了後の中国側の政策的側面における持続性は非常に高い。

また、組織面、技術面についても中国側の法工委には法令整備に関して経験・知見の豊富な人材が擁されており、持続性にかかる懸念は無い。財務面に関しても、大きな予算を必要とする活動はなく、予算措置にかかる心配も見られない。

総じて、持続性は高いと考えられる。

### 3-6 結論

中国の5カ年立法計画の重点分野をはじめとする中国政府の政策の実現に寄与する分野の法律の起草・改正にあたり、日本の経験・知見を適切に共有し、実際に中国側は起草・改正作業において活用していることから、プロジェクトは所期の目標を達成したと総括できる。プロジェクトは入念な準備及び多彩な各方面からの専門家投入を以て、訪日研修及び現地セミナーを実施し、中国側のニーズに即した対象法令の可決、施行へと導いた。また、プロジェクトは日系企業に対する裨益効果をはじめ、多様な正のインパクトを発現していることも特記できる<sup>6</sup>。

---

<sup>6</sup> 本プロジェクトを通じ、日中における法・司法分野における知見共有及び意見交換が日中双方の経済活動・社会活動に良いインパクトをもたらすことが認められた。こうした結果を踏まえ、今後ODA以外の枠組みにより、日中間で法・司法分野の知見共有を継続することが望ましいことが日中双方の間で確認された。当該枠組みの形成に向けた準備のため、2020年2月に日本政府の了承を得て、2020年3月に全人代との間で協議議事録を締結の上、本プロジェクトを2021年3月31日まで延長することとなった。

## 第4章 教訓及び提言

### 4-1 教訓

#### 1) 日本側の協力態勢

本プロジェクトにおいては、これまでのプロジェクトでの法律分野での人材育成、さらには基本法令の起草支援という協力形態に代えて、相手国の立法上の優先順位を踏まえた知見の共有を行った。この結果として、環境法、社会法等従来 JICA の法整備支援では対象としてこなかった分野での協力も求められることとなった。今後、こうした幅の広い協力を進めていく場合には、それぞれの分野における技術協力との連携又は役割分担、さらには日本側の協力機関とのネットワークや人的リソースの構築、体制整備等の改善が望まれる。

#### 2) 対象法令の選定

対象法令の選定にあたっては、当該法令の日本側へのインパクト、日本が支援を行うことの比較優位性を考慮しつつも、相手国の経済・社会上の課題を踏まえた優先度、重要性を踏まえて判断することが重要である。

#### 3) 事前準備

訪日研修、現地セミナーに先立ち、相手国側が主体的に関心事項を整理し、その背景情報を含めて、あらかじめ日本と共有し、日本側でこれを検討、準備し、双方での情報共有及び意見交換を行う仕組みは、プロジェクトの成果の最大化にとって重要である。

### 4-2 提言

#### 1) 着実な立法の推進

これまでのプロジェクトの成果を今後も活用し、新規立法及び既存法令の改正が着実に進むことを希望する。

#### 2) 啓発・普及活動

公開セミナー等の機会を設け、これまでのプロジェクトの成果の普及及び展開に繋げることが期待される。

## 付 属 資 料

- Annex1 : Project Design Matrix(PDM)
- Annex2 : 署名済協議議事録 (和・中)
- Annex3 : カウンターパート配置実績
- Annex4 : 調査団派遣実績
- Annex5 : 本邦研修派遣実績
- Annex6 : 質問票



プロジェクト・デザイン・マトリックス(PDM)

プロジェクト名 : 中華人民共和国「市場経済の健全な発展と民生の保障のための法制度整備プロジェクト」  
 期間 : 2014 年 6 月 25 日～2017 年 6 月 24 日 (3 年間)  
 対象地域 : 北京  
 ターゲットグループ : 中国国内の法整備に関わる機関 (全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会、地方人民代表大会、國務院関連部門、最高人民法院等) 及び大学研究機関の研究者等  
 実施機関 : 全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会弁公室

プロジェクト要約	指標	入手手段	外部条件
<b>上位目標</b> 中国の経済体制改革の深化、民生の保障・改善、資源節約型・環境友好型社会の構築を支える法制度が構築される。	1. 新規制定・改正された法令及びその運用が、中国五カ年計画等中国の経済体制改革、民生保障、資源節約・環境保全等の政策に合致している。	1. 法律専門家、法学者への聞き取り 2. 経済団体、市民団体等ステークホルダーへの聞き取り 3. 新規制定・改正された法律文書 4. 関連分野の国家戦略文書	
<b>プロジェクト目標</b> 日本の立法経験を参考にした、質の高い、有効に実施可能な中国の経済、社会分野の法律制定・改正作業が促進される。	1. 対象法令の法案作成に際して、研究成果で取りまとめられた知見が参照される。 2. 対象法令の法案作成に際して、中国の社会・経済の実情やニーズが参照される。 3. 対象法令の法案作成に際して執行・運用機関の実務体制に関する情報が参照される。 4. 対象法令の法案作成に際して国際基準が参照される。	1. 全人代、その他関係機関への聞き取り 2. 法律専門家、法学者への聞き取り 3. 対象法令に関し、新規制定・改正された法律文書 4. 当該法律文書の立法に際し作成された解説書 5. 研究会・本邦研修における研究成果に関する報告書 6. 立法過程及び立法後評価(政策評価)に関する法令、執務参考資料	中国五カ年計画その他の国家戦略文書において、大幅な政策の変更がない。
<b>成果</b> 1. プロジェクトで対象とした法令に関し、中国における当該分野の立法に役立てるため、日本の関連法制度と運用に関する研究成果が取り纏められる。  2. 中国における立法過程及び法の執行の質の向上に役立てるため、日本の立法過程及び立法後評価(政策評価)の経験に関する研究成果が取り纏められる。	1. 対象法令における日本法の内容、運用に関する現状と課題等が報告書に取り纏められる。 2. 報告書に日本の経験の分析・日中の制度の比較考察が反映されている。  1. 日本における立法過程及び立法後評価(政策評価)の内容、現状と課題などが報告書に取りまとめられる。 2. 報告書に日本の経験の分析・日中の制度の比較考察が反映されている。	1. 研究会・本邦研修における研究成果に関する報告書 2. カウンターパート機関職員、研究会・本邦研修参加者等への聞き取り 3. プロジェクトに参加した日本人専門家、有識者等への聞き取り  1. 研究会・本邦研修における研究成果に関する報告書 2. カウンターパート機関職員、研究会・本邦研修参加者への聞き取り 3. プロジェクトに参加した日本人専門家、有識者等への聞き取り	
<b>活動</b> 1. プロジェクトで対象とした法令に関し、中国における当該分野の立法に役立てるため、日本の関連法制度と運用に関する研究成果を取り纏めるための活動 1-1 法制工作委員会弁公室及び JICA が、プロジェクト実施の調整機関として設置する JCC (Joint Coordinating Committee) において、中国の立法計画を踏まえて、喫緊の整備が必要とされる法令の中から、活動 1 の対象とする法令を決定する。この場合において、特にクロスボーダー・イシューの解決が求められる法分野があれば、当該分野を優先するものとする。 1-2 法制工作委員会弁公室によって法分野ごとに選定された作業メンバーが、日本人専門家の協力のもと、活動 1-3 の研究会及び活動 1-4 の本邦研修を実施するために必要な対象法令に関する問題点の分析や判例、法理論等の情報の調査を行い、研究会や本邦研修における研究課題の設定を行う。 1-3 活動 1-2 の研究課題設定に基づき、日本人専門家の協力のもと、中国国内において、対象法令の規範面及び運用面に、日中を中心とした比較研究を行うための研究会を開催する。 1-4 活動 1-2 の研究課題設定に基づき、対象法令の規範面及び運用面に、日本の国家機関や民間関連団体等の視察、有識者との意見交換等を通じて当該法分野における日本の経験に関する研究を行うための本邦研修を行う。 1-5 活動 1-3 の研究会及び活動 1-4 の本邦研修で得た研究成果を中国側作業メンバー(研究会及び本邦研修参加者)が取りまとめる。 1-6 活動 1-3 の研究会及び活動 1-4 の本邦研修を実施するに際して、当該法分野に関する日中の相互理解を促進するため、適宜、日中双方の法学研究者等を招いた公開形式のシンポジウム等を行う。  2. 立法過程及び立法後における執行の質の向上のため、日本の立法過程及び立法後評価(政策評価)の経験に関する研究成果を取り纏めるための活動。 2-1 法制工作委員会弁公室によって選定された作業メンバーが、日本人専門家の協力のもと、活動 2-2 の研究会及び活動 2-3 の本邦研修を実施するために必要な中国における立法過程、立法後評価(政策評価)に関する問題の分析・他国の事例の調査を行い、研究会や本邦研修における研究課題の設定を行う。 2-2 活動 2-1 の研究課題設定に基づき、日本人専門家の協力のもと、中国国内において、立法過程や立法後評価(政策評価)に関し、日中を中心とした比較研究を行うための研究会を開催する。 2-3 活動 2-1 の研究課題設定に基づき、日本人専門家の協力のもと、立法過程や立法後評価(政策評価)に関し、日本の国家機関や民間関連団体等の視察、有識者との意見交換等を通じて日本の経験に関する研究を行うための本邦研修を行う。 2-4 活動 2-2 の研究会及び活動 2-3 の本邦研修で得た研究成果を中国側作業メンバー(研究会及び本邦研修参加者)が取りまとめる。	<b>投入</b> (日本側) 1. 長期専門家 法整備アドバイザー  2. 短期専門家 プロジェクトの効果的な実施のため、必要に応じて派遣  3. 研修 本邦研修(研修参加者の日本滞在中の生活費、宿泊料、研修参加者半数の日中往復航空費、日本側講師・通訳謝金)  4. ローカルコスト (1) プロジェクト事務職員(事務員・通訳)の人的費 (2) 日本人専門家の活動に必要な経費	(中国側)  1. カウンターパート (1) プロジェクトダイレクター: 法工委弁公室主任 (2) プロジェクトマネージャー: 法工委弁公室の国際業務を担当する副主任 (3) プロジェクトの活動に関連した職員  2. 施設 長期専門家・プロジェクト事務職員と中国側との連絡に関する便宜  3. 研修・研究会 (1) 本邦研修参加者の人的費・中国国内旅費(交通費、日当、宿泊料等) (2) 本邦研修参加者の半数の日中往復航空費 (3) 中国での研究会開催費用(会場借料、会場設営費、中国側参加者の人的費・旅費(交通費、日当、宿泊料等)等)  4. 情報提供 本邦研修・研究会等プロジェクト活動の実施に必要な情報であって日本側に提供可能なものの提供  5. ローカルコスト 上記に挙げるもののほか中国側カウンターパートのプロジェクト活動参加にかかる人的費・中国国内旅費(交通費、日当、宿泊料等)	プロジェクト実施に係る組織体制に大幅な変更がない。  <b>前提条件</b> 特になし



中華人民共和国  
「市場経済の健全な発展と民生の保障のための法制度整備プロジェクト」  
第7回合同調整委員会

協議議事録

中華人民共和国市場経済の健全な発展と民生の保障のための法制度整備プロジェクト（以下、「プロジェクト」）の第7回合同調整委員会を2020年1月10日に開催した。

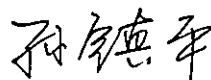
この合同調整委員会にあたり、独立行政法人国際協力機構（以下、「JICA」という。）は、JICA産業開発・公共政策部次長兼ガバナンスグループ長澤田寛之を団長とする終了時評価調査団（以下、「調査団」という。）を2020年1月5日から1月10日までの期間派遣し、中華人民共和国全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会及び関係部局との協働で本プロジェクトの活動実績、成果等について、一連の協議を行った。本合同調整委員会及びその後の双方の協議において、終了時評価の結果及び2020年度のプロジェクト活動計画等について、日中双方は次のとおり合意した。

当協議議事録は、等しく正文である日本語及び中国語による本書各々2通を作成する。

北京市 2020年1月22日



澤田寛之  
日本国  
独立行政法人国際協力機構  
産業開発・公共政策部  
次長兼ガバナンスグループ長



孫鎮平  
中華人民共和国  
全国人民代表大会常務委員会  
法制工作委员会弁公室主任



## 協議結果

### I 終了時評価

調査団と全国人大常委会法工委双方は、プロジェクト・デザイン・マトリックス（PDM）、活動計画（PO）に基づいてプロジェクトの投入実績及び成果、プロジェクト目標の達成状況を確認した。また、プロジェクトのより効果的な実施を図るための提言を取りまとめた。

#### 1. プロジェクト名

中華人民共和国「市場経済の健全な発展と民生の保障のための法制度整備プロジェクト」

#### 2. プロジェクトの概要

##### 2-1. 協力内容

##### (1) 上位目標

中国の経済体制改革の深化、民生の保障・改善、資源節約型・環境友好型社会の構築を支える法制度が構築される。

##### (2) プロジェクト目標

日本の立法経験を参考にした、質の高い、有効に実施可能な中国の経済、社会分野の法律制定・改正作業が促進される。

##### (3) 期待される成果

(成果1) プロジェクトで対象とした法令に関し、中国における当該法分野の立法に役立てるため、日本の関連法制度と運用に関する研究成果が取りまとめられる。

(成果2) 日本における立法過程及び法の執行の質の向上に役立てるため、日本の立法過程及び立法後評価（政策評価）の経験に関する研究成果が取りまとめられる。

##### 2-2. 評価

##### 2-2-1. 成果、プロジェクト目標、上位目標の達成状況

##### (1) 成果の達成状況

\* 本調査における達成状況の検証は、既に可決又は施行された立法法、サイバーセキュリティ法、民法総則、証券法を主たる対象としている。

## 成果1: 達成

本プロジェクトの訪日研修及び現地セミナーにおいて提供された日本法関連の知見について、その要点が報告書として取りまとめられ、立法資料として活用されてきた。

立法法に関して提供した日本法関連の知見は、①中央と地方の立法権限、②授権立法、③審議機関の職責、④法律改正、⑤立法計画、⑥法制統一の保障、⑦立法への国民参加等に関わるものである。これらを受けて、新法では地方の立法権限拡大に関する規定や租税法律主義の徹底等の点が反映された。

サイバーセキュリティ法に関連して提供した日本法関連の知見は、①日本におけるインターネット発展の概況、サイバーセキュリティ問題概況、②インターネット犯罪、③重要インフラの保護、④インターネットサービスプロバイダの義務責任、⑤個人情報保護、⑥情報化社会の促進等に関わるものである。これらを受けて、新法では国家のサイバーセキュリティ戦略(4条)やサイバーセキュリティの宣伝教育(19条)をはじめ、多くの条文の制定研究過程において日本法との比較検討がなされた。

民法総則に関連して提供した日本法関連の知見は、①基本原則関連(民法の基本原則、民法の法源)、②訴訟時効、③法人制度関連(法人の住所、寄付法人)、④民事権利関連(バーチャル財産、信用権)、⑤民法総則草案への助言・提言等である。これらを受けて、新法では極めて多岐にわたる条文の制定研究過程において、日本法との比較検討がなされた。

証券法については、証券会社の投資家適合性管理義務、損失補填の禁止、不正情報開示、相場操縦、インサイダー取引に関する法律責任などが、特に有効な比較情報として有効活用された。

総じて、成果1が目指した「プロジェクトで対象とした法令に関し、中国における当該法分野の立法に役立てるため、日本の関連法制度と運用に関する研究成果が取りまとめられる」は達成したと評価できる。

## 成果2: 達成

訪日研修や現地セミナーを通して、日本の立法過程や法律の改正方式、その他法制執務ルールなどが提供された。これらは、日本の立法過程及び立法後評価の経験に関する研究成果として取り纏められ、特に立法法の改正作業において有効に活用された。また、個別の法律の視点からは、民法総則起草支援において日本の債権法

改正の立法過程、新法の普及啓発に向けた活動が研究成果として取りまとめられ、有効に活用された。

総じて、成果2が目指した「日本における立法過程及び法の執行の質の向上に役立てるため、日本の立法過程及び立法後評価（政策評価）の経験に関する研究成果が取りまとめられる」は達成したと評価できる。

(2) プロジェクト目標の達成状況：達成

「日本の立法経験を参考にした、質の高い、有効に実施可能な中国の経済、社会分野の法律制定・改正作業が促進される。」

本プロジェクトでは訪日研修や現地セミナーを通じて、日本法における最新の状況について、立法府、法務省民事局、検察庁、裁判所、弁護士会及び研究者等が様々な視点から日本法の知見を提供してきた。これは日本の立法経験や司法実務の長所・メリットだけでなく、問題点や新たな課題についても合わせて開示したものであった。この結果、中国側関係者はそれら多様な情報を参照し、「質の高い、有効に実施可能な中国の経済、社会分野の法律制定・改正作業」を進めてきたといえる。

成果の項に上述のとおり、立法法、サイバーセキュリティ法、民法総則、証券法は既に可決又は施行されており、民法分則、専利法等その他の法律案についても鋭意作業が進められている。

なお、指標の観点にかかる達成状況は下記のとおりである。

指標	達成状況
1. 対象法令の法案作成に際して、研究成果で取りまとめられた知見が参照される	指標1は達成済みである。 上記の成果項目における達成状況の通り、立法法、サイバーセキュリティ法、民法総則、証券法の各法案の作成過程において研究成果が取りまとめられ、有効に活用された。
2. 対象法令の法案作成に際して、中国の社会・経済の実情やニーズが参照される	指標2は達成済みである。 立法法の改正により、社会のニーズや意見を反映するパブリックコメントなどの体制がより充実するようになった。そのプロセス等を通して、今般対象法令の法案作成についても、中国社会・経済の実情やニーズが参照、反映されている。
3. 対象法令の法案作	指標3は達成済みである。

93

成に際して、(日本の) 執行・運用機関の実務体制に関する情報が参照される	対象法令	執行・運用機関の実務体制に関する情報が参照された点。
	立法法	訪日研修を通じて、衆議院法制局、内閣法制局、法務省民事局、京都市、三重県庁等の実務体制が紹介され、実務体制に関する情報として草案起草の際に参照された。
	サイバーセキュリティ法	訪日研修を通じて、総務省、横浜市政策局、東京地検刑事部サイバー係、インターネットホットラインセンター、一般社団法人テレコムサービス協会、KDDI ウェブコミュニケーション等の法執行・運用機関の実務体制が紹介され、実務体制に関する情報として草案起草の際に参照された。
	民法総則	訪日研修を通じて、法務省民事局、東京家庭裁判所、大阪弁護士会及び学識経験者との交流を通じて実務体制が紹介され、実務体制に関する情報として草案起草の際に参照された。
4. 対象法令の法案作成に際して国際基準が参照される	指標 4 は達成済みである。	
	対象法令	国際基準が参照されたことを示す点
	立法法	法案に対する意見を聴取する座談会、論証会、聴聞会等の各種制度について、欧米の諸制度が比較対照されている。
	サイバーセキュリティ法	日本の法令以外に、主にアメリカ、EU の関連制度が多数比較対照されている。
	民法総則	日本の法令以外に、主にドイツ民法、フランス民法、児童の権利条約等の関連制度が比較対照されている。

総じて、プロジェクト目標は達成したものと評価できる。

(3) 上位目標の達成見込み： 達成する見込みが高い

「中国の経済体制改革の深化、民生の保障・改善、資源節約型・環境友好型社会の構築を支える法制度が構築される」

中国では五カ年計画等で示す国家方針に即して重点立法領域を定め、そのうえで法令の新規制定や改正を進めるプロセスが確立している。そのプロセスは今後も堅持される可能性が高く、上位目標の達成指標が示す「新規制定・改正された法令およびその運用が政策に合致する」点は、維持される可能性が高いと考えられる。

2-2-2. 実施プロセス、妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性

(1) 実施プロセス

a. コミュニケーション

本プロジェクトでは日本の専門家とカウンターパートが共同作業するプロジェクトオフィスが設けられなかったため、日常的に対面して情報交換できる機会は物理的に限定されていた。ただし、日中双方の関係者の人的信頼関係に基づき、且つメールや電話等による頻繁な対話を通じて、必要な情報は随時共有されてきた。コミュニケーション上で特記すべき問題も生じず、適正なコミュニケーションがとられていたといえる。

b. モニタリング

プロジェクトでは JCC を核として、プロジェクトの進捗確認および翌年度計画にかかる情報共有・意見交換を行ってきた。JCC の場を利用し、その年の訪日研修にかかる事前準備作業を徹底したり（質問検討事項の提出スケジュールの確認等）、現地セミナーのテーマ確認や開催方法等について議論したりするなど、プロジェクト活動の準備作業およびモニタリングが JCC を中心に適正に為されてきたといえる。

また、プロジェクト自体からはやや離れるものの、例えばサイバーセキュリティ法の執行状況にかかる調査が中国側で実施され、その内容を日本側と共有するといった、プロジェクト本体が間接的に関与するモニタリングも効果的に実施されてきた。

(2) 妥当性：高い

本プロジェクトは、中国の政策ならびにニーズを慎重に吟味したうえで全体を計画しており、一連の活動や目指す方向性は、関係機関のニーズに整合し

m

ている。これら観点から、本プロジェクトの妥当性は「高い」。

a. 中国政府の政策との整合性

本プロジェクトが対象とした法令は、2013年3月の「十二届全国人大常務会立法規画」および2018年9月の「十三届全国人大常務会立法規画」で示された主要な5つの重点立法領域に即している。これまでに可決または施行まで進んだ立法法、サイバーセキュリティ法、民法総則、証券法のみならず、現在も進行中の専利法や業界協会・商会法、労災保険法等々の他法律案についても、これらの重点立法領域との整合性が確認できる。

b. ニーズとの整合性

法工委では法律案の起草にあたり、国内の事情だけでなく関連分野について海外の立法例、実務の状況について比較法検討を行なうプロセスを取っている。本プロジェクトは訪日研修や現地セミナーを通して、日本の法制度にかかる知見、情報を提供しながら、中国の法律制定、改正の促進を目指したものであり、中国政府のニーズに整合した取り組みである。

(3) 有効性：高い

プロジェクト目標である「日本の立法経験を参考にした、中国の経済、社会分野の法律制定・改正作業の促進」は、終了時評価時点において既に達成されており、有効性は「高い」と評価できる。

a. プロジェクト目標の達成度

プロジェクトは訪日研修や現地セミナーを通して、日本側が培ってきた立法経験を紹介してきた。これらは終了時評価時点において、立法法、サイバーセキュリティ法、民法総則、証券法の起草、改正の作業における有効な知見として活用されてきた。この点については、条文解説書等の記載からも明らかである。また、現在進行中である他の法律案、例えば専利法等においても、プロジェクトを通して、各種の知見、情報が既に有効活用されており、今後成立する見込みが極めて高い。プロジェクト終了までに、その達成度は更に高まることが期待できる。

b. プロジェクト目標・成果達成にかかる貢献要因

本プロジェクトの成果およびプロジェクト目標の進捗に対して、下記の点が主たる貢献要因として挙げられる。



#### 1) 多様な組織からの専門家投入

本プロジェクトでは長期専門家および調査団形式による短期専門家の投入を以て、プロジェクトを実施した。訪日研修および現地セミナーでは、法曹界および関連分野の専門家が大学や省庁、国際機関、弁護士事務所等から派遣され、第一線の知見が提供された。このような極めて幅広い、多彩な専門家が投入されたことによって、プロジェクト活動が充実し、成果に結びついたものと考えられる。

#### 2) 入念な準備に基づく訪日研修および現地セミナーの実施

本プロジェクトを支える最も重要な活動が、訪日研修と現地セミナーの両活動であり、この場を最大限に活用し、日本の有する立法経験を示してきた。そのため、訪日研修にかかる準備については JGC 会議で年度計画を定め、研修の 3 ヶ月前には質問検討事項とその背景事情等を法工委側がプロジェクトに提出することを徹底するなど入念な準備を行なった。

また、日本側専門家によって翻訳内容や訳語統一等の校閲作業を再度実施する等の努力も払われた。このような入念な準備が訪日研修および現地セミナーの多大な効果発現に貢献したのと考えられる。

#### 3) 中国側の多様なステークホルダーのプロジェクト参加

現地セミナー・訪日研修にはカウンターパート機関たる法工委関係者のみならず、地方人大法工委関係者、最高人民法院、最高人民検察院、中国社会科学院、中国法学会（学者）、国务院関連部門の関係者も参加した。日本法の知見提供が狭義の「法律」だけでなく、中国法実務の重要部分を占める「司法解釈」や「行政法規」にも影響を及ぼすに至った。

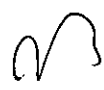
この点はプロジェクトによるインパクトとしての側面を有するとともに、プロジェクト目標の達成にも貢献した。

#### c. プロジェクト目標・成果達成にかかる阻害要因

本プロジェクトの成果およびプロジェクト目標の進捗に対して、特記すべき阻害要因は無い。コミュニケーションの項に挙げたように、本プロジェクトは専門家とカウンターパートが共同作業するプロジェクトオフィスが無いといった厳しい環境下にあったが、相互のコミュニケーション努力によって、この環境は阻害要因とはならなかった。

#### (4) 効率性：高い

プロジェクトでは日中双方から有効な人的投入が行なわれ、活動は円滑に





実施され、プロジェクトの成果発現および目標達成に貢献した。効率性は「高い」。

a. 人的投入

1) 日本側投入

本プロジェクトでは長期専門家1名と調査団形式による短期滞在の複数専門家派遣の両方の形式による人的投入が行なわれた。長期専門家は北京に常駐することにより、中国側カウンターパートと密な連絡を取り合いながら、プロジェクトを丹念にモニタリング且つ専門的知見の提供および諸々の活動調整を行なった。他方、調査団形式による複数の専門家は、中国における現地セミナー講師として派遣され、その時々セミナーで専門家としての知見を提供した。この両者の組合せによる人的投入は、その多彩な専門分野の知見提供を可能にしたという側面のみならず、機動性や人的コストといった側面からも効率的な投入であったものと評価できる。

2) 中国側投入

中国側はプロジェクトが対象とした各法令を担当する法室の職員をカウンターパートとして配置した。カウンターパートは一様に業務経験が豊富であるとともに、プロジェクトが提供する情報を適正に活用した。結果、新法や改正法の成立といった各種の成果に結びついたことは上述のとおりである。中国側の人的投入も適正であったと評価できる。

b. その他の投入（予算・機材・施設等）

予算額や予算支出の遅れがプロジェクト活動の進捗に影響を与えたことは無かった。また、本プロジェクトでは機材、施設の投入は無い。

c. 訪日研修

訪日研修は本プロジェクトのなかで現地セミナーと共に重要な活動・投入であった。貢献要因の記載のとおり、訪日研修は入念な準備のもと多大な効果を発現し、プロジェクト目標の達成に大きく貢献した。

また、訪日研修と現地セミナーの両機会を合わせ設けることにより、例えば訪日研修後に生じた疑問等を、再度現地セミナーで質問、討議できるといった反復プロセスを提供することも可能となった。これら両機会は、プロジェクト活動の効果をより高めることにつながった。

d. 補完効果および重複活動の有無



民間の交流団体である日中法律家交流協会が、本プロジェクトとは別にシンポジウムを毎年北京で実施している。同協会はシンポジウムにおける討議テーマについて、本プロジェクトの対象法令と有機的な連携が可能となるテーマを極力選定するよう努めてきた。この連携によって、本プロジェクトがカバーしきれなかった議題や討議内容を補完する効果が生まれた。

他方、現時点においてGIZも法整備支援を行っているが、本プロジェクトがより体系的かつ専門家投入数といった観点からも、規模が大きく、且つ法工委へのインプットも多い。活動内容の観点からも非効率な重複は見られない。

#### (5) インパクト：高い

上位目標である「中国の経済体制改革の深化、民生の保障・改善、資源節約型・環境友好型社会の構築を支える法制度が構築される」は、十分に達成可能と考えられる。また、プロジェクトを通して、他法令への展開などの波及効果の発現が確認できた。以上から、インパクトは「高い」と評価できる。

##### a. 波及効果

###### ・ 他法令への展開・影響

本プロジェクトによって提供された情報・知見が、法工委の他の担当室の起草作業にも有効活用されている。

一例として、2015年度の社会法室に対する業界協会・商会法にかかる知見提供の際に紹介した、日本の法人制度等が、「慈善法」の起草作業において活用されたことが挙げられる。

また、立法法が改正されたことにより、立法作業全般のプロセスが迅速化した<sup>1</sup>。このことによって、本プロジェクトが対象とした民法をはじめ、法工委が担当、各種の法律が以前に比して、より迅速に可決まで至るようになっている<sup>2</sup>。

###### ・ 訪日研修による人的ネットワークの構築

訪日研修の参加を通して、多様な組織に属する人々の人的ネットワークが構築された。訪日研修は研究者と実務者、立法担当者、行政官及び裁判官、並びに首都北京と地方で業務に従事するといった者、様々な立場を有する人々が参加した。この多様な構成によって、それぞれの立場における業務の実態や考え方、課題等々について相互に理解を深めることができた<sup>3</sup>。このことは、おのずと個々

<sup>1</sup> これまでの立法法は常務委員会での審議は3回と定められていたが、改正法では審議回数を減らすことができるとした例外規定が盛り込まれたことなど。

<sup>2</sup> 例えば、経済法室では2006年当時、新規の法案作成は1本、研究対象が3本程度であったが、現在では法案作成3本、研究対象7本から10本と増加している（終了時評価調査団聞き取りによる）。

<sup>3</sup> 例えば、サイバーセキュリティ法関連では、法工委に加え、国务院法制弁公室、工業情報化部、公安部



職場における業務内容の充実、深化に結び付いている。また、交流が深まったことにより、必要に応じた情報交換が可能となるなどの効果も生まれている。

- 日系企業における裨益効果

本プロジェクトでは中国日本商会と JICA 中国事務所の共催によって、法整備支援の状況や新法の解説に関するセミナーを開催した。同セミナーを通じて最新の法整備の傾向や内容に関して、参加者に有益な知見が与えられてきた。

また、プロジェクトを通して、日系企業と法工委が直接意見交換できる場も生まれた。これまでのインターネットによる情報収集や書面の意見交換だけではなく、直接面会できる場が生まれたことにより、日系企業が抱える法務におけるニーズを直に伝えることができるようになった<sup>4</sup>。これらの意見交換の成果の一例として、外商投資法において「外商投資企業の権利救済制度」(第 26 条第 1 項)が採用されたことが挙げられる。

- 日本の法曹界への知見提供

本プロジェクトを通じて、日本の法曹界も新たな知見を獲得し、その知見が学会等を通じて発信されている。一例としては、中国側が施行している懲罰的賠償制度や公益訴訟制度について、日本の比較法学会(2017年)や日本消費者法学会(2018年)において、その制度内容が報告されており、日本においても適用の可能性が議論されている。このように本プロジェクトの裨益効果は、日中双方向に働き始めている。

他方、負のインパクトは見られない。

(6) 持続性：高い

政策面のみならず、組織技術面、財政面において懸念事項は無く、持続性は「高い」。

中国では法に基づく国家統治の全面的な推進に向けて、「憲法を核心とした中国的特色のある社会主義法治体系の構築」を重要な政策目標として示している

---

インターネット安全保衛局、国家インターネット情報弁公室が参加したことにより、各界のステークホルダーを巻き込んだ人的な繋がりが構築された。この他、民法関連でも同様にネットワークの構築があったことに加え、特に法工委の立法担当者からは法執行の現場における課題(江蘇省参加者からの事例)について、新たな知見を得たとのことが報告されている(終了時評価調査団聞き取りによる)。

<sup>4</sup> 特に経済法室との間で専利法にかかる意見交換の場が設けられた。主たる直接面会・討議の実績としては、日本知的財産協会を中心として経済法室と面会、討議を行なった事例が挙げられる(北京にて2017年、2018年)。また、訪日研修の機会を利用して、本邦民間企業が経済法室と直接面会した実績も見られる。



(2014年10月中国共産党第18期四中全会)。この目標を実現するために、今後重点立法領域における立法作業を継続的に行なうことが計画され、法制工作委员会がその重要な役割を継続的に発揮するとされており、この観点において、本プロジェクト終了後の中国側の政策的側面における持続性は非常に高い。

また、組織面、技術面についても中国側の法工委には法令整備に関して経験・知見の豊富な人材が擁されており、持続性にかかる懸念は無い。財務面についても、大きな予算を必要とする活動はなく、予算措置にかかる心配も見られない。

総じて、持続性は高いと考えられる。

### 3. 教訓及び提言

1) 日本側の協力態勢：本プロジェクトにおいては、これまでのプロジェクトでの法律分野での人材育成、さらには基本法令の起草支援という協力形態に代えて、相手国の立法上の優先順位を踏まえた知見の共有を行った。この結果として、環境法、社会法等従来のJICAの法整備支援では対象としてこなかった分野での協力も求められることとなった。今後、こうした幅の広い協力を進めていく場合には、日本側の協力機関とのネットワークや人的リソースの構築、体制整備等の改善が望まれる。

2) 対象法令の選定：対象法令の選定にあたっては、当該法令の日本側へのインパクト、日本が支援を行うことの比較優位性を考慮しつつも、相手国の経済・社会上の課題を踏まえた優先度、重要性を踏まえて判断することが重要である。

3) 事前準備：訪日研修、現地セミナーに先立ち、相手国側が主体的に関心事項を整理し、その背景情報を含めて、予め日本と共有し、日本側でこれを検討、準備し、双方での情報共有及び意見交換を行う仕組みは、プロジェクトの成果の最大化にとって重要である。

4) 着実な立法の推進：これまでのプロジェクトの成果を今後も活用し、新規立法及び既存法令の改正が着実に行われることを希望する。

5) 啓発・普及活動：公開セミナー等の機会を設け、これまでのプロジェクトの成果の普及及び展開に繋げることが期待される。

## II 2019年度の活動について

### (1) 専利法

#### ・活動実績

2019年4月11、12日に現地セミナー（研究会）を実施。また、2019年11月4日～15日、法工委経済法室及び立法規画室のメンバーを中心として、「専利法改正・立法技術」にかかる訪日研修を実施した。

## (2) 民法典編纂

### ・活動実績

2019年5月13日～24日、法工委民法室のメンバーを中心として、「民法典分則編纂」訪日研修を実施した。また、2019年9月9、10日に現地セミナー（研究会）を開催した。

### Ⅲ 2020年度プロジェクト活動計画（対象期間：2020年4月～2020年6月）

2020年度の活動計画につき、日中双方で協議を行い、5月に訪日研修を実施することが可能かにつき中国側で確認の上、日本側に回答することとした。本訪日研修は民法室と経済法室合同で実施する。取扱うテーマは、民事執行法及び知的財産関連法を予定しているが、民法室と経済法室の間で調整の上、可能な限り早期に法工委から日本側に連絡することを確認した。

### Ⅳ プロジェクト終了後の協力の方向性について

本プロジェクトを通じ、日中における法・司法分野における知見共有及び意見交換が日中双方の経済活動・社会活動に良いインパクトをもたらすことが認められた。こうした結果を踏まえ、今後ODA以外の枠組みにより、日中間で法・司法分野の知見共有を継続することが望ましいことを双方で確認した。

中华人民共和国  
“完善市场经济、保障和改善民生有关法律制度完善项目”  
第7次联合协调委员会

会谈纪要

中华人民共和国“完善市场经济、保障和改善民生有关法律制度完善项目”（以下称“项目”）第7次联合协调委员会于2020年1月10日召开。

日本国际协力机构（以下称“JICA”）派出由JICA产业开发与公共政策部副部长兼治理组组长泽田宽之任团长的终期评估调研团（以下称“调研团”）于2020年1月5日至1月10日期间，与中华人民共和国全国人民代表大会常务委员会法制工作委员会及相关处室就当前双方共同开展的“完善市场经济、保障和改善民生有关法律制度完善项目”的工作成绩及成果等进行了一系列协商。

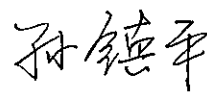
中日双方在本次联合协调委员会及其后的协商中，就终期评估结论及2020年度的项目活动达成一致意见，协商结果如下所示。

本会谈纪要中日文版本均一式两份，两种语言版本同为正本。

北京市 2020年1月22日



泽田宽之  
日本国  
日本国际协力机构  
产业开发与公共政策部  
副部长兼治理组组长



孙镇平  
中华人民共和国  
全国人民代表大会常务委员会  
法制工作委员会办公室主任

## 协商结果

### I 终期评估

调研团与全国人大常委会法工委按照项目设计框架（PDM）、活动计划（PO），确认了项目投入的实际情况及成果、项目目标的完成情况，同时为更有效地实施项目提出了建议。

#### 1. 项目名称

中华人民共和国“完善市场经济、保障和改善民生有关法律制度完善项目”

#### 2. 项目概要

##### 2-1. 合作内容

##### (1) 总体目标

构建支撑深化中国经济体制改革、保障和改善民生、建设资源节约型与环境友好型社会的法律制度。

##### (2) 项目目标

推动借鉴日本立法经验的、高质量且可有效实施的中国经济与社会领域的立法与修法工作。

##### (3) 预期达成的成果

（成果 1）针对项目范围内的法律法规，为有助于中国该法律领域内的立法，汇总关于日本相关法律制度与运行的研究成果。

（成果 2）为有助于中国立法过程及执法质量的提升，汇总关于日本的立法过程及立法后评估（政策评估）经验的研究成果。

##### 2-2. 评估

##### 2-2-1. 成果、项目目标、总体目标的完成情况

##### (1) 成果完成情况

\* 本调研主要验证已完成修改工作或已施行的《立法法》、《网络安全法》、《民法总则》和《证券法》的成果完成情况。

##### 成果 1： 完成

将本项目赴日进修及当地研讨会上介绍的日本法律相关知识与见解的要点整理为报告，供中方用作立法资料。

就《立法法》提供的日本法律相关知识与见解有：①中央与地方的立法权限；

②授权立法；③审议机构的职责；④法律修改；⑤立法计划；⑥法制统一的保障；⑦公众参与立法等。受上述内容的启发，新法中扩大地方立法权限的规定以及税收法律主义的贯彻等内容得以体现。

就《网络安全法》提供的日本法律相关知识与见解有：①日本互联网发展概况及网络安全问题概况；②互联网犯罪；③重要基础设施保护；④互联网服务提供商的义务与责任；⑤个人信息保护；⑥促进信息化社会发展等。新法在国家网络安全战略（第4条）、网络安全宣传教育（第19条）等多项条文的研究制定过程中与日本法律进行了比较研究。

就《民法总则》提供的日本法律相关知识与见解有：①基本原则方面（民法基本原则、民法的法源）；②诉讼时效；③法人制度方面（法人住址，捐助法人）；④民事权利方面（虚拟财产、信用权）；⑤对民法总则草案的意见与建议等。新法在多方面条文的研究制定过程中与日本法律进行了比较研究。

在《证券法》方面，证券公司的投资者适当性管理义务、禁止填补损失、不当信息披露、操纵市场、内幕交易的法律責任等被作为有效的比照信息加以了利用。

综上所述，可以判断成果1已完成其设定目标——“针对项目范围内的法律法规，为有助于中国该法律领域内的立法，汇总关于日本相关法律制度与运行的研究成果”。

成果2： 完成

通过赴日进修及当地研讨会，向中方介绍了日本的立法过程、法律修改方法以及执法规则等。这些内容均以项目研究成果的形式，汇总为有关日本立法过程及立法后评估的经验，尤其是在《立法法》的修改过程中得到了有效利用。此外，就单项法律而言，在支援《民法总则》起草工作的过程中，项目还就日本《债权法》修改的立法过程、新法的宣贯工作形成了研究成果，并加以有效利用。

综上所述，可以判断成果2已完成其设定的目标——“为有助于中国立法过程及执法质量的提升，汇总关于日本的立法过程及立法后评估（政策评估）经验的研究成果”。

(2) 项目目标完成情况： 完成

“推动借鉴日本立法经验的、高质量且可有效实施的中国经济与社会领域的立法





与修法工作。”

在本项目中，通过赴日研修及国内研讨会，日本立法府、法务省民事局、检察厅、法院、律师会及研究人员等从多个角度就日本法律最新情况为中方提供了日本法律的相关知识与见解，内容不仅包括日本的立法经验、司法实践的优点和长处，还包括问题点和新课题等。中方有关方面参考这些丰富的信息，推动了“高质量且可有效实施的中国经济与社会领域的立法与修法工作”。

如上述成果部分所述，《立法法》、《网络安全法》、《民法总则》和《证券法》均已完成修改工作或已施行。民法各分编、《专利法》等其他法律草案工作也正在积极推进。

各项指标的完成情况如下：

指标	完成情况								
1. 在起草对象法律的法律案时，对研究成果中整理总结出来的经验知识展开了讨论。	<p>指标 1：完成</p> <p>如上述成果完成情况所示，在《立法法》、《网络安全法》、《民法总则》和《证券法》的起草过程中总结了研究成果并有效地加以利用。</p>								
2. 在起草对象法律的法律案之际，考虑到了中国社会与经济的实际状况及需求。	<p>指标 2：完成</p> <p>通过修改《立法法》，完善了向社会公布征求意见的机制等，以反映社会的需求与意见。经过上述改善，起草对象法律的法律案时，参照并反映了中国社会与经济的实际情况。</p>								
3. 在起草对象法律的法律案之际，考虑到了执行与运用机构的实务操作机制。	<p>指标 3：完成</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>对象法律</th> <th>参照了执行机关实务体制相关信息的方面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>立法法</td> <td>赴日进修时，介绍了众议院法制局、内阁法制局、法务省民事局、京都市和三重县地方政府等的实务体制。起草法律案时参照了上述实务体制信息。</td> </tr> <tr> <td>网络安全法</td> <td>赴日进修时，介绍了总务省、横滨市政策局、东京地方检察厅刑事部网络负责人、互联网热线中心、TELESA 协会、KDDI 网联等法律执行与运用机构的实务体制。起草法律案时参照了上述实务体制信息。</td> </tr> <tr> <td>民法总则</td> <td>赴日进修时，通过与法务省民事局、东京家庭裁判所、大阪律师协会及有识之士的交流，了解了实务体制。起草法律案时参照了上述实务体制信息。</td> </tr> </tbody> </table>	对象法律	参照了执行机关实务体制相关信息的方面	立法法	赴日进修时，介绍了众议院法制局、内阁法制局、法务省民事局、京都市和三重县地方政府等的实务体制。起草法律案时参照了上述实务体制信息。	网络安全法	赴日进修时，介绍了总务省、横滨市政策局、东京地方检察厅刑事部网络负责人、互联网热线中心、TELESA 协会、KDDI 网联等法律执行与运用机构的实务体制。起草法律案时参照了上述实务体制信息。	民法总则	赴日进修时，通过与法务省民事局、东京家庭裁判所、大阪律师协会及有识之士的交流，了解了实务体制。起草法律案时参照了上述实务体制信息。
	对象法律	参照了执行机关实务体制相关信息的方面							
	立法法	赴日进修时，介绍了众议院法制局、内阁法制局、法务省民事局、京都市和三重县地方政府等的实务体制。起草法律案时参照了上述实务体制信息。							
	网络安全法	赴日进修时，介绍了总务省、横滨市政策局、东京地方检察厅刑事部网络负责人、互联网热线中心、TELESA 协会、KDDI 网联等法律执行与运用机构的实务体制。起草法律案时参照了上述实务体制信息。							
民法总则	赴日进修时，通过与法务省民事局、东京家庭裁判所、大阪律师协会及有识之士的交流，了解了实务体制。起草法律案时参照了上述实务体制信息。								



4. 在起草对象法律的法律案之际，考虑到了国际标准。	指标 4：完成	
	对象法律	参照了国际标准的方面
	立法法	召开座谈会、论证会和听证会听取对法案的意见的做法，参照比较了欧美的相关体系。
	网络安全法	除日本的法令以外，主要参照比较了美国、欧盟的相关制度。
	民法总则	除日本的法令以外，主要参照比较了德国的民法、法国的民法和儿童权利条约等相关制度。

综上所述，可以判断项目目标已完成。

(3) 总体目标完成的可能性： 完成可能性极高

“构建支撑深化中国经济体制改革、保障和改善民生、建设资源节约型与环境友好型社会的法律制度。”

中国确立了依据五年规划等文件中指出的国家方针来确定重点立法领域，进而推进新的法律法规的制定与修改工作的流程。今后也极有可能继续坚持这一流程。因此，总体目标的完成指标所提出的“新制定的或修改的法律法规及其运行符合政策”这一点极有可能得以保持。

## 2-2-2. 实施过程、相关性、有效性、效率、影响、可持续性

### (1) 实施过程

#### a. 沟通

本项目未设供日本专家与中方对口专家共同办公的项目办公室，因此可以日常面对面沟通交流的机会在物理上是有限的。但是，中日双方相关人员建立了良好的人际互信关系，并通过邮件、电话等形式频繁沟通，随时共享必要信息。因此，沟通方面未出现明显问题，可以说沟通顺畅。

#### b. 监测

项目主要通过 JCC 确认项目进展情况，并就新年度计划共享信息、交换意见。利用 JCC 这一平台，双方贯彻落实当年度赴日进修的事前准备工作（确认问题及探究内容的提交时间等），确认当地研讨会的会议主题，并就召开方式等展开讨论。可以说，项目的准备工作及监测均通过 JCC 得到了妥善开展。

同时，除项目本身直接进行的监测外，还有一些项目间接参与的监测。例

如，中方就《网络安全法》的执行情况展开调研，并与日方共享调研内容。这些监测均得到了有效实施。

## (2) 妥当性：高

本项目在进行整体规划前，已慎重考虑中国的政策与需求。项目开展的一系列工作及所设定的方向均符合相关机构的需求。因此，对本项目相关性的评价为“高”。

### a. 与中国政府政策的吻合性

本项目覆盖的对象法律均包含在 2013 年 3 月《十二届全国人大常委会立法规划》以及 2018 年 9 月《十三届全国人大常委会立法规划》中的主要的重点立法领域内。经确认，目前已完成修改工作或已施行的《立法法》、《网络安全法》、《民法总则》和《证券法》，以及现在正在推进的《专利法》、《行业协会商会法》、《工伤保险法》等法律草案均与上述重点立法领域相吻合。

### b. 与需求的吻合性

法工委在起草法律案时，采取了对中国国情以及相关领域的国外立法案例与实践情况进行比较研究的流程。本项目通过赴日进修和当地研讨会为中方提供了有关日本法律制度的知识与见解、信息，努力促进中国的立法与修法，符合中国政府的需求。

## (3) 有效性：高

“推动借鉴日本立法经验的、中国经济与社会领域的立法与修法工作”这一项目目标在终期评估时已经完成。因此，对有效性的评价为“高”。

### a. 项目目标完成度

项目通过赴日进修与当地研讨会为中方介绍了日本积累的立法经验。在项目终期评估阶段，这些经验作为有效的知识与见解，在《立法法》、《网络安全法》、《民法总则》和《证券法》的起草与修改工作中得到了有效利用。条文解说法书记载的内容等也表明了这一点。此外，在目前正在进行的《专利法》等其他法律草案中，各类知识与见解以及信息均已通过项目得以有效利用。这些法律成立的可能性极高。在项目结束前，完成度有望进一步提高。

### b. 项目目标及成果的完成的推动因素

在本项目成果及项目目标的进展方面，以下几点为主要推动因素。



### 1) 多家单位投入专家力量

本项目通过派遣长期专家以及以调研团形式派遣短期专家来实施项目。在赴日进修及当地研讨会环节，高校、政府部门、国际组织、律师事务所等派遣法律界及各相关领域专家，为中方提供最前沿的知识与见解。投入如此领域广泛、多样的专家为丰富项目内容，促使项目取得丰硕成果做出了贡献。

### 2) 精心准备下的赴日进修与当地研讨会

支撑本项目的最为重要的两个部分分别是赴日进修与当地研讨会。本项目最大限度地利用这两个环节，充分展示了日本的立法经验。为此，项目做了精心准备，例如，JCC 会议就赴日进修准备工作制定年度计划，法工委则贯彻落实在赴日进修的 3 个月前向项目提交问题大纲及问题背景等。

此外，日方专家还会再次对资料翻译内容进行校对，并统一术语的译法等。这些精心的准备为赴日进修及当地研讨会发挥巨大效应起到了推动作用。

### 3) 中方多方利益相关方参与项目

在本项目中，参加当地研讨会及赴日进修环节的不仅有中方对口单位法工委相关人员，还涵盖了地方人大法工委人员、最高人民法院、最高人民检察院、中国社会科学院、中国法学会（学者）、国务院有关部门的相关人员。因此，项目所提供的日本法律相关知识及见解不仅限于狭义的“法律”本身，还对在中国法律实践中占据重要地位的“司法解释”和“行政法规”产生了影响。

这一点既属于项目所产生的影响，同时也对项目目标的完成起到了推动作用。

### c. 完成项目目标及成果的阻碍因素

在项目成果及项目目标的进展方面，并无明显阻碍因素。如上文沟通方面所述，尽管项目并无日方专家与中方对口专家共同办公的项目办公室，但在如此艰苦的环境下，双方仍然努力沟通，因此，环境问题并未构成阻碍因素。

### (4) 效率：高

项目中，中日双方均进行了有效的人员投入，项目工作顺利开展，为项目取得成果、完成目标做出了贡献。故对效率的评价为“高”。

### a. 人员投入

#### 1) 日方投入

项目的人员投入包括派遣 1 名长期专家以及以调研团形式派遣多名短期专家两种形式。长期专家通过常驻北京，与中方对口专家保持紧密联系，并认



真监测项目，提供专业的知识与见解，协调各类工作。此外，调研团形式的多名短期专家以中国当地研讨会讲师的身份被派往中国，在各研讨会上提供专家视角的知识与见解。两种人员投入形式的结合不仅可以为中方提供更加丰富多样的专业领域的知识与见解，同时，更富有机动性，更节约人员成本。因此，可以判断本项目进行了高效的人员投入。

## 2) 中方投入

中方将项目的各相应法律法规负责法室的人员确定为中方对口专家。对口专家均业务经验丰富，并妥善运用了项目提供的信息。因此，促使项目取得了上述新法及修改法成立等各类成果，故可以判断中方人员投入恰当合理。

### b. 其他投入（预算、设备、设施等）

未出现因预算金额或预算支出到位延迟等问题而影响到项目进展的情况。另，本项目不涉及设备与设施方面投入。

### c. 赴日进修

在本项目中，赴日进修与当地研讨会均为项目的重要工作与投入。如推动因素中所述，赴日进修在项目人员的精心准备下，取得了巨大成果，为项目目标的完成发挥了极大的推动作用。

赴日进修和当地研讨会相结合的形式为反复论证提供了可能，比如在赴日进修后产生的疑问可以在当地研讨会上提出并讨论。这样的设计进一步提高了项目活动的效果。

### d. 计划外效果及类似的合作项目

做为民间交流团体的中日法律家交流协会在项目框架外，每年在北京举办一次论坛。该协会在确定每年论坛的主题时，会尽量考虑项目的对象法律法规，使论坛主题与之有机结合。与该论坛的联动，覆盖了项目未能涉及的议题及讨论内容，产生了预期以外的补充效果。

此外，德国国际合作机构（GIZ）目前也在开展法制完善方面的合作。与之相比，项目在体系及专家人数上规模更大、投入更多。从活动内容上来看未见重复。

## (5) 影响：高

我们认为项目的总体目标——“构建支撑深化中国经济体制改革、保障和改善民生、建设资源节约型与环境友好型社会的法律制度”完全可实现。同时，还可以看到项目发挥了向其他法律法规横向铺开等辐射效应。因此，对影响的评价

为“高”。

a. 辐射效应

- 向其他法律法规的横向铺开及影响

本项目提供的信息及知识与见解在法工委其他法室的法律起草工作中也得到了有效利用。

例如，2015 年度项目为社会法室提供有关《行业协会商会法》的知识与见解时，介绍了日本的法人制度等，这些信息对于中国《慈善法》的起草工作也起到了积极作用。

此外，通过《立法法》的修改，立法工作的整体流程速度提升。<sup>1</sup>项目的对象法律法规——《民法典编纂》及法工委负责的其他法律法规的修改与以前相比更加快速。<sup>2</sup>

- 通过赴日进修建立人脉

通过参见赴日进修，与其他单位的相关人员建立了联系。参加赴日进修的人员包括学者、实务人员、立法人员、行政人员、法官以及在北京和地方工作的法律工作者，他们的立场各不相同。来自不同岗位的进修人员就各自的业务情况、想法和面临的课题相互交流，加深了相互理解。<sup>3</sup>这种交流充实和加深了进修人员各自的业务内容。这种交流的加深也产生了促进信息共享的效果。

- 对日本企业的贡献

在本项目框架下，中国日本商会与 JICA 中国事务所联合举办了法律制度建设支援工作情况介绍与新法解读研讨会。该研讨会就法律完善的最新动向及内容，为参会人员提供了大有裨益的知识与见解。

此外，项目还提供了日本企业与法工委直接交换意见的平台，在通过网络获取信息和书面交换意见以外，有了直接面对面交流的平台，为日本企业提供了直

---

<sup>1</sup> 2015 年修改以前《立法法》的常务委员会审议法律案实行三审制度，经修订，增加了三审制的例外规定。

<sup>2</sup> 例如：经济法室 2006 年工作的进度大概每年通过法案 1 部，研究法案约 3 部。现在通过法案 3 部，研究法案增加到 7-10 部。（终期评估座谈时了解到的信息）

<sup>3</sup> 例如：编制《网络安全法》时，除法工委外，国务院法制办、工业和信息化部、公安部网络安全保障局、国家互联网信息办也参与到这项工作中，各利益相关部门之间建立了联系。此外，《民法》修订中，相关人员之间也同样建立了联系，特别是法工委的立法人员反映执法方面的课题通过咨询江苏省的进修人员，得到了全新的解读。（终期评估座谈时了解到的信息）

接表达自己在法律方面诉求的机会。<sup>4</sup>这些面谈交流的成果之一是《外商投资法》中采用了“外商投资企业的权利救济制度”。

- 与日本法律界共享见解、知识

通过项目的实施，日本的法律界也获得了新的见解和知识，相关学会等发表了这些见解和知识。例如，日本的比较法学会和日本消费者法学会分别于 2017 年和 2018 年介绍了中国执行的惩罚性赔偿制度和公益诉讼制度，现在日本也在讨论这些制度在日本是否适用。项目的成果开始使中日双方同时受益。

另，项目未见负面影响。

#### (6) 可持续性：高

在政策方面、组织及技术方面、财政方面均无令人担忧的问题，对可持续性的评价为“高”。

中国为全面推进依法治国，确立了“完善以宪法为核心的中国特色社会主义法律体系”的重要政策目标（2014 年 10 月中国共产党十八届四中全会）。为实现这一目标，计划今后继续开展重点立法领域立法工作，法工委将继续发挥重要作用，从这一角度来看，本项目结束后在中方政策方面的可持续性仍然非常高。

此外，在组织方面和技术方面，中方法工委人才众多，均具备法律法规建设相关经验与知识见解。因此，在可持续性方面不存在值得担忧的因素。从财务方面来看，该工作并不需要大规模的预算，因而也不存在预算方面的担忧。

综上所述，本项目可持续性高。

### 3. 经验教训及建议

1) 日方的合作态势：项目不同于其他项目的培养法律方面的人才、进而对起草基本法律法规开展支持的合作形式，优先考虑合作对象国的立法需求，共享了基于这种需求的见解与知识。为此，环境法和社会法等本不属于 JICA 的完善法制建设领域的方面也出现了合作需求。今后，在开展类似涉及合作范围较广的项目时，要与更广泛的日方机构建立合作关系，完善实施体制。

2) 选择对象法律法规：选择对象法律法规时，要考虑该法律法规对日本的影响，

---

<sup>4</sup> 特别是与经济法室就《专利法》相关问题进行了交流。面对面交流、讨论的主要事例：日本知识产权协会等与经济法室的面谈（2017 年、2018 年于北京）。此外，赴日进修期间，日本企业与经济法室的相关人员会面。





同时考虑日本开展该合作的优势，再结合合作对象国的经济和社会问题的优先度、重要性进行选择。

- 3) 事前准备：赴日进修和当地研讨会前，以合作对象国为主整理对象国感兴趣的课题，并将课题和其的背景信息通知日方，日方根据此信息进行研究和准备。双方共享信息和交换意见的机制对使项目成果最大化非常重要。
- 4) 切实地推进立法进程：今后充分利用项目成果，切实推进新法的制定和既有法的修改。
- 5) 推广活动：举办公开研讨会等，创作机会推广和扩大项目成果。

## II 2019 年度的项目活动

### (1) 专利法

#### · 开展的活动

2019 年 4 月 11 日、12 日，召开了研讨会（讨论会）。2019 年 11 月 4 日~15 日，法工委经济法室及立法规划室的人员为主赴日进修，主题为“专利法修改和立法技术”。

### (2) 民法典的编纂

#### · 开展的活动

2019 年 5 月 13 日~24 日，法工委民法室的人员为主赴日进修，主题为“民法典分篇的编纂”。2019 年 9 月 9 日、10 日，召开了研讨会（讨论会）。

## III 2020 年度项目工作计划（时间：2020 年 4 月-2020 年 6 月）

经中日双方就 2020 年度工作计划展开协商，就 5 月实施赴日进修的可行性一事，由中方确认后答复日方。本次赴日进修由民法室和经济法室联合组团实施。进修主题目前暂定为民事强制执行法及知识产权相关法，在民法室和经济法室进行协调之后，相关事项尽早由法工委联络日方。

## IV 项目结束后的合作方向

本项目中，中日双方就法律与司法领域共享了知识与见解，交换了意见，这对中日双方的经济活动与社会活动产生了积极影响。鉴于此，双方均希望日后能够在 ODA 框架外继续开展中日法律与司法领域知识与见解的交流。

## カウンターパート配置実績

2019.12.20現在

No.	氏名	所属	担当分野	配置期間	C/P 日本人 専門家	C/P 研修 (出発月)
1	郭茂林	全国人大常委会 法工委国家法室	立法法修改	2014.6~2015.5	白出博之	
2	武增	全国人大常委会 法工委国家法室	立法法修改	2014.6~2015.5	白出博之	2014.10
3	梁菲	全国人大常委会 法工委国家法室	立法法修改	2014.6~2015.5	白出博之	2014.10
4	王超英	全国人大常委会 法工委经济法室	网络安全法起草	2014.6~2015.5	白出博之	
5	杨合庆	全国人大常委会 法工委经济法室	网络安全法起草	2014.6~2015.5	白出博之	2015.1
6	高飞	全国人大常委会 法工委经济法室	网络安全法起草	2014.6~2015.5	白出博之	2015.1
7	王爱立	全国人大常委会 法工委刑法室	刑事被害人权利保护 制度	2015.6~2016.5	白出博之	
8	雷建斌	全国人大常委会 法工委刑法室	刑事被害人权利保护 制度	2015.6~2016.5	白出博之	2015.10
9	马曼	全国人大常委会 法工委刑法室	刑事被害人权利保护 制度	2015.6~2016.5	白出博之	2015.10
10	陈佳林	全国人大常委会 法工委社会法室	行业协会/商会法, 工伤保险法	2015.6~2016.5	白出博之	2016.1
11	赵光	全国人大常委会 法工委社会法室	行业协会/商会法, 工伤保险法	2015.6~2016.5	白出博之	2016.1
12	武增	全国人大常委会 法工委国家法室	刑事被害人权利保护 制度及相关司法制度	2015.6~2016.5	白出博之	2015.11
13	梁菲	全国人大常委会 法工委国家法室	刑事被害人权利保护 制度及相关司法制度	2015.6~2016.5	白出博之	2015.11
14	袁杰	全国人大常委会 法工委行政法室	行政程序法	2016.6~2017.5	白出博之	2017.1
15	童卫东	全国人大常委会 法工委行政法室	行政程序法	2016.6~2017.5	白出博之	2017.1
16	曹阳	全国人大常委会 法工委行政法室	行政程序法	2016.6~2017.5	白出博之	2017.1
17	岳仲明	全国人大常委会 法工委经济法室	专利法修改	2016.6~2017.5	白出博之	2016.9
18	王翔	全国人大常委会 法工委经济法室	专利法修改	2016.6~2017.5	白出博之	2016.9
19	刘泽巍	全国人大常委会 法工委经济法室	专利法修改	2016.6~2017.5	白出博之	2016.9
20	贾东明	全国人大常委会 法工委民法室	民法总则编纂	2016.6~2017.5	白出博之	
21	段京连	全国人大常委会 法工委民法室	民法总则编纂	2016.6~2017.5	白出博之	2016.9
22	宋江涛	全国人大常委会 法工委民法室	民法总则编纂	2016.6~2017.5	白出博之	2016.9
23	贾东明	全国人大常委会 法工委民法室	民法分则编纂	2017.6~2018.5	白出博之	
24	杨明仑	全国人大常委会 法工委民法室	民法分则编纂	2017.6~	白出博之	2018.4
25	宋江涛	全国人大常委会 法工委民法室	民法分则编纂	2017.6~2018.5	白出博之	2018.4
26	王瑞贺	全国人大常委会 法工委经济法室	专利法修改	2017.6~	白出博之	2019.11
27	杨合庆	全国人大常委会 法工委经济法室	专利法修改	2017.6~	白出博之	2018.9
28	陈扬跃	全国人大常委会 法工委经济法室	专利法修改	2017.6~	白出博之	2019.11
29	黄薇	全国人大常委会 法工委民法室	民法分则编纂	2018.6~	白出博之	
30	朱书龙	全国人大常委会 法工委民法室	民法分则编纂	2018.6~	白出博之	



## 調査団派遣実績

2019年12月19日現在

年度	指導分野	氏名	派遣時所属先	期間
2014	インターネット安全法	田島 正広	田島総合法律事務所、弁護士	2014. 9. 27-30
2014	インターネット安全法	齋藤 彰夫	総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課、主査	2014. 9. 28-29
2014	立法法現地セミナー (地方自治)	白藤 博行	専修大学 法学部長 教授 理事・評議員	2014. 11. 30-12. 03
2014	立法法現地セミナー (法制執務)	吉澤 紀子	衆議院法制局 法制企画調整部企画調整課法制例規調整主幹	2014. 11. 30-12. 03
2015	犯罪被害者権利保護法制セミナー (第1回) (犯罪被害者権利保護法制)	洲見 光男	同志社大学 法科大学院 教授	2015. 12. 10-12
2015	犯罪被害者権利保護法制セミナー (第1回) (犯罪被害者権利保護法制)	武内 大徳	武内法律事務所、弁護士	2015. 12. 10-12
2015	犯罪被害者権利保護法制セミナー (第2回) (犯罪被害者権利保護法制)	森永 太郎	国連アジア極東犯罪防止研修所次長	2016. 01. 26-28
2015	犯罪被害者権利保護法制セミナー (第2回) (犯罪被害者権利保護法制)	高見 勝利	上智大学法科大学院 教授	2016. 01. 26-28
2015	業界協会・商會法及び労災保険法セミナー (業界団体法)	新美 育文	明治大学 法学部 教授	2015. 12. 01-03
2015	業界協会・商會法及び労災保険法セミナー (業界団体法)	正木 義久	一般社団法人 日本経済団体連合会 総務本部	2015. 12. 01-03
2015	業界協会・商會法及び労災保険法セミナー (労働基準行政)	田上 喜之	厚生労働省労働基準局労災管理課 課長補佐	2015. 12. 01-04
2016	行政手続法現地セミナー (行政手続法)	本多 滝夫	龍谷大学 法科大学院 教授	2016. 10. 18-20
2016	行政手続法現地セミナー (行政手続法)	井上 浩孝	総務省 行政管理局企画調整課行政調査専門官	2016. 10. 18-20
2016	行政手続法現地セミナー (行政手続法)	市橋 克哉	名古屋大学大学院法学研究科教授	2016. 10. 18-21
2016	行政手続法現地セミナー (行政手続法)	安田 理恵	名古屋大学大学院法学研究科特任助教	2016. 10. 18-21
2016	特許法現地セミナー (特許法)	熊谷 健一	明治大学 法科大学院 教授	2016. 11. 02-05
2016	特許法現地セミナー (特許法)	武重 竜男	特許庁総務部国際政策課多国間政策室長	2016. 11. 02-05
2016	特許法現地セミナー (特許法)	木本 直美	特許庁審査第一部意匠課長	2016. 11. 04
2016	特許法現地セミナー (特許法)	下村 圭子	特許庁審査第一部 生活・流通意匠 主任上席審査官/意匠審査基準室 課長補佐	2016. 11. 04
2016	特許法現地セミナー (特許法)	大場 麻子	特許庁総務部国際協力課 海外戦略第二係長	2016. 11. 03
2016	民法典編纂現地セミナー (民法)	松本 恒雄	独立行政法人国民生活センター理事長	2016. 12. 20-23
2016	民法典編纂現地セミナー (民法)	深山 雅也	深山・小金丸法律事務所/弁護士	2016. 12. 20-23
2016	民法典編纂現地セミナー (民法)	新美 育文	明治大学 法学部 教授	2016. 12. 20-23
2017	民法典編纂現地セミナー (民法)	松本 恒雄	独立行政法人国民生活センター理事長	2017. 11. 08-10
2017	民法典編纂現地セミナー (民法)	村上 幸隆	関西大学大学院法務研究科 教授 土佐堀法律事務所 弁護士	2017. 11. 08-10
2017	民法典編纂現地セミナー (民法)	棚村 政行	早稲田大学法学学術院 教授	2017. 11. 08-10
2017	民法典編纂現地セミナー (民法)	福市 航介	虎ノ門総合法律事務所 弁護士	2017. 11. 08-10
2018	民法典編纂現地セミナー (債権法)	松本 恒雄	独立行政法人国民生活センター理事長	2019. 01. 09-11
2018	民法典編纂現地セミナー (契約)	中井 康之	堂島法律事務所 弁護士	2019. 01. 09-11
2018	民法典編纂現地セミナー (親族・相続)	棚村 政行	早稲田大学法学学術院 教授	2019. 01. 09-11
2018	民法典編纂現地セミナー (親族・相続)	福市 航介	虎ノ門総合法律事務所 弁護士	2019. 01. 09-11
2019	専利法現地セミナー	熊谷 健一	明治大学大学院グローバルビジネス研究科 専任教授	2019. 04. 10-12
2019	専利法現地セミナー	小野 孝朗	特許庁総務部 国際政策課 多国間政策室長	2019. 04. 10-12
2019	民法分則編纂現地セミナー (民法・債権)	松本 恒雄	独立行政法人国民生活センター理事長	2019. 04. 08-10
2019	民法分則編纂現地セミナー (民法・債権)	中井 康之	堂島法律事務所 弁護士	2019. 04. 08-10
2019	民法分則編纂現地セミナー (民法・債権)	村上 幸隆	関西大学大学院法務研究科 教授 土佐堀法律事務所 弁護士	2019. 04. 08-10
2019	民法分則編纂現地セミナー (不法行為)	新美 育文	明治大学 法学部 元教授	2019. 04. 08-10

Annex5]

本邦研修・現地セミナーの実績+主なプログラム等

No.	予算年度	研修科目	氏名	期間	主な質問検討事項
<p>2019年12月20日現在</p>					<p>一 概況 ①日本におけるインターネット発展の概況(ユーザー数、主要なインターネットサービスの内容等)及び立法概況について教えて下さい。②ネットワークセキュリティ問題に対する理論及び技術上の考え・知識について教えて下さい。</p> <p>二 インターネット犯罪 インターネット犯罪に関する立法の概況、主要な犯罪の状況(形態)について教えて下さい。②インターネット犯罪の執行状況(犯罪の件数等)及び関連して存在する問題(例えば容疑者の確定、証拠収集等)について教えて下さい。③インターネット犯罪への対応措置(関係機関の設置や、証拠収集の困難を如何に解決するかの問題等を含む)について教えて下さい。</p> <p>三 重要インフラの保護 ①重要インフラに関する立法の概況及び重要なインフラの指定の状況について、教えて下さい。②重要インフラの所有者や運営者は、どのような義務を負担していますか。③重要なインフラを保護する政府機関及びその主要な責務について教えて下さい。④政府の重要なネットワーク情報システムの保障に際して、どのような特別な措置が採用されていますか。</p> <p>四 インターネットサービスの提供者の義務責任 ①ISPIは、ネット運営の安全・保護を求められますか。②ISPIは、わいせつ、テロリズム、他人の名譽権や知的財産権の侵害等の違法有害情報の削除を求められますか。③ISPIは、法執行機関がコンピュータ犯罪及びその他の犯罪(例えば通信監視、データ保存等の協力)を調査処置する際の協力提供について求められますか。④ISPIは、どのような場合に義務責任を免除されますか。</p> <p>五 個人情報保護 ①例により保護される個人情報範囲、その収集・使用の基本ルール、個人情報に関連する個人の権利(例えば忘れられる権利等)について教えて下さい。②個人情報報が国境を超えて移動することに、制限はありますか。③迷惑情報の発送に対してはどのようなに監督管理していますか。④個人情報保護機関及びその機能について教えて下さい。</p> <p>六 情報化社会の促進 ①情報化社会の促進について関連法律、戦略の策定及びこれらを促進する機関の設置状況、②情報化社会を促進する主要な措置について教えて下さい。</p>
1	2014	全国人大法工委经济法室	王超英	2014年9月27、28日	<p>1、中央と地方の立法 地方行政区の区分、地方政権機関の設立及び職権、地方と中央の関係、地方と中央の間で明確な権限区分の有無、区分の基準を含めた日本の地方制度について</p> <p>2、立法過程 ①日本国憲法及び関連法律の中で立法体制と立法プロセスの規定はどのようなものであるか。立法過程 ②日本国憲法及び参議院の国会衆議院と参議院の、立法におけるそれぞれの職権と相互関係如何。法律案の審議過程において国会委員会と役割如何。</p> <p>3、立法権限 日本国憲法及び関連法律は国家レベルと地方レベルの立法権限、また国会と内閣の立法権限をどのように区分しているか。</p> <p>4、公衆参加 日本の議員は有権者によって直接選挙されることから、議員の活動は大きく民衆からの影響を受けることになる。日本の立法における公衆参加の問題は、法律と実践の中でどのように反映されるか。公衆意見の採択とフィードバックの状況如何。</p> <p>5、立法過程 ②日本の法律草案提出の過程での調整と論証の状況如何。どのような条件のもとで、調整・論証を行うのか。関連省庁はどのように調整・論証をするのか。</p> <p>6、法制統一の維持 法制の統一等について日本国憲法及び法律はどのように規定しているか。実践において、関連機関はどのように法制統一を保障しているか。政府は規範性書類をどのように審査するのかが、事例の紹介をお願いしたい。</p>
2	2014	全国人大法工委经济法室	杨合庆	2014年9月27、28日	
3	2014	全国人大法工委经济法室	宋燕妮	2014年9月27、28日	
4	2014	全国人大法工委经济法室	高飞	2014年9月27、28日	
5	2014	全国人大法工委经济法室	林一英	2014年9月27、28日	
6	2014	全国人大法工委经济法室	王涛	2014年9月27、28日	
7	2014	全国人大法工委经济法室	吕丽萍	2014年9月27、28日	
8	2014	全国人大法工委经济法室	李克锋	2014年9月27、28日	
9	2014	全国人大法工委经济法室	水森	2014年9月27、28日	
10	2014	全国人大法工委经济法室	张义建	2014年9月27、28日	
11	2014	国务院法制办公室	樊春丽	2014年9月27、28日	
12	2014	国务院法制办公室	杨帆	2014年9月27、28日	
13	2014	工业和信息化部	李海英	2014年9月27、28日	
14	2014	工业和信息化部	许长帅	2014年9月27、28日	
15	2014	公安部网络安全保卫局	卢雪娜	2014年9月27、28日	
16	2014	公安部网络安全保卫局	秦通	2014年9月27、28日	
17	2014	国家互联网信息办公室	张帅燕	2014年9月27、28日	
18	2014	北京大学	张平	2014年9月27、28日	
19	2014	中国社会科学院法学研究所	周汉华	2014年9月27、28日	
20	2014	北京大学	张金平	2014年9月27、28日	
21	2014	北京大学	吴才疏	2014年9月27、28日	
22	2014	中国社会科学院法学研究所	赵淑钰	2014年9月27、28日	
<p>立法法修改赴日调研</p>					
23	2014	全国人大法工委国家法室	武增	2014年10月20日~30日	
24	2014	全国人大法工委国家法室	袁玲	2014年10月20日~30日	
25	2014	全国人大法工委国家法室	汪洋	2014年10月20日~30日	
26	2014	全国人大法工委国家法室	王正斌	2014年10月20日~30日	
27	2014	全国人大法工委国家法室	张晶	2014年10月20日~30日	
28	2014	全国人大法工委国家法室	梁菲	2014年10月20日~30日	
29	2014	全国人大法工委办公室	王勇	2014年10月20日~30日	
30	2014	全国人大法工委法规审查室	刘斌	2014年10月20日~30日	
31	2014	全国人大法工委研究室	曲曈	2014年10月20日~30日	
32	2014	内蒙古自治区人大常委会法工委	梅振	2014年10月20日~30日	

33	2014	辽宁省人大法制委员会	卢东	2014年10月20日~30日	7、立法技术规范的具体情况如何
----	------	------------	----	-----------------	-----------------

中日立法制度研讨会

34	2014	全国人大法工委国家法室	郭林茂	2014年12月1、2日
35	2014	全国人大法工委国家法室	武增	2014年12月1、2日
36	2014	全国人大法工委国家法室	莫玲	2014年12月1、2日
37	2014	全国人大法工委国家法室	汪洋	2014年12月1、2日
38	2014	全国人大法工委国家法室	王正斌	2014年12月1、2日
39	2014	全国人大法工委国家法室	张晶	2014年12月1、2日
40	2014	全国人大法工委国家法室	梁菲	2014年12月1、2日
41	2014	全国人大法工委国家法室	李莉	2014年12月1、2日
42	2014	全国人大法工委国家法室	刘政	2014年12月1、2日
43	2014	全国人大法工委国家法室	谭喻	2014年12月1、2日
44	2014	全国人大法工委国家法室	陈希文	2014年12月1、2日
45	2014	全国人大法工委国家法室	陈国刚	2014年12月1、2日
46	2014	全国人大法工委国家法室	黄宇菲	2014年12月1、2日
47	2014	全国人大法工委国家法室	王曙光	2014年12月1、2日
48	2014	全国人大法工委国家法室	陈亦超	2014年12月1、2日
49	2014	全国人大法工委办公室	王勇	2014年12月1、2日
50	2014	全国人大法工委法规备案审查室	刘斌	2014年12月1、2日
51	2014	全国人大法工委研究室	曲顺	2014年12月1、2日
52	2014	全国人大法工委研究室	廖加龙	2014年12月1、2日
53	2014	中国社会科学院法学研究所	李洪龙	2014年12月1、2日
54	2014	北京市政府法制办	李富莹	2014年12月1、2日
55	2014	北京市人大常委会法制室	王爱声	2014年12月1、2日
56	2014	江苏省人大常委会法工委	王洪祥	2014年12月1、2日
网络安全法律制度赴日调研				
57	2014	全国人大法工委经济法室	杨合庆	2015年1月14日~22日
58	2014	全国人大法工委经济法室	宋燕妮	2015年1月14日~22日
59	2014	全国人大法工委经济法室	高飞	2015年1月14日~22日
60	2014	全国人大法工委经济法室	林一英	2015年1月14日~22日
61	2014	全国人大法工委经济法室	李克峰	2015年1月14日~22日
62	2014	全国人大法工委经济法室	喻晓川	2015年1月14日~22日
63	2014	全国人大法工委经济法室	孙艺超	2015年1月14日~22日
64	2014	全国人大法工委办公室	邹国升	2015年1月14日~22日
65	2014	公安部网络安全保卫局	卢雪娜	2015年1月14日~22日
66	2014	工业和信息化部政策法规司	许广帅	2015年1月14日~22日
67	2014	工业和信息化部电信研究院	方禹	2015年1月14日~22日

一 中央と地方の立法権限 中央と地方の立法権限は、どのように区分されていますか。どのような事項が中央専属の立法権に属しますか。地方は、どのような事項に関して規定を置くことができますか。

二 授權立法 政府はいかなる事項に対して規範化を進めるのか。議会はどのような状況において政府に対して立法を授權するのか。授權立法には期限等の制限はあるか。授權により政府が制定した規範性文書に対して、議会はどのように監督するのか。

三 立法項目 毎年議会在法を制定し、立法項目を確定する際、事前の審査、事前の調整と立法論証を行う必要はありますか。指導的役割を果たすために、毎年、立法計画を作成する必要がありますか。立法論証の形式、その組織主体、論証内容、論証結論はいかになされるべきか。

四 審議機構の職責 議会の立法手続は、主にどのような段階を経て進められますか。また議会の関連専門委員会は、立法手続においてどのような役割を發揮していますか。各専門委員会の間ではどのような役割分担をしているのでしょうか。

五 法律改正 法律と議事規則は、修正案制度に関してどのように規定されていますか。また立法實務ではどのように取り扱われていますか。一つの法律の立法プロセスを例としてご紹介下さい。

六 法制統一の保障 異なるレベルの法規範の協調・統一をどのように確保しているか。もし立法権限に関する争いや法律の矛盾衝突が発生した場合、いかなる体制で解決するのか。

七 公衆参加 日本の議員は有権者により直接選挙されることから、議員の活動は民衆からの影響を大きく受ける。日本の立法における公衆参加の問題は、法律と実践の中でどのように反映されるのか。公衆の意見採択とそのフィードバック状況はどうか。

一 重要インフラのインターネット安全保護 重要インフラ施設のインターネット安全保護面において、日本ではどのような基準を制定していますか。それは主にどのような内容を含むのか。各重要インフラ施設は情報共有をどのように実現しているか。

二 インターネットサービスプロバイダー(ISP)の義務責任 日本では、どのようなISPが、その設立に許可が必要とされますか。ISP責任制限法は民法の不法行為責任規定との関係如何。被害者は、ISPに対し、権利侵害者の情報提供を求める以外に、裁判所や警察部門に対して不法行為の証拠を獲得するため協力を求めることは可能か。

三 個人情報保護 日本法における「個人情報」の範囲如何。個人のインターネット使用に際して提供又は自動生成される全ての情報は、公民の個人情報になるのでしょうか。クラウドコンピューティング・ビッグデータ時代にいかに個人情報保護を強化すべきか。

四 憲法情報管理 「憲法情報等対応連絡会」の基本的状況とその機能、「インターネット違法情報対応に関する指導方針」の具体的内容、ホットラインセンターの運用状況如何。

五 行政上の事務の電子化 日本における行政上の事務の電子化「電子政務」とインターネット方面での発展の基本的状況、さらにこれに関係する政府部門の職責について教えて下さい。

六 インターネット犯罪 警察庁インターネット犯罪対策室設置の基本的状況について教えて下さい。当該対策室は主にどのような事件を取扱っていますか。対象事件の端緒如何。インターネット犯罪を追跡調査するための技術的措置如何。

七 地方政府部門のインターネット管理如何

刑事被害人权利保护制度赴日调研

68	2015	全国人大法工委刑法室	雷建斌	2015年10月12日~22日
69	2015	全国人大法工委刑法室	王 宁	2015年10月12日~22日
70	2015	全国人大法工委刑法室	王 倩	2015年10月12日~22日
71	2015	全国人大法工委刑法室	张义建	2015年10月12日~22日
72	2015	全国人大法工委刑法室	马 曼	2015年10月12日~22日
73	2015	全国人大法工委刑法室	陈远鑫	2015年10月12日~22日
74	2015	全国人大法工委办公室	喻世红	2015年10月12日~22日
75	2015	全国人大法工委研究室	夏继红	2015年10月12日~22日
76	2015	全国人大法工委法规备案审查室	王魏巍	2015年10月12日~22日
77	2015	最高人民检察院刑事申诉检察厅	赵景川	2015年10月12日~22日

刑事被害人权利保护制度立法以及相关司法制度赴日调研

78	2015	全国人大法工委国家法室	武 增	2015年11月11日~21日
79	2015	全国人大法工委国家法室	李 菊	2015年11月11日~21日
80	2015	全国人大法工委国家法室	刘 玫	2015年11月11日~21日
81	2015	全国人大法工委国家法室	张 晶	2015年11月11日~21日
82	2015	全国人大法工委国家法室	梁 菲	2015年11月11日~21日
83	2015	全国人大法工委国家法室	吕丽萍	2015年11月11日~21日
84	2015	全国人大法工委办公室	李春雨	2015年11月11日~21日
85	2015	全国人大法工委研究室	王洪宇	2015年11月11日~21日
86	2015	全国人大法工委法规备案审查室	刘 斌	2015年11月11日~21日
87	2015	最高人民法院研究室处长	江显和	2015年11月11日~21日
88	2015	最高人民检察院法律政策研究室	李昱昕	2015年11月11日~21日

1	日本における刑事被害者の権利保障の基本的状況 日本刑事訴訟法では、刑事事件における被害者の地位、訴訟上の権利についてどのように規定していますか。被害者の訴訟上の権利保障の面ではどのような制度的制度がありますか。実務の状況、これまでの経験・教訓についてご教示下さい。
2	日本の刑事被害者の救済援助制度の法律規定 日本における刑事被害者の救済援助に関する主な立法、その対象範囲、救済援助の基準、担当機構と職責分担、資金の出所、処理手続等について、どのように規定されていますか。
3	日本の刑事被害者の救済援助制度を実施する理論的基礎 日本において刑事被害者の救済援助制度を創設した理論的基礎と主要な考慮要素はどのようなものですか。同制度の創設についてはどのような議論がなされましたか。
4	日本の刑事被害者の救済援助制度の事務状況 正式に確立されるまでのどのような模索・試行等が行われましたか。経済発展の差が比較的大きな地域が存在する場合、各地域の実情に応じた救済援助制度はどうか実施されていますか。地方毎の特色に異なる実施方法等はありませんか。同制度の関連実務における経験・教訓。現在の全体的運用状況如何。
5	日本における知的財産権侵害その他経済事犯に関する被害者の救済援助制度 知的財産権侵害その他経済事犯やネット犯罪等の新類型の犯罪により被害を受けた場合、その被害者救済・援助制度に関する日本の実務・学説、立法論等についてご教示下さい。
6	日本の刑事訴訟における次席裁判制度の法律規定、及び理論、実務の状況如何。
1	日本の裁判所、検察庁の組織体制・職権はどのようなものですか。
2	日本における法務省の組織構造、及び日本の司法体系における法務省の地位と作用如何。
3	日本の裁判所、検察庁の設置概況についてご教示下さい。
4	日本の裁判所の事件審理における合議事件実施状況 合議体はどのように編成されていますか。日本では裁判官の誤審について、その責任を追及する制度は採用されていませんか。
5	日本の裁判官、検察官の選抜・教育方法、任命権者、及び職務上遵守すべき原則如何。日本の各級別の裁判所・検察庁における裁判官・検察官は、いかなる条件を充足する必要がありますか。裁判官・検察官の選任委員会のような特別機構の有無及びその組織と運用状況についてご教示下さい。法学を修めて卒業した学生は、いかなる段階プロセスを経て裁判官・検察官になれますか。
6	日本の裁判官・検察官は、定員制を採用していますか。裁判官とそれ以外の裁判所職員、検察官とそれ以外の検察庁職員はどのように分類され、その人数構成比についてご教示下さい。これらの者の待遇・給与如何。裁判官・検察官の給与は、法制度上、日本社会において優遇されたレベルにありますか。
7	日本における上下級裁判所・上下級検察庁の間の関係如何
8	日本では、退官した裁判官・検察官が弁護士業務を行うことにはどのような制限・規制がありますか。
9	知財侵害その他経済事犯に関する司法的救済 日本にはどのような専門的裁判所・検察庁があり、また知財侵害高等裁判所の設置・運営の状況、その審級、管轄する事件類型はどのようなものですか。知的財産高等裁判所の特許訴訟との関係はどのように規律されていますか。
10	裁判官裁判と刑事被害者の救済援助制度 日本における裁判官裁判と刑事被害者の救済援助制度についてご紹介下さい。特に裁判官の選任条件、その地位、対象事件の範囲、審理の方式、裁判官の職務等はどのように定められていますか。犯罪被害者に対する手続上の配慮、実施からこれまでの実務上の経験・教訓等があればご教示下さい。



中日刑事被害人权利保护制度研讨会

- 1 日本における刑事事件被害者救済援助制度設立の理論的基礎と根拠如何
- 2 日本における被害者救済援助制度はその設立から発展までの沿革、これらの経験を踏まえた中国における刑事事件被害者救済援助の立法に対するアドバイス
- 3 現在日本における刑事事件被害者救済援助の実務で直面している主な問題と改革の方向
- 4 日本における刑事事件被害者救済援助措置如何。たとえば未成年者、女性等の特別グループに対して特別な救済援助措置が講じられていますか。
- 5 被告人と被害者の権利保障 日本は刑事訴訟手続において当事者主義を採用し、被告人の権利保障を重視してきたところ。現在、刑事訴訟法等の関連制度改正により被害者参加制度、心情意見陳述制度、特定事項秘匿決定等を規定し、被害者の刑事訴訟における権利も保障しようとしています。これは被告人の権利と衝突しているのでしょうか。日本の学界や政府機関ではこの問題につき論争があるのでしょうか。
- 6 刑事事件被害者の救済援助レベル これはその国の経済社会の発展や社会保障制度と密接な関係にあると考えられます。日本における刑事事件被害者救済援助制度は、どのようにして社会保障制度と連携し、継続的な支援活動を行い、被害者が再び平穏な生活を営むことができるようにされるのでしょうか。例えば、刑事事件被害者によって両親を失った未成年者に対して、如何にしてその学校生活、更に社会復帰を保障できるのでしょうか。
- 7 被害者給付金の申請 先生の実務経験から、具体的手続・申請資料・金額の算定、支給裁定及び影響要素（例えば収入、年齢、仕事等）についてご教示ください。給付金の算定及び支給裁定については、日本の関連法令等ではどう規定されていますか。また、弁護士の立場から見ると、給付金制度の改善すべきところはありますか。更に、児童金申請と支給に関する具体的条件や金額の状況についてご教示下さい。
- 8 弁護士の役割 従来、弁護士は犯罪被疑者・被告人の弁護人として、被告人側利益保護の立場から物事を考えるのが一般的だったということですが、他方、現在では日本弁護士連合会・各弁護士会は、国選被害者参加弁護士制度を積極的に導入して被害者の利益を守り、被害者の訴訟上の権利・地位を保障するための制度確立を積極的に推進しているということでした。それではこの両者間において、弁護士は心の中で葛藤・ジレンマはないのでしょうか。また、被告人及び被害者の訴訟上の権利の獲得に際して、どのような比較考量されているのでしょうか。
- 9 被害者支援事業における弁護士の役割・位置付け 被害者支援弁護士として事件の事実認定、法律適用、関連権限の行使について、検察官と意見の相違があった場合の処理如何。警察、検察、民間団体支援者の実務と比較して弁護士の被害者支援活動における特徴は何であり、他の支援実務者が代替できない部分は何か。現在、被害者支援弁護士の実務において、不十分な点や直面している困難如何。

89	2015	全国人大法工委刑法室	王爱立	2015年12月11、12日
90	2015	全国人大法工委刑法室	雷建斌	2015年12月11、12日
91	2015	全国人大法工委刑法室	王 宁	2015年12月11、12日
92	2015	全国人大法工委刑法室	王 倩	2015年12月11、12日
93	2015	全国人大法工委刑法室	张义建	2015年12月11、12日
94	2015	全国人大法工委刑法室	马 曼	2015年12月11、12日
95	2015	全国人大法工委刑法室	徐 霞	2015年12月11、12日
96	2015	全国人大法工委刑法室	林卫星	2015年12月11、12日
97	2015	全国人大法工委刑法室	王 瑞	2015年12月11、12日
98	2015	全国人大法工委刑法室	黄 星	2015年12月11、12日
99	2015	全国人大法工委刑法室	伊繁伟	2015年12月11、12日
100	2015	全国人大法工委办公室	喻世红	2015年12月11、12日
101	2015	全国人大法工委研究室	夏继红	2015年12月11、12日
102	2015	中央政法法制建设室	丁亮华	2015年12月11、12日
103	2015	最高人民法院研究室	黄应生	2015年12月11、12日
104	2015	最高人民法院研究室	周海洋	2015年12月11、12日
105	2015	最高人民法院刑事申诉检察厅	鲜铁可	2015年12月11、12日
106	2015	最高人民法院刑事申诉检察厅	马 滔	2015年12月11、12日
107	2015	国务院法制办公室	汤 捷	2015年12月11、12日
108	2015	司法部法制局	常雪峰	2015年12月11、12日
109	2015	中国人民大学	李 岳 飞	2015年12月11、12日
110	2015	中国政法大学诉讼法学研究院	王贞会	2015年12月11、12日
111	2015	北京师范大学刑事法学科学研究院	肖 萍	2015年12月11、12日

112	2015	全国人大法工委社会法学室	中日法律制度研讨会	2015年12月2、3日	一 業界団体・商会等の社会組織について 1 業界団体・商会等の社会組織は設立される時、どのような条件が必要とされますか。 2 業界団体・商会の資金出所はどのようなものがありますか。さらに一般公衆から寄付を募ることはできますか。 3 業界団体・商会等の社会組織が許容されますか。 4 業界団体・商会等の社会組織は情報公開制度を設けていますか。社会から監督を受けるか。 5 政府部門はいかに業界団体・商会等の社会組織の活動を監督・管理しますか。
113	2015	全国人大法工委社会法学室	陈佳林	2015年12月2、3日	二 労災保険について
114	2015	全国人大法工委社会法学室	吴晓华	2015年12月2、3日	1 労災保険における時間と場所の認定はどのように規定されていますか。さらに労働者は就業時間外、又は事業場外で災害を被った場合、労災保険の適用状況についてご教示ください。
115	2015	全国人大法工委社会法学室	郑全红	2015年12月2、3日	2 第三者行為災害について労災保険賠償後、第三者へ損害賠償を求めるところはできますか。さらに労働者は第三者から賠償金を受けた後、労災保険賠償金の全額を賠償してもらえますか。
116	2015	全国人大法工委社会法学室	赵光	2015年12月2、3日	3 労災保険と商業保険との関係はいかにされていますか。
117	2015	全国人大法工委社会法学室	张淑宁	2015年12月2、3日	一 業界協会・商会等社会組織に関する問題
118	2015	全国人大法工委社会法学室	徐潇枫	2015年12月2、3日	1 業界協会・商会が営利的活動の範囲を行ったとき、その所得は税金面で優遇されますか。損失が生じた場合、その責任者はどのような責任を負担しますか。
119	2015	全国人大法工委社会法学室	王瑞	2015年12月2、3日	2 業界協会・商会が会員に対する処罰権限を有しますか。
120	2015	全国人大法工委社会法学室	马超	2015年12月2、3日	3 中国のいくつかの業界協会では、会員を評価し、業界への参入資格を与える責任がある。日本の業界協会は、業界への参入資格授与又は会員の等級を評価する権限を有していますか。
121	2015	全国人大法工委社会法学室	邱明月	2015年12月2、3日	4 政府が業界協会等の社会組織のサービスを購入する場合において、どのように購入サービスの主体を確定し、どのように購入サービスの評価をしますか。
122	2015	全国人大法工委社会法学室	刘磊	2015年12月2、3日	5 労災保険の費用率はどのように確定しますか。ことなる業種の費用比率の区別や、労災費用の企業運営コストに占める比重状況如何。
123	2015	全国人大法工委社会法学室	薛宁兰	2015年12月2、3日	2 日本の労災保険事故の発生率の状況如何。また主にどのような業種に集中していますか。
124	2015	全国人大法工委社会法学室	刘翠霞	2015年12月2、3日	3 労災保険の支払基準はどのように確定しますか。どのような要素を考慮する必要がありますか（労働者の損失を十分に保障できるかどうか、同種の傷病状況下における労災保険支払と通常の民事不法行為責任の賠償基準との比較等）。
125	2015	全国人大法工委社会法学室	谢增毅	2015年12月2、3日	4 日本は労災保険基金管理制度の状況如何。基金はどのようにして価値保全、増加を図っていますか。
126	2015	全国人大法工委社会法学室	邓丽	2015年12月2、3日	5 労災認定について専門機関による鑑定が必要かどうか、専門労災救済治療をする病院やリハビリ機関があるか。
127	2015	全国人大法工委社会法学室	韩君玲	2015年12月2、3日	6 定年退職した人が再就職した場合、学生が実習に参加していた場合に労災保険は適用されるか。
128	2015	全国人大法工委社会法学室	陈佳林	2016年1月11日～22日	一 労災保険に関する問題
129	2015	全国人大法工委社会法学室	郑全红	2016年1月11日～22日	1 業界協会・商会が営利的活動の範囲を行ったとき、その所得は税金面で優遇されますか。損失が生じた場合、その責任者はどのような責任を負担しますか。
130	2015	全国人大法工委社会法学室	赵光	2016年1月11日～22日	2 業界協会・商会が会員に対する処罰権限を有しますか。
131	2015	全国人大法工委社会法学室	张淑宁	2016年1月11日～22日	3 中国のいくつかの業界協会では、会員を評価し、業界への参入資格を与える責任がある。日本の業界協会は、業界への参入資格授与又は会員の等級を評価する権限を有していますか。
132	2015	全国人大法工委社会法学室	徐潇枫	2016年1月11日～22日	4 政府が業界協会等の社会組織のサービスを購入する場合において、どのように購入サービスの主体を確定し、どのように購入サービスの評価をしますか。
133	2015	全国人大法工委社会法学室	王瑞	2016年1月11日～22日	5 労災保険の費用率はどのように確定しますか。ことなる業種の費用比率の区別や、労災費用の企業運営コストに占める比重状況如何。
134	2015	全国人大法工委社会法学室	马超	2016年1月11日～22日	2 日本の労災保険事故の発生率の状況如何。また主にどのような業種に集中していますか。
135	2015	全国人大法工委社会法学室	王新民	2016年1月11日～22日	3 労災保険の支払基準はどのように確定しますか。どのような要素を考慮する必要がありますか（労働者の損失を十分に保障できるかどうか、同種の傷病状況下における労災保険支払と通常の民事不法行為責任の賠償基準との比較等）。
136	2015	全国人大法工委社会法学室	刘磊	2016年1月11日～22日	4 日本は労災保険基金管理制度の状況如何。基金はどのようにして価値保全、増加を図っていますか。
137	2015	全国人大法工委社会法学室	吴黎静	2016年1月11日～22日	5 労災認定について専門機関による鑑定が必要かどうか、専門労災救済治療をする病院やリハビリ機関があるか。

中日法律制度研讨会 刑事被害人救助制度立法以及相关司法制度

138	2015	全国人大法工委国家法室	武 增	2016年1月27、28日
139	2015	全国人大法工委国家法室	李 菊	2016年1月27、28日
140	2015	全国人大法工委国家法室	刘 政	2016年1月27、28日
141	2015	全国人大法工委国家法室	谭 愉	2016年1月27、28日
142	2015	全国人大法工委国家法室	吕丽萍	2016年1月27、28日
143	2015	全国人大法工委国家法室	闫 然	2016年1月27、28日
144	2015	全国人大法工委国家法室	陈国刚	2016年1月27、28日
145	2015	全国人大法工委国家法室	王正斌	2016年1月27、28日
146	2015	全国人大法工委国家法室	梁 菲	2016年1月27、28日
147	2015	全国人大法工委国家法室	王曙光	2016年1月27、28日
148	2015	全国人大法工委国家法室	张 晶	2016年1月27、28日
149	2015	全国人大法工委国家法室	陈亦超	2016年1月27、28日
150	2015	全国人大法工委法研室	刘 斌	2016年1月27、28日
151	2015	全国人大法工委研究室	王洪宇	2016年1月27、28日
152	2015	最高人民法院研究室	江 盈和	2016年1月27、28日
153	2015	最高人民法院研究室	戴俊英	2016年1月27、28日
154	2015	最高人民法院法律政策研究室	李昊昕	2016年1月27、28日
155	2015	湖北省人民检察院法律政策研究室	阮志勇	2016年1月27、28日
156	2015	北京市昌平区人民法院行政庭	杨 帆	2016年1月27、28日
157	2015	中国社科院法学研究所	翟国强	2016年1月27、28日

专利法赴日调研

158	2016	全国人大法工委经济法室	岳仲明	2016年9月4日~15日
159	2016	全国人大法工委经济法室	王 翔	2016年9月4日~15日
153	2016	全国人大法工委经济法室	杨永明	2016年9月4日~15日
154	2016	全国人大法工委经济法室	曹兵兵	2016年9月4日~15日
155	2016	全国人大法工委经济法室	施春风	2016年9月4日~15日
156	2016	全国人大法工委经济法室	刘泽巍	2016年9月4日~15日
157	2016	全国人大法工委经济法室	吕丽萍	2016年9月4日~15日
158	2016	全国人大法工委刑法室	黄 永	2016年9月4日~15日
159	2016	全国人大法工委办公室	杨木霞	2016年9月4日~15日
160	2016	全国人大法工委办公室	李玉鹏	2016年9月4日~15日

- 犯罪被害人救助制度の関連司法制度
- 1 裁判所の設置・配置について
- 2 裁判所の内部機構について
- 3 裁判官・検察官に関する種類別管理について
- 4 検察機関について
- 5 裁判官・検察官に対する審査、評価、懲戒について
- 6 判決の執行について
- 7 最高裁判所について
- 8 司法改革について
- 立法権限関連
- 1 日本国憲法94条「法律の範囲内」に関する最高裁判例と条例実務
- 2 主要な都道府県条例、市町村条例
- 3 地方の条例と地方の規則との関係
- 4 法律と内閣の関係
- 5 日本の最高裁判所による違憲審査の状況

- 1 科学技術イノベーション促進 日本における科学技術イノベーションの奨励に関する戦略や政策措置等を調査・研究し、参考にしたいたいと希望します。
- 2 特許関連司法 日本における特許関連司法体制の状況を調査・研究し、中国知的財産権法院の体制整備の参考にしたいたいと希望します。
- 3 特許の行政法執行 特許権保護について特許法は、司法保護と特許行政法執行という「二重制」を定める。特許権保護を強化するため、特許の行政法執行関連制度の強化、体系の整備、手段の多様化を強化しなければならぬという指摘もあり、これについて日本側の見解を伺いたいです。
- 4 意匠権の保護 日本の「意匠の国際登録に関するハーグ協定」加盟当初の考えや、これによる意匠関連法律改正の事情を伺って、今後中国が「ハーグ協定」加盟に向けて関連制度の整備の参考にしたいたいと希望します。
- 5 特許権の保護 特許権の保護を強化し、実務でよく存在する特許権侵害のコストが低く、権利者における権利保護のコストが高い問題を解決するため、懲罰賠償や侵害者の懲罰・懲戒措置が必要との意見がある。そこで日本における特許権侵害への懲罰等のやり方を調査・研究し、さらに日本におけるネット特許権侵害行為の規制、及びネットサービス提供者への責任関連規定を調査・研究して関連制度の整備の参考にしたいたいと希望します。
- 6 特許権濫用防止 基準制定に参加する特許権者は、基準制定過程で有している基準必要権利を披露せず、有している特許権技術を基準に導入し、基準実施後に実施者を強制し、その利益を損害することを目指すため、このように行為を規制し、特許権者と基準実施者間の利益のバランスを取る必要がある。そこで日本のやり方を調査・研究し、関連制度、特に法律保護措置を悪用する会社の規制策作成の参考にしたいたいと希望します。



民法典编纂赴日调研

- 1 後見制度 日本では、未成年者又は精神障害のある成人につき後見人への就任をよとすとする人がいない、又は後見人の適格者がいない場合があるか。仮にそのような状況が存在する場合、日本ではどう解決されますか。例えば関連組織や国が設置した機関が最終的には後見人になるのでしょうか。関連組織や国が設置した機関が後見人に就任する場合、いかなる条件を具備する必要がありますか。実務ではどう運用されており、その効果につきご教示下さい。
- 2 後見監督制度 日本では、後見監督人はどのようにして現れるのでしょうか。後見監督人に就任する人には、どのような資格や条件が要求され、後見監督人としていかなる職責を履行すべきでしょうか。さらに後見監督人制度が、実務上直面している課題があればご教示下さい。
- 3 非営利法人の基本的分類等 日本の制度では非営利法人が非常に細かく分類されており、その種類も多岐にわたりますが、各種法人の分類基準はどのようなものですか。このように細かく法人を分類する必要性及び実務における運用効果についてご教示下さい。さらに、将来的な制度の改革に向けて、非営利法人類型を減らすために適度に併合すること等が検討されたのか。
- 4 非営利法人の活動・解散 日本では非営利法人が営利的活動を行う場合について、どのような関連ルールが定められていますか。その実際上の効果はいかでしょうか。また、非営利法人は、その解散時にいかに残余財産の分配が一切許されないのでしょうか。
- 5 独立行政法人法 日本独立行政法人法の主な特色及びその実施効果、また公法人に属するか否かについてご教示下さい。
- 6 宗教法人法 日本の宗教法人法の主な特色及びその実施効果についてご教示下さい。
- 7 心裡留保 日本民法典第93条は心裡留保について規定していますが、実務における同制度適用の効果如何、及びどのような問題が存在するかについてご教示下さい。
- 8 通謀虚偽表示 日本民法典第94条は通謀虚偽表示について規定していますが、実務における同制度適用の効果如何、及びどのような問題が存在するかについてご教示下さい。
- 9 日本民法総則関連規定の改正・整備 近年、経済社会と科学技術の発展に伴って、日本の民法総則において改正・整備が必要とされている内容等についてご教示下さい。また、現在中国は民法総則起草・研究していますが、現在までの日本の民法典関連の動向のうち、中国が参考になると思われる経験・教訓についてもご教示いただければ幸いです。

161	2016	全国人大法工委民法室	段京连	2016年9月19日~30日
162	2016	全国人大法工委民法室	庄晓冰	2016年9月19日~30日
163	2016	全国人大法工委民法室	宋江涛	2016年9月19日~30日
164	2016	全国人大法工委法规备案审查室	周国杰	2016年9月19日~30日
165	2016	全国人大法工委办公室	石泓莉	2016年9月19日~30日
166	2016	最高人民法院研究室	司艳莉	2016年9月19日~30日
167	2016	最高人民法院法律政策研究室	王莉	2016年9月19日~30日
168	2016	国务院法制办公室	袁雪石	2016年9月19日~30日
169	2016	中国社会科学院法学研究所	谢鸿飞	2016年9月19日~30日
170	2016	中国法学会	杜林	2016年9月19日~30日
171	2016	江苏省高级人民法院审判监督第一庭	刘振	2016年9月19日~30日

中日行政程序法研讨会

172	2016	全国人大法工委行政政法室	袁 杰	2016年10月19、20日
173	2016	全国人大法工委行政政法室	曹卫东	2016年10月19、20日
174	2016	全国人大法工委行政政法室	韦武斌	2016年10月19、20日
175	2016	全国人大法工委行政政法室	黄海华	2016年10月19、20日
176	2016	全国人大法工委行政政法室	刘海涛	2016年10月19、20日
177	2016	全国人大法工委行政政法室	张 涛	2016年10月19、20日
178	2016	全国人大法工委行政政法室	李慎秋	2016年10月19、20日
179	2016	全国人大法工委行政政法室	齐 冰	2016年10月19、20日
180	2016	全国人大法工委行政政法室	曹 阳	2016年10月19、20日
181	2016	全国人大法工委行政政法室	李 辉	2016年10月19、20日
182	2016	全国人大法工委行政政法室	田 林	2016年10月19、20日
183	2016	全国人大法工委行政政法室	杨 威	2016年10月19、20日
184	2016	中国政法大学	王天华	2016年10月19、20日
185	2016	中国政法大学	王万华	2016年10月19、20日
186	2016	中国人民大学	喻文光	2016年10月19、20日
187	2016	中国人民大学	王 旭	2016年10月19、20日
188	2016	国务院法制办公室	于宏伟	2016年10月19、20日

- 1 日本・行政手続法の立法状況 日本における行政手続法制定の歴史的背景、基本的な状況、主要な論争点、及び対立する意見がどのように取りまとめられたのか、そして同法の最終的な施行に到るまでの推進過程において、どのような経験や良い方法があったのか。
- 2 日本・行政手続法の立法目的と法律体系的位置づけ 日本行政手続法の立法目的及び法律体系上の位置づけについてご教示下さい。
- 3 個別の行政手続関連ルール 日本では、行政手続法以外にも、多数の法律で行政手続関連のルールが規定されているようですが、日本ではどのように単行法と行政手続法との関係が処理されていますか。それは優先的適用か、それとも補充的適用でしょうか。その他の法律において行政手続ルールを規定する場合、行政手続法の規定を充分に考慮する必要がありますか。どのような分野において特別な行政手続ルールが比較的多く定められているのでしょうか。
- 4 行政手続の基本原則 日本行政手続法は、どのような基本的原則を確立しており、また当該基本原則は直接的な拘束力を有するのか。行政が法律を執行する実務において当該基本原則がどのように適用されているのかについてご教示下さい。
- 5 行政手続が主に規律する行政行為 日本行政手続法は、どのような行政行為を主な適用対象として規律していますか。同法立法時において、この点につきどのような論争がなされ、最終的にはどのように確定されたのかについてご教示下さい。
- 6 行政聴聞制度 日本行政手続法では、行政聴聞制度について専門的な規定がおかれているということですが、そこで行政聴聞制度が適用される状況、及び日本の行政手続法がどのように行政聴聞制度の有効性と公正性を保障しているのかについてご紹介下さい。また行政聴聞制度がその場限りでのいい加減なものとなされるのを防止する具体的措置や経験等についてもご教示下さい。
- 7 行政手続違反の状況とその法的効果 日本における手続法の具体的状況についてご紹介下さい。また手続的な瑕疵と手続の違法とは区別されていますか。さらに当事者は、行政手続の違法を理由として行政訴訟を提起することができずか。行政訴訟において、裁判所は行政手続の違法問題に対してどのような審査基準を適用しており、どのような法的効果が認められるのでしょうか。

中日専利法研讨会

189	2016	全国人大法工委经济法室	岳仲明	2016年11月3、4日
190	2016	全国人大法工委经济法室	王 清	2016年11月3、4日
191	2016	全国人大法工委经济法室	王 翔	2016年11月3、4日
192	2016	全国人大法工委经济法室	杨永明	2016年11月3、4日
193	2016	全国人大法工委经济法室	曹兵兵	2016年11月3、4日
194	2016	全国人大法工委经济法室	施春风	2016年11月3、4日
195	2016	全国人大法工委经济法室	吕丽萍	2016年11月3、4日
196	2016	全国人大法工委经济法室	陈扬波	2016年11月3、4日
197	2016	全国人大法工委经济法室	刘 良	2016年11月3、4日
198	2016	全国人大法工委经济法室	刘泽巍	2016年11月3、4日
199	2016	国家知识产权局	杨红莉	2016年11月3、4日
200	2016	国家知识产权局	张 熙	2016年11月3、4日
201	2016	最高人民法院知识产权审判庭	李 剑	2016年11月3、4日
202	2016	最高人民法院知识产权审判庭	秦元明	2016年11月3、4日
203	2016	国务院法制办公室	郭 薇	2016年11月3、4日

- 1 部分意匠 日本における部分意匠の授権・保護等の状況についてご教示ください。部分意匠に対する専利権保護は必要なのでしょうか。
- 2 特許異議・特許無効審判 日本の特許法では特許権授与後の特許異議手続、特許無効審判の各制度が併存していますが、これらはいかなる考慮に基づくものでしょうか。また、特許無効審判の申立人を利害関係人に限定している点にはいかなる考慮があるのでしょうか。
- 3 職務発明 日本における職務発明制度の関連状況についてご教示ください。実務において、職務発明特許の権利利益は主に誰に帰属しているのでしょうか。また、職務発明特許の帰属に関して発生した紛争はありますか。それらのケースはどのように解決されているのかについてご教示下さい。
- 4 専利権保護と行政法執行 専利権（特許権）に対する司法手続による保護以外に、行政機関がその法執行過程において特許権侵害紛争について処理することが必要でしょうか。またこのような行政機関による紛争処理の実行可能性についてはいかがでしょうか。
- 5 中国の専利法（特許法）改正に対して、ご意見やご提言があれば、ご教示ください。

中日民法总则研讨会

204	2016	全国人大法工委民法室	贾东明	2016年12月21、22日
205	2016	全国人大法工委法规备案审查室	杨明仑	2016年12月21、22日
206	2016	全国人大法工委民法室	杜涛	2016年12月21、22日
207	2016	全国人大法工委民法室	段京连	2016年12月21、22日
208	2016	元全国人大法工委民法室	姚红	2016年12月21、22日
209	2016	元全国人大法工委民法室	扈纪华	2016年12月21、22日
210	2016	全国人大法工委民法室	石宏	2016年12月21、22日
211	2016	全国人大法工委民法室	庄晓冰	2016年12月21、22日
212	2016	全国人大法工委民法室	孙娜娜	2016年12月21、22日
213	2016	全国人大法工委民法室	水淼	2016年12月21、22日
214	2016	全国人大法工委民法室	李恩正	2016年12月21、22日
215	2016	全国人大法工委民法室	孙艺超	2016年12月21、22日
216	2016	全国人大法工委民法室	宋江涛	2016年12月21、22日
217	2016	全国人大法工委民法室	宋书龙	2016年12月21、22日
218	2016	全国人大法工委研究室	裴敬梅	2016年12月21、22日
219	2016	全国人大法工委经济法学室	林一英	2016年12月21、22日
220	2016	全国人大法工委社会学室	赵光	2016年12月21、22日
221	2016	全国人大法工委研究室	罗小曼	2016年12月21、22日
222	2016	最高人民法院研究室	张楠	2016年12月21、22日
223	2016	最高人民法院法律政策研究室	王莉	2016年12月21、22日
224	2016	国务院法制办公室	袁雪石	2016年12月21、22日
225	2016	中国社会科学院法学研究所	谢鸿飞	2016年12月21、22日
226	2016	中国法学会	杜林	2016年12月21、22日
227	2016	北京大学	尹田	2016年12月21、22日
228	2016	中国人民大学	杨立新	2016年12月21、22日
229	2016	清华大学	崔建远	2016年12月21、22日
230	2016	中国政法大学	李永军	2016年12月21、22日
231	2016	中国政法大学	赵旭东	2016年12月21、22日

1 基本原则 日本民法は第1条に信義誠実、権利濫用禁止等の基本原則を規定していますが、これらの基本原則は、日本の司法実務において直接的に適用されることはありませんか。適用の際に制限されることはありますか。これらの原則についてご教示ください。

2 法源としての慣習・法理 法律において具体的規定がない場合に、日本の裁判所は慣習（慣習法）を適用することがありますか。（上述した基本原則以外の）法理を適用することがありますか。法理と基本原則との関係はいかなるものか。実務における典型的事例をご教示ください。

3 法人の住所 日本的一般法人法律4条では「一般社団法人及び一般財団法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとす」と定めています。法人の主たる事務所の所在地が法人登記上の住所と一致しない場合、法人住所をどう確定しますか。仮に一律に「主要業務機構所在地」をもって法人住所を確定する根拠とすれば、登記上の住所にはいかに異なる実質的意義がありますか。法人の主要業務機構所在地が法人登記と一致しない場合、法人はこれに関連して不利益な効果・責任を負担しますか。

4 寄付法人の設立 寄付法人（即ち、財団法人）の設立は公益目的に限定されるか。日本民法が、財団法人を公益目的に限らないとすれば、それはいかなる考慮によるものか。日本では公益目的でない財団法人（公益・互助目的・私益の財団法人を含む）の実務に運営状況についてご教示ください。それらの法人数はどのぐらいあり、日本社会においていかなる効果を発揮していますか。

5 パーチャル財産 日本民法では、インターネット上のバーチャル財産（ネット仮想財産）に関する民事上の権利について、どのように規定し、どのような性質の民事上の権利に属するものとして扱われていますか。また実務におけるネット仮想財産に関連した紛争や事例があればご教示下さい。

6 信用権 日本の法体系では信用権又は信用に関する権利・利益の保護について規定がありますか。信用権を単独の民事権利として規定するか否かについて論争があればご教示下さい。

7 消滅時効 日本民法の消滅時効制度改革に対する基本理念如何。現行民法の消滅時効の規定によれば「権利を行使することができる時から10年」となりますが、この度の改正案は「権利が行使できるときを知った時から5年」との規定を追加し、両者の早めの方で時効期間を確定することとされています。かかる改正にはいかなる考慮があったのかにつきご教示ください。

8 中国民法総則第一次草案、第二次草案について、先生方の感想、ご助言・提言などについてご教示いただければ幸いです。

- 1 現在、日本、韓国、行政手続法が、欧米諸国と同様に、国家中心モデルを基礎として構築された第一世代の権利利益防御型行政手続法が有する普遍性を有するものという指摘がありました。それでは、行政手続法の将来的な発展方向はどのようなものか。同法は主にどのような問題を解決する必要があるか。同法に必要不可欠な内容があるとすれば、それは何か。行政法通則型の行政手続法を制定する必要性等についてご教示ください。
- 2 行政行為の効力論は、行政法分野における根本的なテーマですが、日本の法律には、行政行為の効力に関する規定がありませんか。また行政行為の効力発生、および取消、無効、廃止等の理論についてご教示下さい。政手続法制定の際、上述内容を規定する必要があるか。
- 3 行政機関は行政規範性文書を制定することが可能であり、まさに行政による立法行為です。それでは、行政立法法において遵守すべき原則は何か、および行政立法法において必要とされる手続についてご紹介ください。
- 4 日本における行政の政策決定手続、および実務のブラクティスと経験についてご紹介ください。また行政の政策決定手続では、公衆参加、専門家による評価、リスク評価、集団討論等の段階が必須とされているのでしょうか。
- 5 行政契約に関連する法律規定についてご教示下さい。また行政契約の範囲、行政契約の成立、履行、取消の場合において、遵守すべき手続如何。さらに行政契約において適用される法律上のルール、及び紛争解決の手段についてご紹介ください。
- 6 行政機関が違法行為の取り締まりをする場合における、遵守すべき行政検査手続についてご紹介ください。また法律上は行政検査についてどのような手続規定が置かれていますか。
- 7 行政手続法の対象として、公民に対する外部手続を除いて、行政機関の集団討論や上級行政部門から下級行政部門への審査・承認等の内部手続も包括する必要があるでしょうか。日本の実務と学界は、行政機関の内部手続についてどのような取り扱っていますか。行政機関の内部手続は、法律により規範化する必要があるでしょうか。
- 8 日本の法律は、一般に行政機関に対して、どの程度まで自由裁量権を認めていますか。また行政機関が自由裁量権を行使する場合、どのような要素を考慮する必要がありますか。行政機関の自由裁量権行使に関する基準について、日本の法律、規則、法的効力を有する文書に関連規定があればご教示ください。
- 9 日本の法律は、一般に行政機関に対してどの程度まで自由裁量権を認めますか。行政機関が自由裁量権を行使する場合、どのような要素を考慮する必要がありますか。行政機関の自由裁量権行使に関する基準につき、日本の法律、規則、法的効力を有する文書に関連規定があればご教示ください。

232	2016	全国人大法工委行政法室	董卫东	2017年1月9日～20日
234	2016	全国人大法工委行政法室	刘海涛	2017年1月9日～20日
235	2016	全国人大法工委行政法室	李慎秋	2017年1月9日～20日
236	2016	全国人大法工委行政法室	曹 阳	2017年1月9日～20日
237	2016	全国人大法工委行政法室	田 林	2017年1月9日～20日
238	2016	全国人大法工委社会法室	蔡人俊	2017年1月9日～20日
239	2016	全国人大法工委立法规划室	袁先鹏	2017年1月9日～20日
240	2016	全国人大法工委国家法室	陈亦超	2017年1月9日～20日
241	2016	全国人大法工委法制备案审查室	苏云龙	2017年1月9日～20日
242	2016	全国人大法工委研究室	罗小曼	2017年1月9日～20日
243	2016	全国人大法工委办公室	吕 敏	2017年1月9日～20日

行政程序法赴日调研



中日民法分則編纂研究会

245	2017	全国人大法工委民法室	贾东明	2017年11月9日-10日
246	2017	全国人大法工委经济法室	杨明春	2017年11月9日-10日
247	2017	全国人大法工委民法室	杜清涛	2017年11月9日-10日
248	2017	全国人大法工委民法室	石宏	2017年11月9日-10日
249	2017	全国人大法工委民法室	段京连	2017年11月9日-10日
250	2017	元全国人大法工委民法室	姚红	2017年11月9日-10日
251	2017	元全国人大法工委民法室	扈纪华	2017年11月9日-10日
252	2017	全国人大法工委民法室	庄晓泳	2017年11月9日-10日
253	2017	全国人大法工委民法室	孙娜娜	2017年11月9日-10日
254	2017	全国人大法工委民法室	李恩正	2017年11月9日-10日
255	2017	全国人大法工委民法室	朱书龙	2017年11月9日-10日
256	2017	全国人大法工委民法室	水淼	2017年11月9日-10日
257	2017	全国人大法工委民法室	孙艺超	2017年11月9日-10日
258	2017	全国人大法工委民法室	宋江涛	2017年11月9日-10日
259	2017	全国人大法工委民法室	马吾叶	2017年11月9日-10日
260	2017	广东省广州市中级人民法院	王灯	2017年11月9日-10日
261	2017	最高人民法院研究室	吴兆祥	2017年11月9日-10日
262	2017	最高人民法院法律政策研究室	王莉	2017年11月9日-10日
263	2017	国务院法制办公室	袁雪石	2017年11月9日-10日
264	2017	中国社会科学院法学研究所	谢鸿飞	2017年11月9日-10日
265	2017	中国社会科学院法学研究所	薛宁兰	2017年11月9日-10日
266	2017	中国法学会杂志社总编辑	张新宝	2017年11月9日-10日
267	2017	中国人民大学	杨立新	2017年11月9日-10日
268	2017	中国人民大学	王殊	2017年11月9日-10日
269	2017	中国人民大学	龙翼飞	2017年11月9日-10日
270	2017	中国人民大学	朱虎	2017年11月9日-10日
271	2017	中国人民大学	李永军	2017年11月9日-10日
272	2017	中国政法大学	赵旭东	2017年11月9日-10日
273	2017	中国政法大学	夏吟东	2017年11月9日-10日
274	2017	清华大学	程啸	2017年11月9日-10日
275	2017	清华大学	龙俊	2017年11月9日-10日

- 1 婚姻・離婚の届出 日本では、婚姻（又は離婚）の届出に関連して、実務上いかなる課題が存在しているか。日本民法第747条に規定されている詐欺又は強迫による婚姻の取消については、実務上どう認定されているか。双方当事者が通謀して虚偽の婚姻（又は虚偽の離婚）をしていた場合、法律上どう処理すべきか。
- 2 日常家事債務 日本民法第761条は日常家事債務の連帯責任について規定しているが、実務上において「日常の家事」に関して、生じた債務」の範囲はどのように認定されますか。日本民法第762条に関連して、夫婦共有に属する財産と各人の特有財産とはどのように確定されるのか。
- 3 事実婚の取扱い 婚姻の届出をせずに夫婦として共同生活している場合において、その法的性質をどのように認定し、両当事者間に於ける財産や子の扶養に関する問題を処理すべきでしょうか。また、日本では、若者が婚姻届を提出せずに同居生活をし、或いは財産紛争を回避するために婚姻届を提出せずに高齢者が同居生活をするとする状況が存在しますか。このような状況に対して法律上はどのように評価認定し、処理がなされているのでしょうか。
- 4 離婚原因の判断 離婚訴訟において、裁判所が離婚判決をする際の判断基準はどのようなものか。日本民法第770条所定の状況以外には、夫婦の一方が離婚訴訟を提起してもその請求は認められないのか。裁判所が離婚事件の判決をする際、離婚が夫婦の一方に深刻な損害を与える、又は未成年の子に明らかに不利益を与える場合、離婚請求を認容しないことも可能か。
- 5 離婚冷静期 日本の実務では、「閃婚」（出会って間もない段階での電撃結婚）と「閃離」（結婚後すぐに離婚すること）、ないし衝動的な離婚等の現象は目立っているでしょうか。このような問題も対処として、中国では離婚届手続において「審査期間」（又は「冷静期間」）制度を導入する議論もあります。この点について日本法の観点からご教示下さい。
- 6 現行中国婚姻法（及び中国民法典婚姻家庭編の制定）について、改善のためのご意見やご提言があればご教示頂ければ幸いです。
- 7 法律行為の体系 法律行為の内容につき、日本民法では民法総則、債権総則及び契約総則の三者間の関係をどう処理しているか。この問題につき、これまで日本の法律界では論争等があったか。さらに近年、何か新しい議論や考え方がありませんか。
- 8 予約 当事者が応募申込書、注文書及び予約購入書等への署名により予約を締結し、将来の一定期限内に本契約を締結することを約定した場合、一方に契約の締結義務の不履行があったとき、その者はいかなる民事責任を負担するのか。それは契約締結上の過失責任か、違約責任か、継続履行すべき責任を負担するのか。賠償範囲に契約締結後の履行利益を含むか。
- 9 第三者のためにする契約 第三者のためにする契約は契約の相対性原則を打ち破るものですが、日本民法では、この契約につきどう規定しており、実務上いかなる問題が存在するか。日存在するか。
- 10 質借人保護 日本法は、質借人の利益保護をどのように図っているか。質貸人が質貸物件を売却する場合、質借人に優先購入権が認められるか。質借人の優先購入権にはいかなる制限があるのか。「売買が質貸借を破らない」ルールに関して実務上いかなる問題が発生しているか。質貸人、質借人、物件購入者の三者間の利益バランスをどのように調整しているのか。

- 1 日本の民法・債権法改正 日本の2017年債権法改正の概要をご教示下さい（立法起草等を担当された機関、研究者、実務家等の異なるお立場から新法の注目すべき点等についてコメントいただけると幸いです）。
- 2 債権総則の体系的位置づけ 日本の債権法改正過程において、規定の体系との関係で債権総則を継続して留保するかという議論につき、その背景、特に債権総則を不要と主張する意見の理由如何。最終的結論として従来同様に債権総則が依然として留保された理由如何。
- 3 債権者代位権 日本法の債権者代位権について、①代位権の客体範囲如何。金銭債権以外では、どのような権利について被代位債権の及ぶ位債権行使の法律効果如何。代位債権者が、第三債務者に対して被代位債権の動産・不動産を直接自己に交付するよう請求することは可能か。それが可能な場合、その行使により被代位債権は消滅するか。
- 4 債権譲渡の対抗要件 日本法の債権譲渡通知は、なぜ債務者に対する対抗要件であるだけでなく、同時に第三者に対する対抗要件にもなるのか。債権の二重譲渡が発生した場合、なぜ債権譲渡通知の先後をもって二人の譲受人の権利の優劣の根拠とし、債権譲渡合意の先後をもって権利の優劣の根拠にしないのか。民法467条2項では、なぜ、確定日付のある証書による通知・承諾を第三者に対する対抗要件としたのか。この日付とは発信日、到達日のいずれを指すのか。
- 5 委任契約の解除 日本民法第651条が規定する委任契約の解除権は、民事委任契約と商事委任契約、有償委任契約と無償委任契約等の異なる状況下で同様に適用されるか。もし、その適用に差異がある場合、具体的にどのようなように区別されるのか。
- 6 夫婦別産制・日常家事債務 日本民法第762条によれば日本の夫婦の法定財産制は夫婦別産制である。それでは、①日本社会における伝統的な「男は外、女は内」という家庭分業枠組との関係で、この法定財産制は実務上どのような効果が認められるのか。②債務面において日本民法第761条が規定する日常家事債務の連帯責任の他に、夫婦の一方が婚姻関係存続期間中に自己の名で負担した債務は、個人債務とされるか。共有財産中の持分で弁済することは可能か。夫婦共同債務に属する場合はあるか。それはどう弁済するのか。
- 7 特別養子制度 日本民法第817条の2以下では特別養子制度を規定し、家庭裁判所は一定の要件を具備する者（養親）となる者の請求により、実方の血族との親族関係が終了する縁組を成立させることができ、特別養子以外の養子関係の成立では、実方の血族との親族関係が解消しないことを意味するのか。二重の親族関係が存在すること自体は問題とならないか。実務から見て特別養子関係の実際上の効果はどうか。将来さらに改善すべき点如何。
- 8 道路交通事故における不法行為責任等 道路交通事故の責任について新しい法改正の動きがあるか。例えばインターネットを通じて、タクシーを予約して搭乗中、道路交通事故が発生した場合、損害賠償に加入しない場合における法的責任は第三者責任強制保険に加入することが必要か。保険に加入しない場合における法的責任はどうか。日本の法律では、自動車運転の教習・試乗・試運転、代行運転、好意同乗等の場合に発生した交通事故の損害賠償責任につき、どう規定しているか。
- 9 相続財産管理人制度 日本民法では、918条、926条、936条、940条、943条、953条等の条文で、相続財産管理について規定し、また1000条ないし1021条等では遺言執行者制度を規定する。それでは、遺言者（被相続人）が遺言中において、一部財産だけ処分している場合、①誰が相続財産の管理について責任を負担し、②相続財産管理人の有する権限、履行が必要とされる職責、負担すべき義務につき、家庭裁判所ではこの問題をどう確定しているのか。

民法典編纂赴日調研

276	2017	全国人大法工委经济法室	杨明仑	2018年4月9日～20日
277	2017	全国人大法工委民法室	庄晓冰	2018年4月9日～20日
278	2017	全国人大法工委民法室	宋江涛	2018年4月9日～20日
279	2017	全国人大法工委民法室	孙艺超	2018年4月9日～20日
280	2017	全国人大法工委民法室	马吾叶	2018年4月9日～20日
281	2017	全国人大法工委国家法室	谭 喻	2018年4月9日～20日
282	2017	全国人大法工委刑法室	林卫星	2018年4月9日～20日
283	2017	全国人大法工委研究室	罗晓星	2018年4月9日～20日
284	2017	全国人大法工委法规备案审查室	李世龙	2018年4月9日～20日
285	2017	全国人大法工委办公室	赵寅卯	2018年4月9日～20日

- 1 日本における特許法関連制度の最新動向についてご教示下さい。
- 2 職務発明 その権利帰属の問題、及び発明者等に対する奨励等の関連制度をどのように設けるべきか、それらの境界線についてどのように手配すべきか。
- 3 意匠権 ①意匠に対する保護期間は何年間か。中国専利法では意匠の保護期間を15年に延長すべしとの意見もあるが、この問題に対してどのように考えるべきか。②日本における部分意匠の保護に関連する状況や、実務における課題についてご紹介下さい。
- 4 標準必須専利 標準を定める過程において、専利権保護との関係をどう処理し、標準必須専利につきどのように公開・許可を行い、専利権者と社会大衆との利益の衡平を保つのが望ましいか。
- 5 インターネットにおける専利侵害 日本ではインターネットにおける特許権侵害について、どのような規制がされているか。他人がインターネットを利用して特許権を侵害している行為を発見した場合、特許権者は、インターネットプラットフォーム等のISPに通報した後、ISPは、これをどう処理すべきであり、いかなる措置を採用可能であり、如何なる法的責任を負担すべきか。
- 6 専利当然許可制度 専利当然許可制度を導入すべしとの意見がある。専利権者は公告方式を通じて、ライセンス供与を公開して明らかにし、許諾使用料の支払基準や方式を明示する。ライセンス許諾を受ける意思を有する者は、すべて特許権者に通知したうえ許諾使用料を支払わなければならない。日本には類似の制度があるか。同制度に関する意見・提言等をご教示いただきたい。
- 7 専利権侵害の損害賠償 日本の裁判実務では特許権侵害における損害賠償額をどう確定しているか。特許権保護において懲罰的賠償制度を導入する必要性についてはどうか。実務では特許権侵害事件における「拳証難」問題についてどう対処しているのか。
- 8 特許権保護と独占禁止との関係 日本では、特許権保護と独占禁止との関係についてどう処理しているか。例えば、特許権を濫用して競争を排除・制限している行為に対して、どう処理すべきか。
- 9 薬品の特許 ①専利法改正において、薬品特許とリンクする制度を導入すべしとの意見がある。企業が薬品の販売審査・許可を申請している場合、薬品が関係する特許の状況について声明を出し、かつ薬品販売開始後において直面する可能性のある専利権侵害の問題を予め処理するものである。日本にはこれに類似する制度が存在しているか。また、かかる制度に関する意見・提言等をいただきたい。②薬品の補充保護期間制度（SPC）及びその実施効果について、特に製薬企業業界や薬品に対するアクセスへの影響を踏まえて、ご教示いただきたい。

専利法赴日調研

286	2017	全国人大法工委经济法室	杨合庆	2018年9月5日～15日
287	2017	全国人大法工委经济法室	王 翔	2018年9月5日～15日
288	2017	全国人大法工委经济法室	李克峰	2018年9月5日～15日
289	2017	全国人大法工委立法规划室	褚政红	2018年9月5日～15日
290	2017	全国人大法工委民法室	段京连	2018年9月5日～15日
291	2017	全国人大法工委法规审查室	苏金惠	2018年9月5日～15日
292	2017	全国人大法工委研究室	王 宏	2018年9月5日～15日
293	2017	全国人大法工委刑法室	伊繁健	2018年9月5日～15日
294	2017	全国人大法工委办公室	闫志鹏	2018年9月5日～15日
295	2017	全国人大法工委办公室	刘 玮	2018年9月5日～15日



中日民法分則編纂研討会

296	2018	全国人大法工委民法室	黄 薇	2019年1月10、11日
297	2018	全国人大法工委经济法室	杨明仑	2019年1月10、11日
298	2018	全国人大法工委民法室	杜 涛	2019年1月10、11日
299	2018	全国人大法工委民法室	石 宏	2019年1月10、11日
300	2018	全国人大法工委民法室	段京连	2019年1月10、11日
301	2018	全国人大法工委民法室	庄晓泳	2019年1月10、11日
302	2018	全国人大法工委民法室	孙娜娜	2019年1月10、11日
303	2018	全国人大法工委民法室	李恩正	2019年1月10、11日
304	2018	全国人大法工委民法室	朱书龙	2019年1月10、11日
305	2018	全国人大法工委民法室	水 淼	2019年1月10、11日
306	2018	全国人大法工委民法室	孙艺超	2019年1月10、11日
307	2018	全国人大法工委民法室	宋江涛	2019年1月10、11日
308	2018	全国人大法工委民法室	马吾叶	2019年1月10、11日
309	2018	中国人民大学	朱 虎	2019年1月10、11日
310	2018	清华大学	龙 俊	2019年1月10、11日
311	2018	元全国人大法工委民法室	姚 红	2019年1月10、11日
312	2018	元全国人大法工委民法室	贾东明	2019年1月10、11日
313	2018	元全国人大法工委民法室	虞纪华	2019年1月10、11日
314	2018	全国人大法工委经济法室	林一英	2019年1月10、11日
315	2018	全国人大法工委民法室	赵 光	2019年1月10、11日
316	2018	中国人民大学	杨立新	2019年1月10、11日
317	2018	中国社会科学院法学研究所	薛宁兰	2019年1月10、11日
318	2018	北京航空航天大学	周友军	2019年1月10、11日
319	2018	中国政法大学	夏吟兰	2019年1月10、11日
320	2018	中华女子学院	李明舜	2019年1月10、11日

1 債権譲渡 日本民法には、債権の多重譲渡に関連する規定がありませんか。それは具体的にどのような内容であり、実務上の効果はどのようなものでしょうか。もし関連規定がないとすれば、司法実務ではどのように処理されていますか。

2 契約解除 日本民法では契約解除権者についてどう規定していますか。実務上、違約当事者が契約解除を求めるとき、どのような要件を設定すべきか。もし違約当事者による解除を求める場合はありますか。そのような問題をどのように解決されますか。もし違約当事者による契約解除を認めるのであれば、どのような作用を發揮していただきます。

3 貸金契約 日本民法は貸金契約につき、金融負債と非金融負債とを区別して規定していますか。もしそうであれば、この2種類の貸金契約におけるルール上の相違点はどこにありますか。日本民法では貸金契約の法定利率、基準利率及び権利に関するルールを明確に定めていますか、これらは日本における金融リスク回避にどのような作用を發揮していただきます。

4 親子関係の確認・否認 日本民法の親族編第3章「親子」では、嫡出否認の訴えや、嫡出でない子の認知をそれぞれ規定する。嫡出否認の訴えについては、夫の提起のみが認められているが、この他の主体、特に妻や子が提起することば可能ですか。かかる訴訟に関する1年以内という出訴期間の規定(第777条)は合理的でしょうか。嫡出でない子の認知については、「認知をするには、父又は母が未成年者又は成年被後見人であるときであつても、その法定代理人の同意を要しない。」と定める(第780条)。それでは、子やその他の利害関係者が認知に同意しない(争う)場合は、別の訴訟等を通じて解決するしかないのでしょうか。この場合、裁判所は認知を同意する(認める)判断の根拠はどのようなものか。

5 養子縁組 日本には、養子縁組につき厳格に規範化された「事前養子縁組評価制度」はありませんか。つまり、養子縁組関係を登記する前段階で、養親となる者の能力を具備するかどうかの判定(例えば、養親となる者の経済状況、家庭状況、心理状況、教育能力、犯罪歴の有無等)を行うための一連の手續が存在するか。もし、かかる制度が類似制度が存在するのであれば、その担当機関や具体的な手續についてご教示下さい。更に、養親となる者又はその他の者が、養子縁組評価の結果に対して異議がある場合における救済手段等はどのようなのでしょうか。

6 死亡賠償金の帰属 日本には、死亡賠償金が遺産に帰属するか否かの問題につき、学説・実務にはどのような見解が存在しますか。もし被相続人に債権者がいた場合は、死亡賠償金が遺産として優先的に被相続人の債務弁済に充てられるのでしょうか。

7 中国民法典各分編第1次草案(計1034条)に対する先生方の感想、ご助言ご提言などご教示いただければ幸いです。

中日専利法研讨会

321	2019	全国人大法工委经济法学室	王瑞贺	2019年4月11日-12日
322	2019	全国人大法工委经济法学室	王翔	2019年4月11日-12日
323	2019	全国人大法工委经济法学室	刘泽巍	2019年4月11日-12日
324	2019	全国人大法工委经济法学室	陈扬欧	2019年4月11日-12日
325	2019	全国人大法工委经济法学室	吕丽萍	2019年4月11日-12日
326	2019	全国人大法工委经济法学室	刘良	2019年4月11日-12日
327	2019	全国人大法工委经济法学室	戴雷	2019年4月11日-12日
328	2019	最高人民法院民三庭	秦元明	2019年4月11日-12日
329	2019	最高人民法院民三庭	马云鹏	2019年4月11日-12日
330	2019	最高人民法院知识产权法庭	朱理	2019年4月11日-12日
331	2019	国家知识产权局	杨红莉	2019年4月11日-12日
332	2019	国家知识产权局	付安之	2019年4月11日-12日

- 1 職務発明 その権利帰属の問題、及び発明者等に対する奨励等の関連制度をどのように設けるべきか、それらの境界線についてどのように手配すべきか。中国専利法では意匠の保護期間を15年に延長すべし
- 2 意匠権 ①意匠に対する保護期間は何年か。中国専利法では意匠の保護期間を15年に延長すべしとの意見もあるが、この問題に対してどのように考えるべきか。②日本における部分意匠の保護に関連する状況や、実務における課題についてご紹介下さい。
- 3 インターネットにおける専利侵害 日本ではインターネットにおける特許権侵害につきどのような規制しているか。他人がインターネットを利用して特許権を侵害している行為を発見した場合、特許権者は、インターネットプラットフォーム等のISPに通報した後、ISPは、これをどう処理し、いかなる措置が採用可能であり、いかなる法的責任を負担すべきか。
- 4 専利権侵害の損害賠償 日本の裁判実務では特許権侵害における損害賠償額をどう確定しているか。特許権保護において懲罰的賠償制度を導入する必要があるかどうか。実務では特許権侵害事件における「拳証難」問題についてどう対処しているのか。
- 5 特許権保護と独占禁止との関係 日本では、特許権保護と独占禁止との関係についてどう処理しているか。例えば、特許権を濫用して競争を排除・制限している行為に対して、どう処理すべきか。
- 6 薬品の特許 ①専利法改正において、薬品特許とリンクする制度を導入すべしとの意見がある。企業が薬品の販売審査・許可を申請している場合、薬品が関係する特許の状況について声明を出し、かつ薬品販売開始後において直面する可能性のある専利権侵害の問題を予め処理するものである。日本にはこれに類似する制度が存在しているか。また、かかる制度に関する意見・提言等をいただきたい。②薬品の補充保護期間制度（SPC）及びその実施効果について、特に製薬企業や薬品に対するアクセスへの影響を踏まえて、ご教示いただきたい。
- 7 日本における特許法関連制度は、その実務においてどのような問題が存在していますか。その発展の動向等についてご教示下さい。

- 1 電子契約と民法・特別法 日本では、直近の民法（債権法）改正において電子契約については特に規定を置いていませんが、これはどのような考えに基づくものですか。他の個別立法において、電子契約の成立、効力発生、履行等に関する主要ルールを規定していますか。その場合、当該法律にはどのような規定があり、主にどのような考慮がされていますか。現状の中国民法典契約編草案の電子契約関連内容規定に対して、ご意見ご助言があればご教示下さい。
- 2 連帯債務・連帯債権 中国民法典契約編草案では多数債務者に関する制度として、まず連帯債務ルールを規定し、さらに連帯債権には連帯編纂に関する規定を参照適用する立法方式を採用する。日本民法では連帯債務と連帯債権に関するルールを分けて規定し、しかも連帯債権規定を連帯債務規定の前にごくという方式を採用しているが、その理由如何。連帯債務者の1人のいかなる行為がその他の連帯債務者に影響を与え、他方が影響を与えない行為は何か。連帯債務・連帯債権に関する中国の現在の方式に対してご意見等あればご教示下さい。
- 3 第三者弁済 日本民法の第三者弁済関連の規定につき、その適用要件と状況、弁済後の効果、また第三者弁済と債務加入規則との区別はどうか。また、中国民法典契約編草案の第三者弁済関連規定に対して、ご意見ご助言があればご教示下さい。
- 4 環境汚染と不法行為責任 日本では環境汚染行為による不法行為責任についてはどう規定し、いかなる帰責原則を適用し、その要件の差証責任をどう分配し、さらに免責事由は規定されているか。環境公益訴訟に相当する制度はあるか。類似制度があれば、環境訴訟としてどのような主体が、どのような請求内容を提起できるか。損害賠償範囲については、一般的な環境汚染による不法行為に基づく損害賠償の範囲と比較して何か差異はあるか。
- 5 人格権侵害・セクハラハラスメント 日本法にセクハラのような規定はあるか。関連する法律あれば、具体的にどのような規定が画かれているか。特にセクハラ行為概念の境界線をどのように画しているか。セクハラの実施主体は、いかなる法的責任を負担するか。会社は、自社職員のセクハラ行為に対して法的責任を負担する場合は、具体的にどのような責任を負担するか。これらに関する関連事例等についてご教示下さい。
- 6 人格権・個人情報保護 日本には個人情報保護についてどのような法律規定があるか。該規定は「個人情報」をどう定義しているか。法律上は「個人情報」と「プライバシー」を区別して規定しているか。個人情報の主体は、具体的にいかなる内容の権利を有するか。個人情報保護の関連規定は、現在のビッグデータ時代完全にマッチしているか。関連事例等についてご教示下さい。法律が個人情報保護の関連ルールを制定している場合、個人情報保護、産業発展、情報流通という三者間の関係をどう調整しているか。
- 7 夫婦の同居義務 日本民法第752条は夫婦同居義務を規定していますが、実務上どのように適用されているか。同居義務違反を理由として夫・妻は訴訟提起することができるか。かかる請求に対して裁判所はいかなる裁判をできるか。関連事例があればご教示下さい。夫が婚姻中において妻に対して同居義務の履行を強制するような場合、法律上どのような処理されるか。
- 8 離婚による財産分与 日本民法第768条はあくまでも原則的抽象的規定であり、実務上は具体的にどのように処理されているのか。実務上、財産分与に関する基本原則のような考え方はあるか。第三者と同居している、或いは家庭暴力等のような一方当事者の過失によって離婚した場合、他方当事者は単独で損害賠償を請求できるのか。
- 9 日本民法の最新動向 2016年の債権法改正以外に、日本民法関連の立法、或いは司法分野において新たな発展動向等がありますか。後続する新たな法改正の動きはありますか。もしあれば、その主な内容・考慮点等についてご教示頂ければ幸いです。

民法典編纂赴日調研

333	2019	全国人大法工委民法室	石 宏	2019年5月13日～24日
334	2019	全国人大法工委民法室	段京连	2019年5月13日～24日
335	2019	全国人大法工委民法室	庄胜冰	2019年5月13日～24日
336	2019	全国人大法工委民法室	孫卿娜	2019年5月13日～24日
337	2019	全国人大法工委民法室	朱书龙	2019年5月13日～24日
338	2019	全国人大法工委民法室	水 淼	2019年5月13日～24日
339	2019	全国人大法工委民法室	孙艺超	2019年5月13日～24日
340	2019	全国人大法工委民法室	罗鑫煌	2019年5月13日～24日
341	2019	全国人大法工委社会法室	刘左军	2019年5月13日～24日
342	2019	全国人大法工委研究室	毛 雨	2019年5月13日～24日
343	2019	全国人大法工委办公室	衣振华	2019年5月13日～24日
344	2019	全国人大法工委机关党委委员会	李 博	2019年5月13日～24日

中日民法分則編纂研讨会

345	2019	全国人大法工委民法室	黄薇	2019年9月9、10日
346	2019	全国人大法工委经济法室	杨明仑	2019年9月9、10日
347	2019	全国人大法工委民法室	杜 涛	2019年9月9、10日
348	2019	全国人大法工委民法室	段京连	2019年9月9、10日
349	2019	全国人大法工委民法室	庄晔冰	2019年9月9、10日
350	2019	全国人大法工委民法室	孙娜娜	2019年9月9、10日
351	2019	全国人大法工委民法室	李国正	2019年9月9、10日
352	2019	全国人大法工委民法室	朱书龙	2019年9月9、10日
353	2019	全国人大法工委民法室	宋江涛	2019年9月9、10日
354	2019	全国人大法工委民法室	水 淼	2019年9月9、10日
355	2019	全国人大法工委民法室	孙艺超	2019年9月9、10日
356	2019	全国人大法工委民法室	马岩叶	2019年9月9、10日
357	2019	全国人大法工委民法室	魏超杰	2019年9月9、10日
358	2019	全国人大法工委经济法室	林一英	2019年9月9、10日
359	2019	全国人大法工委民法室	赵 光	2019年9月9、10日
360	2019	元全国人大法工委民法室	姚 红	2019年9月9、10日
361	2019	元全国人大法工委民法室	贾东明	2019年9月9、10日
362	2019	元全国人大法工委民法室	扈纪华	2019年9月9、10日
363	2019	全国人大法工委民法室借调干部	王 灯	2019年9月9、10日
364	2019	全国人大法工委民法室借调干部	朱 虎	2019年9月9、10日
365	2019	全国人大法工委民法室借调干部	龙 俊	2019年9月9、10日
366	2019	中国人民大学	杨立新	2019年9月9、10日
367	2019	中国人民大学	王 轶	2019年9月9、10日
368	2019	清华大学	韩世远	2019年9月9、10日
369	2019	清华大学	程 啸	2019年9月9、10日
370	2019	中央财经大学	尹 飞	2019年9月9、10日
371	2019	中国政法大学	李建伟	2019年9月9、10日
372	2019	最高人民法院研究室	陈龙业	2019年9月9、10日
373	2019	最高人民法院法律政策研究室	吴孟柱	2019年9月9、10日
374	2019	司法部行政执法协调监督局	方 军	2019年9月9、10日
375	2019	司法部行政执法协调监督局	张大伟	2019年9月9、10日
376	2019	中国社科院法学研究所	朱广新	2019年9月9、10日
377	2019	中国法学会	杜 林	2019年9月9、10日

- 1 債権者代位権の効果 日本民法第423条の3では、被代位権利が金銭の支払又は動産の引渡を目的とするものである場合に、債権者は、直接相手方に対して自己への履行請求を求め、不動産所有権移転請求では認められないが、その理由如何。例えば、被代位権利の内容が、不動産所有権移転請求である場合には認められないのか。日本民法第423条の3後段が規定する、直接に履行した後に被代位権利が消滅することの理論的基礎は相殺か。もし上述した理論的基礎が相殺であれば、それは債権者に、事実上、優先弁済権を与えることを意味しないか。この種の事実上の優先弁済権は、債務者の破産手続中においても成立しうるものか。仮に被代位権利が不動産所有権移転請求である場合、債権者は日本民法第423条の7に基づき、相手方に対して不動産を直接的に自己名義に登録することを請求できるか。或いは、一旦は債務者の名義に移転し、その後自己名義に移転する流れになるのか。
- 2 債権譲渡禁止特約 日本民法で、いかなる債権が譲渡禁止債権とされるのか。当事者が譲渡禁止を約定した債権であっても、譲渡できるか。また当該譲渡禁止の約定は、第三者にも対抗できるか。日本民法第466条の5の規定は、預金債権・貯金債権に当事者が譲渡制限の意思表示をしている場合を予定しているようだが、預金債権・貯金債権以外の他の金銭債権に譲渡制限の意思表示がある場合、第466条の5による規律との関係はどうか。当該規定により、預貯金債権を債権譲渡人が取得した場合、当該債権の債務者は、譲渡人に対して譲渡制限特約の違約責任を負担を求めることができるか。
- 3 環境権利侵害（不法行為）における証明 日本では、なぜ環境権利侵害（不法行為）に関して因果関係の証明責任転換規定を置いていないのか。日本では、いかなる方法によって環境権利侵害訴訟における原告の証明に関する負担を軽減しているのか。
- 4 自動車交通事故における帰責原則 日本における自動車交通事故責任の帰責原則はどのようなものですか。また免責事由はありますか。この点、中国の道路交通安全法第76条1項2号では「自動車側に過失がない場合、10%を超えない賠償責任を負担する。」と定められているが、同規定についてはどのような評価がなされるだろうか。
- 5 分譲住宅の前置り 日本において、分譲住宅の前置り制度が存在しますか。もし存在すれば、どのようにして前置り分譲住宅の所有権者の利益を保護していますか。さらに、日本の仮登記制度はこの分野に適用されるのでしょうか。
- 6 加工、付合、混合 所有権が異なる複数の物は、加工等の原因によって一つの新しい物を形成する。この新しい物の所有権帰属の問題について、日本民法は関連規定を置いているか。具体的にどのよう規定しているのか。
- 7 中国民法典各分編（草案） 中国民法典各分編草案第2次審議稿に対する先生方のご感想、ご助言、ご提言などについてご教示いただければ幸いです。

- 1 日本の知財関連法の最新動向 日本における発明特許、実用新案、意匠に関連する法律等の改正状況及び実務における最新動向についてご教示ください。
- 2 大学・研究機関の発明創造 中国の大学、科学研究機構は、現在、大量の専利権を保有している一方で、その実施・利用率が低いのも実情です。この問題に関連して、日本における科学技術成果の実用化、専利権の実施・運用面での政策措置や、その実施効果と関連事例があればご教示ください。
- 3 特許無効抗弁 日本の特許権侵害訴訟における特許無効抗弁の関連規定及び実務の状況についてご教示ください。また、裁判所は特許権の効力を認定した後、どのようにして特許関連行政機関とリンク・連携できるのでしょうか。
- 4 専利権保護における行政法執行 現行専利法は、専利権侵害紛争について専利権者又は利害関係者が人民法院に提訴すること、及び専利行政部門による処理を求めると定めています。専利権侵害者に対する専利行政部門による処理は中国特有の制度であり、従前から二つの見解が存在する。①行政部門による処理は効率がよく、少額で多発している権利侵害行為の解決に有用であるため、これを強化すべしとの見解。②専利権は民事権利に属し、主として司法手段を利用し救済を求めべきであるため、行政部門による処理を弱めるか、又は取消すべしとの見解である。この問題に対する日本の専門家のお考えを伺いたいと考え次第です。
- 5 薬品と特許 日本の製薬産業は発達していますが、新薬と後発医薬品の発展を促進するために講じられる主な政策措置（知的財産権及びその他の場合）や、その実施効果についてご教示ください。また、パテント・リベンジと医薬品に関する特許権の存続期間の延長制度 について、製薬企業業界や薬品に対するアクセスへの影響を踏まえて、ご教示いただきたい。
- 6 日本における特許強制許可制度及びその実務上の運用状況についてご教示ください。
- 7 特許権と独占禁止 特許権濫用は、独占行為に該当する以外にどのような状況が考えられますか。特許権濫用防止を目的とした関連規定及び実務状況についてご教示ください。
- 8 日本における科学技術イノベーションやハイテク産業発展の促進奨励に関する政策措置等（知的財産権及びその他の場合）及びその実施効果、関連する事例をご教示下さい。

専利法赴日调研

378	2019	全国人大法工委经济法室	王瑞贺	2019年11月4日~15日
379	2019	全国人大法工委经济法室	杨永明	2019年11月4日~15日
380	2019	全国人大法工委经济法室	陈扬跃	2019年11月4日~15日
381	2019	全国人大法工委经济法室	刘良	2019年11月4日~15日
382	2019	全国人大法工委经济法室	李翔宇	2019年11月4日~15日
383	2019	全国人大法工委经济法室	张金勇	2019年11月4日~15日
384	2019	全国人大法工委立法规划室	诸政红	2019年11月4日~15日
385	2019	全国人大法工委立法规划室	王历磊	2019年11月4日~15日
386	2019	全国人大法工委立法规划室	王思丝	2019年11月4日~15日
389	2019	全国人大法工委立法规划室	刘林	2019年11月4日~15日
390	2019	全国人大法工委法规备案审查室	王巍巍	2019年11月4日~15日
391	2019	全国人大法工委办公室	时晓磊	2019年11月4日~15日



中華人民共和国  
「市場経済の健全な発展と民生の保障のための法制度整備プロジェクト」  
終了時評価調査  
中国側カウンターパート向け質問票

お名前： \_\_\_\_\_  
所属組織： \_\_\_\_\_  
プロジェクト内担当分野（対象とした法令）： \_\_\_\_\_

はじめに：

本質問票に対する皆様の回答は、本終了時評価調査において大変重要な情報となります。これら情報は有効利用させていただきますが、如何なるレポートにおいても回答者の名前は守秘されます。皆様の忌憚無いご意見を頂戴できれば幸いです。ご自身に関連がない質問については、スキップして下さって結構です。

### 1. 有効性

#### 成果

1-1 【重要】本プロジェクトで達成が期待される成果 1 は「プロジェクトで対象とした法令に関し、中国における当該法分野の立法に役立てるため、日本の関連法制度と運用に関する研究成果が取りまとめられる」となっています。

この文面（表現）に注目しつつ、本成果分野において、①どのような研究成果が取りまとめられたのか、②その研究成果は中国における立法において、どのように役立ったのかという観点で、成果達成状況をご記載ください。本評価調査は具体的なエビデンスに基づくため、①、②ともに具体的な実績を記載してください。

コメント/理由：

① まとめた研究成果の「実績」： \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

② 中国の立法において役立った「具体的な事例」： \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

1-2 【重要】本プロジェクトで達成が期待される成果 2 は「中国における立法過程及び法の執行の質の向上に役立てるため、日本の立法過程及び立法後評価（政策評価）の経験に関する研究成果が取りまとめられる」となっています。

この文面（表現）に注目しつつ、本成果分野において、①どのような研究成果が取りまとめられたのか、②その研究成果は中国における立法過程及び法の執行の質の向上において、どのように役立ったのかという観点で、成果達成状況をご記載ください。本評価調査は具体的なエビデンスに基づくため、①、②ともに具体的な実績を記載してください。

コメント/理由：

① まとめた研究成果の「実績」： \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

② 中国の立法過程及び法の執行の質の向上において役立った「具体的な事例」： \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

1-3 【重要】本プロジェクトの目標は「日本の立法経験を参考にした、質の高い、有効に実施可能な中国の経済、社会分野の法律制定・改正作業が促進される」となっています。

この文面（表現）に注目しつつ、本プロジェクト目標において、①中国における法律制定・改正作業の促進において、日本の立法経験（のとりまとめ）がどのように参考にされたか、及びその具体的な実績の観点で、プロジェクト目標の達成状況を記載してください。

コメント/理由：

① 日本の立法経験が参考にされた「具体的な事例」：

---

---

---

② 日本の立法経験が参考にされたと判断する場合、その貢献度を記載してください：

---

---

---

#### 貢献要因

1-4 プロジェクトの諸活動の成果を促進した、特筆すべき貢献要因はありましたか。下記の例などを参考に、ご自身の考える貢献要因を挙げてください（カッコ内はあくまでも例示です。選択式の質問ではありませんのでご注意ください）。

- 人的側面：（例：本邦研修、ローカルコンサルタントの活用、日本側の人的投入体制等）
- 組織的側面：（例：活動を調整する部署の設置、実施体制の変更等）
- 物的側面：（例：資機材の入手等）
- 広報活動：（例：対外的な評判によるモチベーション高揚、政府からの奨励等）
- 政策的側面：（例：中央・地方政府からの政策的な優遇等）
- 財政的側面：（例：中央・地方政府からの追加予算措置）
- 外的側面：（例：他プロジェクトとの連携効果等）

---

---

---

---

#### 阻害要因

1-5 プロジェクトの諸活動及び成果の発現を阻害した、特筆すべき阻害要因はありましたか。ありましたら下記に記入ください。  
また、それら阻害要因による影響を回避するためにいかなる対策を取りましたか。こちらも合わせてご回答ください。

---

---

---

---

## 2. 効率性

### 【日本側投入】

#### 人的投入

2-1 本プロジェクトにかかる人的投入実績について下表に即して評価を行なってください（該当箇所をチェックしてください）

1) 現地セミナー時における専門家（調査団）投入

	1. 適切だった	2. ほぼ適切だった	3. やや不適切な面があった	4. 不適切だった	5. 評価できない（分からない）
従事者人数					



従事者分担(*注)					
従事期間					

コメント/理由：

---



---



---

#### 本邦研修

2-2 本邦研修では様々な組織や研究者・学者を訪問しました。これらの訪問、意見交換によって、どのような知見を得ましたか。また、その新たな知見や気付きは、対象法令の各種作業においてどのように反映されましたか。具体的な事例を挙げてください。

---



---



---

#### 【中国側投入】

##### 人的投入

2-3 本プロジェクトにかかる人的投入実績について下表のとおりの評価を行なってください(該当箇所をチェックしてください)

##### 1) カウンターパート (中央)

	1. 適切だった	2. ほぼ適切だった	3. やや不適切な面があった	4. 不適切だった	5. 評価できない(分からない)
従事者人数					
従事者専門性					
従事期間					

コメント/理由：

---



---



---

#### 補完効果の有無

2-4 本プロジェクトを実施するにあたり、他プロジェクトとの間で相互に情報を補完するなどの補完効果はありましたか。補完効果が生じたプロジェクトおよび如何なる補完効果が生じたか、ご教示ください(例えば、GIZなど他ドナープロジェクトと有効な相互の勉強会があった等)。

コメント：

---



---



---

### 3. インパクト

#### 波及的インパクト

3-1 本プロジェクト実施期間において、プロジェクトが予期していた/予期していなかったインパクトは生じましたか。下記の視点に即してご回答ください。

- (1) 学術面(例えば、本プロジェクト経験をもとに論文が発表された等があれば、その著書、論文名を記載してください)
- (2) 社会経済面(例えば、セミナー開催を通して日系・地元企業に対する情報提供を実施した等があれば、地元企業からの評判などを教えてください)

(3) その他（政策面、技術面、環境面など～もしあれば）

#### 4. 持続性

JICA 技術協力プロジェクトの評価ガイドラインでは、持続性について以下の視点を以て検証します：

- ① 政策面            プロジェクトの成果産出を持続させるにあたり、対象国政府はプロジェクトの関連活動を政策的に支援し続けるか否か、政策的に重要な位置づけを保持し続けるか否か
- ② 技術面            プロジェクトの成果産出を持続させるにあたり、対象国カウンターパートは十分な技術力を有しているか否か、もしくは技術力を常時アップデートできる環境にあるか否か
- ③ 組織面            プロジェクトの成果産出を持続させるにあたり、対象国カウンターパート組織は十分な人数および組織構成を有しているか否か
- ④ 財務面            プロジェクトの成果産出を持続させるにあたり、対象国は十分な予算を確保できるか否か

上記を踏まえて；

「中国側カウンターパートである法工委が、プロジェクト終了後も独自に法律制定および改正作業を行なう」にあたって、政策面、技術面、組織面、財務面において、特に懸念される事項はあるでしょうか。

また、懸念事項は無く、持続性は十分に高いと判断される場合、その判断材料となる情報（エビデンス）について、上記の政策面、技術面、組織面、財務面に即してご教示ください。

---

---

---

---

---

---

---

---

#### 5. プロセス

5-1 プロジェクトの活動において、関係者間のコミュニケーションは十分に取れていたと思いますか。

- 1.  はい    十分に取れていた
- 2.  はい    おおむね取れていたが、改善すべき点もあった
- 3.  いいえ   大きく改善すべき点があった
- 4.  わからない・回答不可

コメント/理由：

---

---

---

---

5-2 プロジェクトの活動にかかる進捗状況のモニタリングは適切に行われてきたと思いますか。モニタリングを行ううえで取り組んだ工夫やツールなどがあれば、合わせてご教示ください。

- 1.  はい    適切に行なわれていた
- 2.  はい    おおむね行なわれていたが、改善すべき点もあった
- 3.  いいえ   大きく改善すべき点があった
- 4.  わからない・回答不可

コメント/理由：

---

---

---

---

5-3 日本側及び中国側で構成されるプロジェクトのマネジメント体制は適切であったと思いますか(JCCによる意思決定、JCCおよびプロジェクトのカウンターパートに適切な組織が選定されているか、JCC以外の仕組みの有無及びその効果等の視点)。また、その体制は当初の期待通りに機能しましたか。

- 1.  はい 適切であった
- 2.  はい おおむね適切であったが、改善すべき点もあった
- 3.  いいえ 大きく改善すべき点があった
- 4.  わからない・回答不可

コメント/理由：

---

---

---

## 6. 特記

6-1 これまでのプロジェクト期間を振り返り、どのような活動を加えていけば（もしくは除いていけば）、プロジェクトの効果は更に大きく発現されていたと思いますか（いかなる実施上の工夫、巻き込むべき人材・組織等々）。  
また、今後のプロジェクト活動において、改善すべきと考える点があれば、合わせてご教示ください。

---

---

---

ご協力有難うございました。  
JICA 終了時評価調査団

以上

中華人民共和國  
「市場經濟の健全な發展と民生の保障のための法制度整備プロジェクト」  
終了時評価調査  
日本人専門家向け質問票

お名前： \_\_\_\_\_  
ご担当分野（派遣専門家名称）： \_\_\_\_\_

はじめに：

本質問票の回答を以て、プロジェクトの詳細を出来る限り把握したいと考えております。それゆえ、本質問票の回答にあたっては特にコメント欄の記載をお願いしたく存じます。お手数をおかけしますが、何卒宜しく願い申し上げます。

### 1. 妥当性

#### ニーズの整合性（中国中央政府）

1-1 本プロジェクトの目標「日本の立法経験を参考にした、質の高い、有効に実施可能な中国の経済、社会分野の法律制定・改正作業が促進される」及び一連の成果・活動は、中国中央政府のニーズに現在も即していると思いませんか。

1.  はい 極めて合致している
2.  はい おおむね合致している
3.  いいえ 一部合致していない
4.  いいえ あまり合致していない
5.  わからない・回答不可

コメント/理由：

---

---

---

#### 政策との整合性

1-2 JICA プロジェクトでは「プロジェクトが相手国政府の政策、方針に整合しているか否か」を検証しています。この観点において、本プロジェクトの事前評価表（プロジェクト開始時）において以下の記載があります。

（引用開始）

- 当該国における法・司法セクターの開発政策と本事業の位置づけ  
2013年3月第12次全人代常務委員会において発足した新体制の下、5カ年立法計画が採択された。この全人代の5カ年立法計画で制定・改訂の対象となった法令は、期間内に草案が確実に起草され、その殆どが期間内に制定・改訂される。立法計画では、「市場經濟の健全な發展のための整備」「民生の保障」「環境保全と生態系の保護、環境友好型社会の構築のための環境保護関連法律」の3点が重点分野として挙げられており、本事業は立法計画の重点分野に沿った協力を実施する。

（引用終了）

今般終了時評価調査では、上記にならって情報をアップデートしたいと考えています。2018年3月の第13次全人代においても同様の5カ年立法計画が採択されたのでしょうか。また、（採択されたとの前提において）5カ年立法計画の重点分野は何だったのでしょうか。本プロジェクトとの関連性を示して頂ければ幸いです。

コメント：

---

---

---

プロジェクトデザインの適切性・外部環境の変化

1-3 プロジェクト開始後の中国国及び対象地域内での社会、経済、政治等の影響によって、現在のプロジェクトデザインでは不足している、もしくは対処しきれない等の活動がありますか。

- 1.  はい
- 2.  いいえ・特に問題は無い
- 3.  わからない・回答不可

コメント（「はい」の場合）：

---

---

---

日本の技術の優位性・経験の活用

1-4 本プロジェクトの実施にあたって日本独自の経験や技術面での優位性が発揮されている活動がありますか。

- 1.  はい（具体例を下記に示してください）
- 2.  いいえ
- 3.  わからない・回答不可

コメント/理由：

---

---

---

**2. 有効性**

**\* 2-1 から 2-3 に関して、PDM 実績表の記載事項と異なる視点のコメントがあればお願い致します。同様と  
いうことであれば、こちら 2-1 から 2-3 はスキップして頂いて結構です。**

プロジェクト目標

2-1 本プロジェクトの目標：「日本の立法経験を参考にした、質の高い、有効に実施可能な中国の経済、社会分野の法律制定・改正作業が促進される」は、プロジェクト終了時までに達成されると思いますか。  
PDM 指標以外の観点も合わせて、ご自身の意見・印象をご回答ください。

- 1.  はい
- 2.  いいえ
- 3.  わからない・回答不可

コメント/理由：

---

---

---

成果

2-2 本プロジェクトの成果 1：「プロジェクトで対象とした法令に関し、中国における当該法分野の立法に役立てるため、日本の関連法制度と運用に関する研究成果が取りまとめられる」は、プロジェクト終了時までに達成されると思いますか。PDM 指標以外の観点も合わせて、ご自身の意見・印象をご回答ください。

- 1.  はい
- 2.  いいえ
- 3.  わからない・回答不可

コメント/理由：

---

---

---

---

---

---

---

2-3 本プロジェクトの成果 2:「中国における立法過程及び法の執行の質の向上に役立てるため、日本の立法過程及び立法後評価（政策評価）の経験に関する研究成果が取りまとめられる」は、プロジェクト終了時まで達成されると思いますか。PDM 指標以外の観点も合わせて、ご自身の意見・印象をご回答ください。

- 1.  はい
- 2.  いいえ
- 3.  わからない・回答不可

コメント/理由:

---

---

---

---

#### 貢献要因

2-4 プロジェクトの諸活動の成果を促進した、特筆すべき貢献要因はありましたか。下記の例などを参考に、ご自身の考える貢献要因を挙げてください（カッコ内はあくまでも例示です。選択式の質問ではありませんのでご注意ください）。

- 人的側面：(例：本邦研修、ローカルコンサルタントの活用、日本側の人的投入体制等)
- 組織的側面：(例：活動を調整する部署の設置、実施体制の変更等)
- 物的側面：(例：資機材の入手等)
- 広報活動：(例：対外的な評判によるモチベーション高揚、政府からの奨励等)
- 政策的側面：(例：中央・地方政府からの政策的な優遇等)
- 財政的側面：(例：中央・地方政府からの追加予算措置)
- 外的側面：(例：他プロジェクトとの連携効果等)

---

---

---

---

#### 阻害要因

2-5 プロジェクトの諸活動及び成果の発現を阻害した、特筆すべき阻害要因はありましたか。ありましたら下記に記入ください。  
また、それら阻害要因による影響を回避するためにいかなる対策を取りましたか。こちらも併せてご回答ください。

---

---

---

---

### 3. 効率性

#### 【日本側投入】

#### 人的投入

3-1 本プロジェクトにかかる人的投入実績について下表に即して評価を行ってください（該当箇所をチェックしてください）

1) 日本人専門家

	1. 適切だった	2. ほぼ適切だった	3. やや不適切な	4. 不適切だった	5. 評価できない
--	----------	------------	-----------	-----------	-----------

		た	面があった		(分からない)
従事者人数					
従事者分担(*注)					
従事期間					
コミュニケーション頻度 (対カウンターパート)					

\* 活動内容に適合した専門家の投入分野が設定されているか否か。役割間の重複、混乱はないか。

コメント/理由：

---



---



---



---

### 本邦研修

3-2 日本でのカウンターパート研修について下表に即して評価を行ってください(該当箇所をチェックしてください)

	1. 適切だった	2. ほぼ適切だった	3. やや不適切な面があった	4. 不適切だった	5. 評価できない(分からない)
派遣人数					
選定された参加者					
研修時期					
研修期間					
研修分野・内容					

3-3 本邦研修で得た知見を活用して、本プロジェクトの活動内外で研修参加者が挙げた具体的な成果の事例はありますか。具体例があればご教示下さい。

---



---



---



---

### 【中国側投入】

#### 人的投入

3-4 本プロジェクトにかかる人的投入実績について下表のとおりの評価を行ってください(該当箇所をチェックしてください)

#### 1) カウンターパート(中央)

	1. 適切だった	2. ほぼ適切だった	3. やや不適切な面があった	4. 不適切だった	5. 評価できない(分からない)
従事者人数					
従事者専門性					
従事期間					
コミュニケーション頻度(対日本人専門家)					

\* 本項では多数のカウンターパートを一括して質問していますが、それぞれの組織(委員会)で異なる参加度や特筆すべき参加実態・投入実績がある場合は、本コメント欄で記載頂ければ幸いです。

コメント/理由：

---



---



---



---

2) 上記カウンターパート以外に、本プロジェクト実施のために為された人的投入はありますか(ローカルコン



サルタント等)。プロジェクトへの貢献度も含め、ご教示ください。

コメント：

---

---

---

運営費、機材維持管理費等の活動予算

3-5 本プロジェクトにかかる運営費等の投入実績について下表のとおりの評価を行ってください（該当箇所をチェックしてください）

	適切であった	だいたい適切であった	やや不適切な面があった	不適切であった	分からない
金額					
支出タイミング					

コメント/理由：

---

---

---

補完効果・重複活動の有無

3-6 本プロジェクトを実施するにあたり、他プロジェクトとの補完効果はありましたか。補完効果が生じたプロジェクト及びいかなる補完効果が生じたか、ご教示ください。  
また、他プロジェクトとの重複活動の有無についてもご教示ください。

コメント：

---

---

---

**4. インパクト**

4-1 本プロジェクトの上位目標：「中国の経済体制改革の深化、民生の保障・改善、資源節約型・環境友好型社会の構築を支える法制度が構築される」は、プロジェクト終了3-5年後に達成できると思いますか。PDM 指標以外の観点も併せて、ご自身の意見・印象をご回答ください。

1.  可能性は高い
2.  可能性はある
3.  やや可能性は低い
4.  可能性は低い
5.  わからない・回答不可

コメント/理由：

---

---

---

波及的インパクト

4-2 本プロジェクト実施期間において、プロジェクトが予期していた/予期していなかったインパクトは生じましたか。下記の視点に即してご回答ください。

- (1) 学術面（例：本プロジェクト経験をもとに論文が発表された等）

(2) 社会経済面 (例: セミナー開催を通して日系・地元企業に対する情報提供を実施など)

(3) その他 (政策面、技術面、環境面など~もしあれば)

## 5. 持続性

一般に他セクターの JICA 技術協力プロジェクトでは、持続性について以下の視点を以て検証します:

- ① 政策面            プロジェクトの成果産出を持続させるにあたり、対象国政府はプロジェクトの関連活動を政策的に支援し続けるか否か、政策的に重要な位置づけを保持し続けるか否か
- ② 技術面            プロジェクトの成果産出を持続させるにあたり、対象国カウンターパートは十分な技術力を有しているか否か、もしくは技術力を常時アップデートできる環境にあるか否か
- ③ 組織面            プロジェクトの成果産出を持続させるにあたり、対象国カウンターパート組織は十分な人数および組織構成を有しているか否か
- ④ 財務面            プロジェクトの成果産出を持続させるにあたり、対象国は十分な予算を確保できるか否か

ただし、本プロジェクトは法整備セクターであり、且つプロジェクト目標も「日本の立法経験を参考にして、中国の法律制定、改正作業を促進する」といった内容であることから、持続性がそもそも問われる内容のプロジェクトであるか否かといった、評価デザイン自体の議論もあります。

そこで、本質問票では漠とした質問形式になってしまいますが;

「中国側カウンターパート (中国国内の法整備に関わる機関~法工委等) が、プロジェクト終了後も独自に法律制定および改正作業を行なう」にあたって、政策面、技術面、組織面、財務面において、特に懸念されるような事項はあるでしょうか。懸念事項もしくは先方への提言といった形で表現して頂くことでも結構です。

---

---

---

---

---

---

---

---

## 6. プロセス

6-1 プロジェクトの活動において、関係者間のコミュニケーションは十分に取れていたと思いますか。

- 1.  はい      十分に取れていた
- 2.  はい      おおむね取れていたが、改善すべき点もあった
- 3.  いいえ    大きく改善すべき点があった
- 4.  わからない・回答不可

コメント/理由:

---

---

---

---

6-2 プロジェクトの活動にかかる進捗状況のモニタリングは適切に行われてきたと思いますか。モニタリングを行ううえで取り組んだ工夫やツールなどがあれば、併せてご教示ください。

- 1.  はい      適切に行なわれていた
- 2.  はい      おおむね行なわれていたが、改善すべき点もあった

- 3.  いいえ 大きく改善すべき点があった
- 4.  わからない・回答不可

コメント/理由：

---

---

---

6-3 日本側及び中国側で構成されるプロジェクトのマネジメント体制は適切であったと思いますか(JCCによる意思決定、JCCおよびプロジェクトのカウンターパートに適切な組織が選定されているか、JCC以外の仕組みの有無及びその効果等の視点)。また、その体制は当初の期待通りに機能しましたか。

- 1.  はい 適切であった
- 2.  はい おおむね適切であったが、改善すべき点もあった
- 3.  いいえ 大きく改善すべき点があった
- 4.  わからない・回答不可

コメント/理由：

---

---

---

6-4 プロジェクトの活動を促進するために、採用した工夫やPDMに記載されていない活動はありますか。特筆すべきプロセス上の工夫などがあれば記載して下さい。

---

---

---

## 7. 特記

7-1 これまでのプロジェクト期間を振り返り、どのような活動を加えていけば(もしくは除いていけば)、プロジェクトの効果は更に大きく発現されていたと思いますか(いかなる実施上の工夫、巻き込むべき人材・組織等々)。  
また、今後のプロジェクト活動において、改善すべきと考える点があれば、合わせてご教示ください。

---

---

---

ご協力有難うございました。  
JICA 終了時評価調査団

以上



